

令和元年度自立相談支援事業 就労相談支援員養成研修

【行政説明】

生活困窮者自立支援制度における就労支援 について

令和元年12月11日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

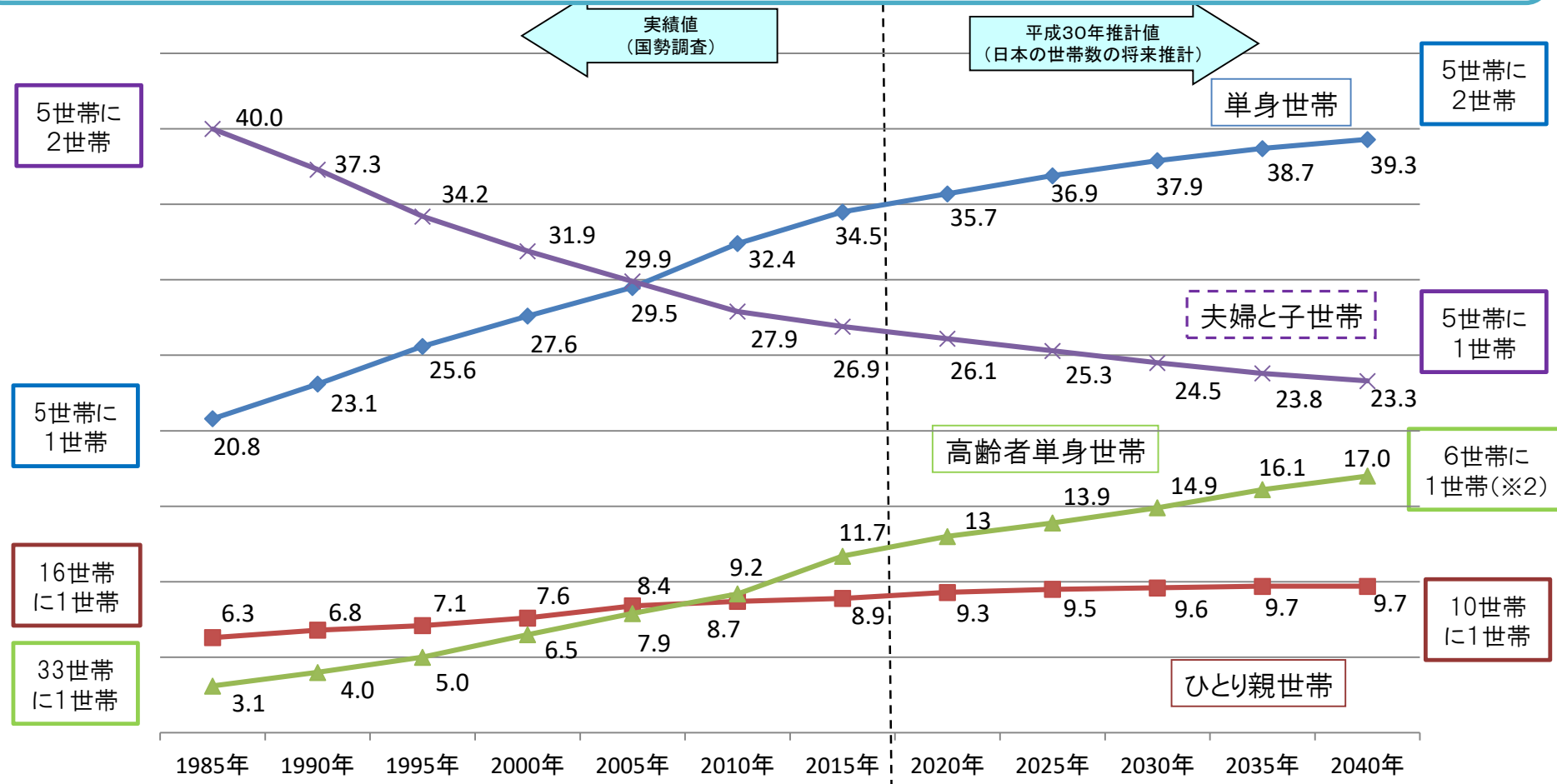
生活困窮者自立支援室長補佐

渡邊 泰彦

1. 社会情勢について

世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世帯数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



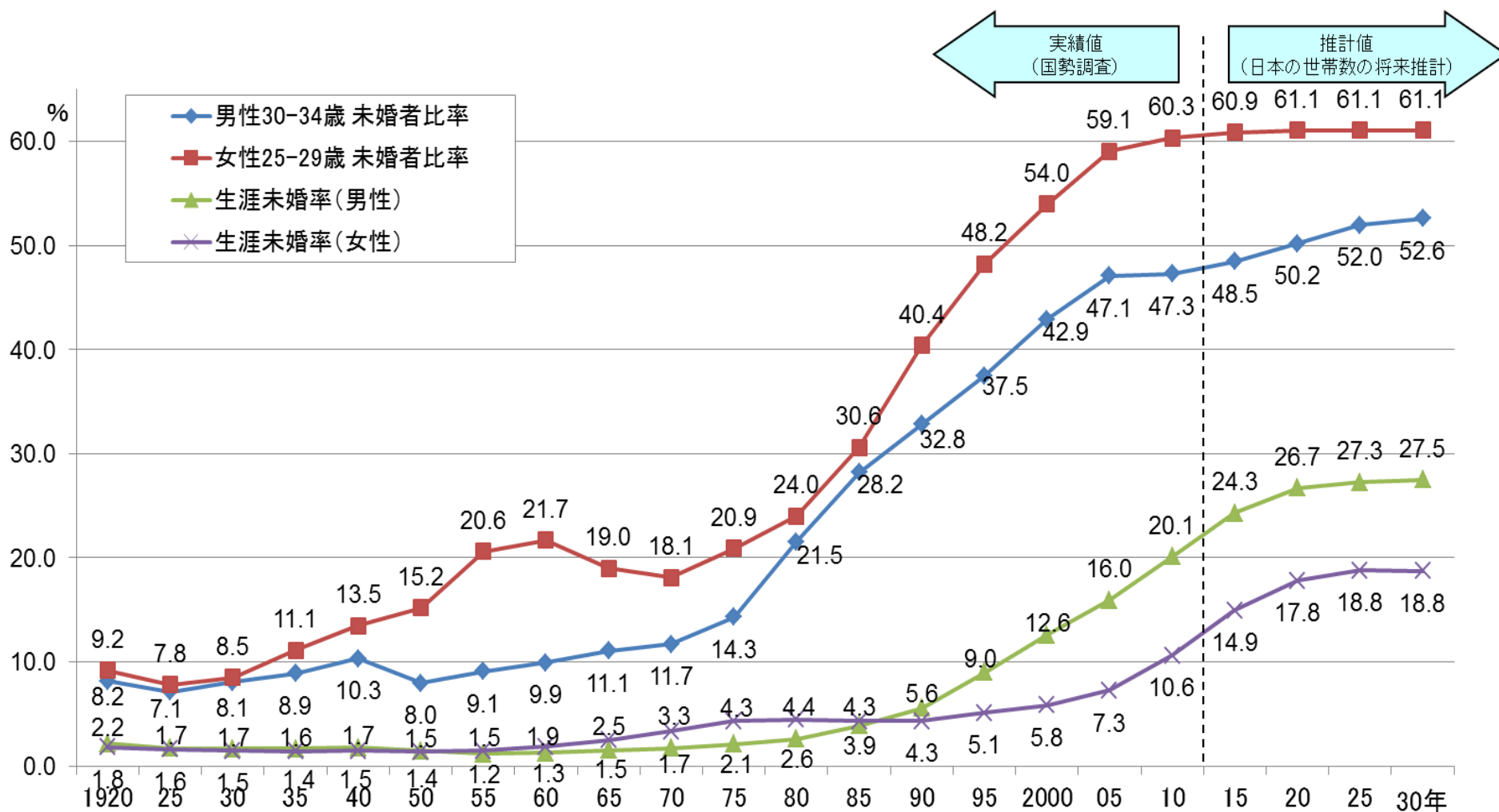
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

生涯未婚率の推移

○ 生涯未婚率は、2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれている。



資料出所: 資料: 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1: 男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2: 生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、

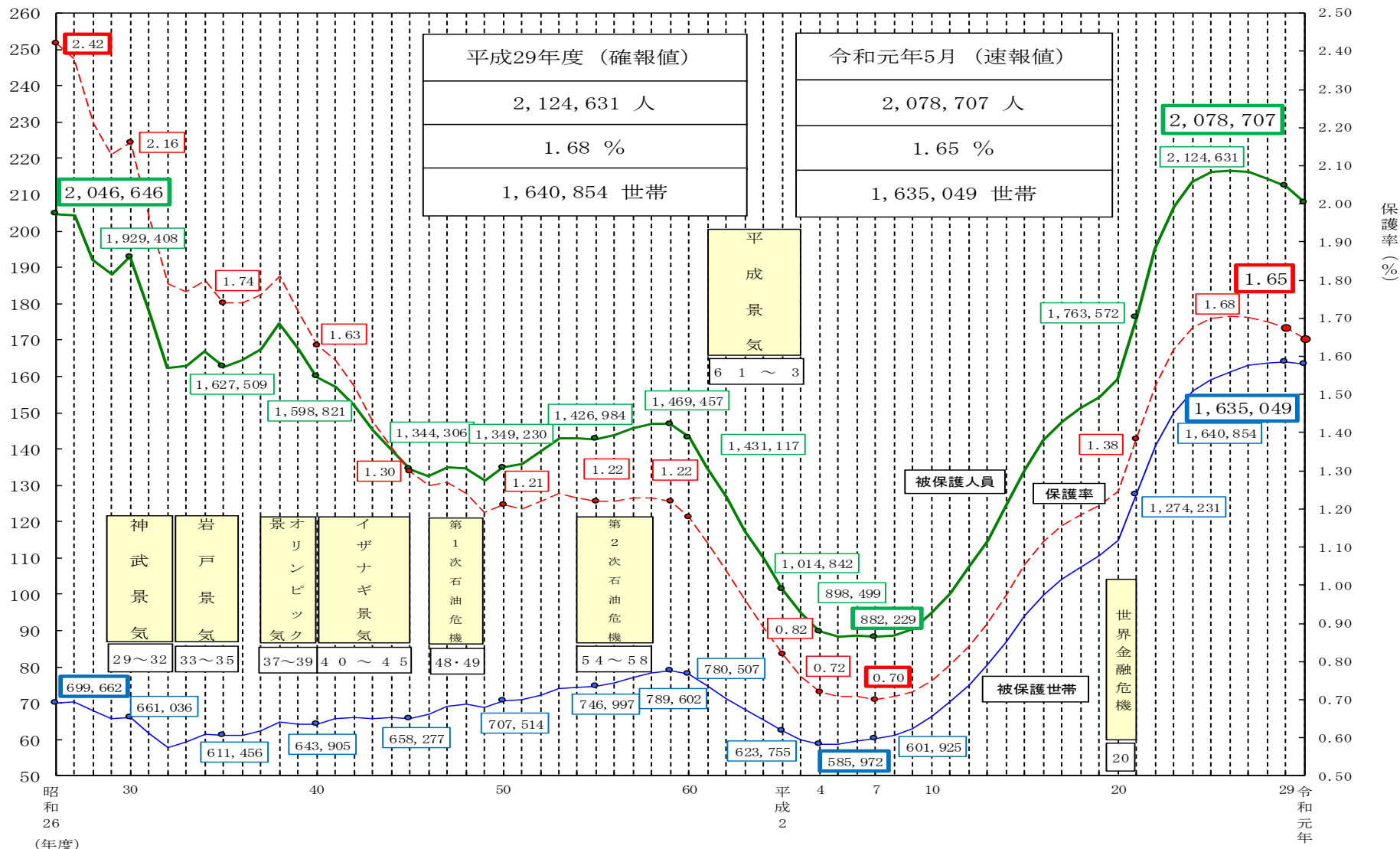
2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

○生活保護受給者数は約208万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。

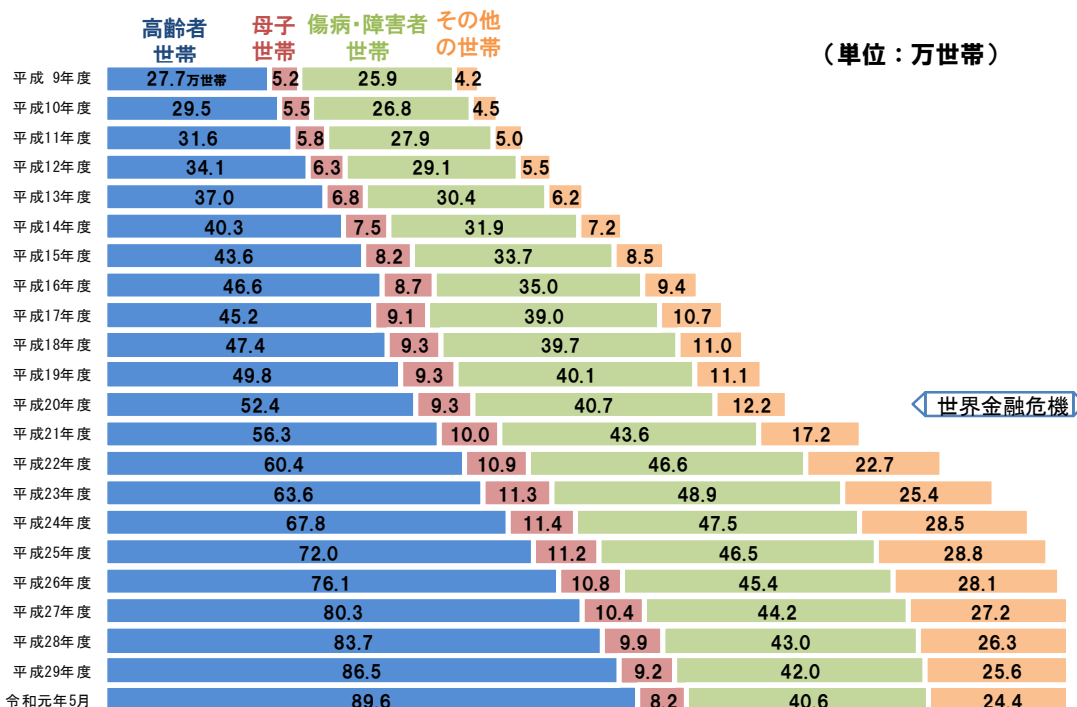
(万)



世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



※ 高齢者世帯の91.4%が単身世帯（令和元年5月）。

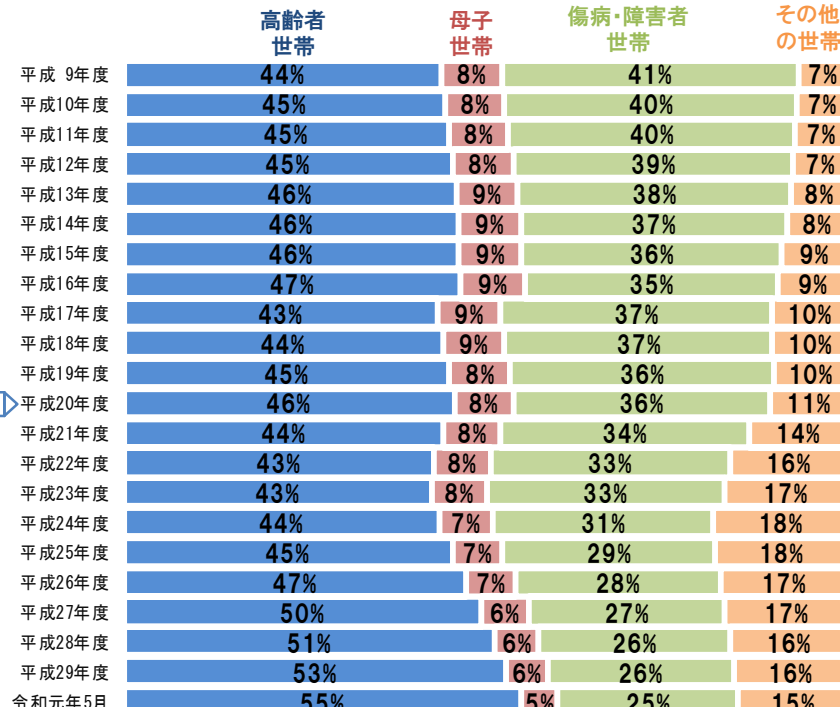
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和元年5月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

■ 世帯類型別の構成割合の推移



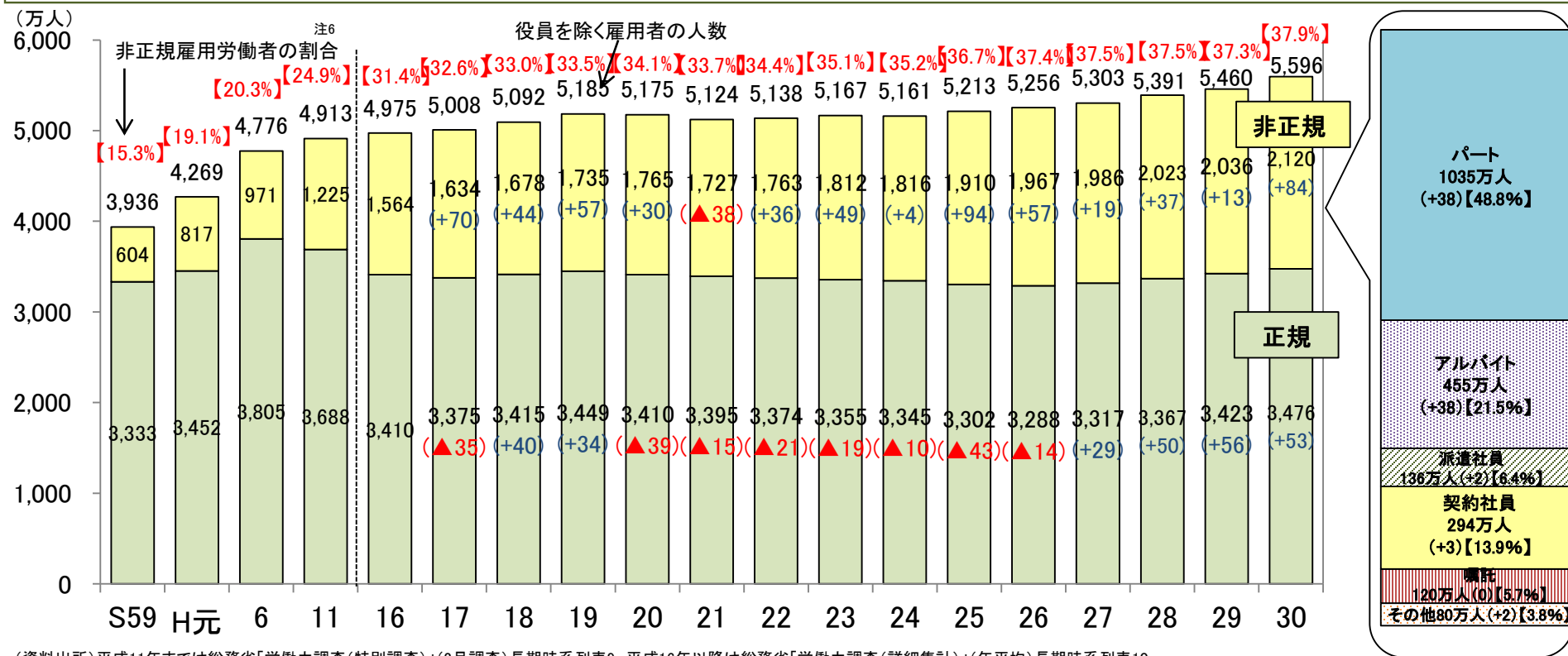
正規雇用と非正規雇用労働者の推移

○ 非正規雇用は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.9%・平成30年平均）。

なお、直近（令和元年7月現在）では、2,174万人（38.1%）※。

○ 正規雇用は、平成26年までの間に緩やかに減少していたが、平成27年に8年ぶりにプラスに転じ、4年連続で増加。

※総務省「労働力調査（基本集計）」（令和元年7月分）。なお、月単位の公表は平成25年1月から開始。



（資料出所）平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

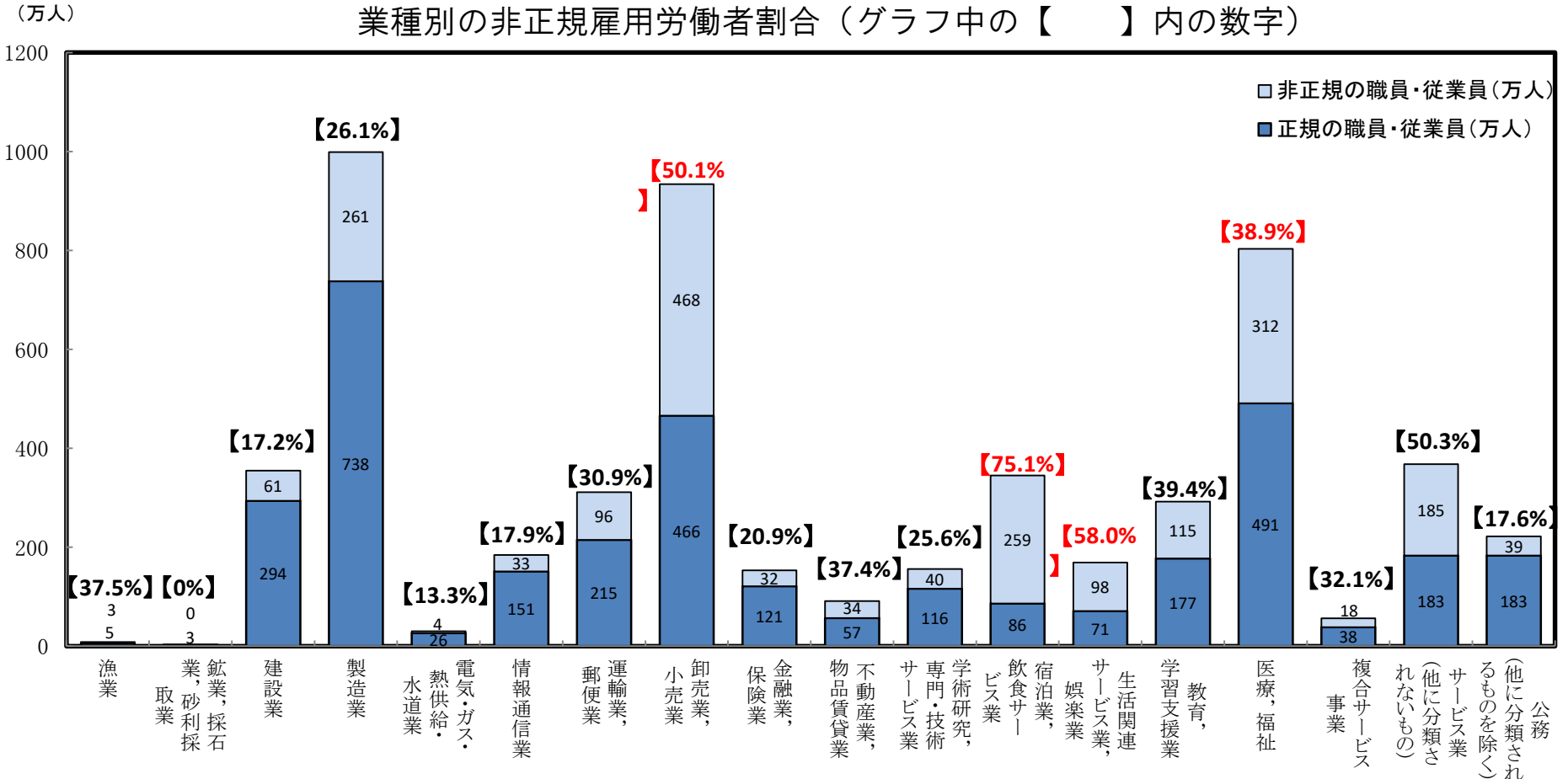
- （注）1）平成17年から平成21年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
 2）平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
 3）平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成27年国勢調査基準）。
 4）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 5）正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 6）非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 7）割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

雇用情勢が改善する中での課題

●非正規雇用労働者の割合は37.9%となっており、産業によって、特に割合が高い分野が存在。

・役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は、37.9%(平成30年平均)。産業別に見ると、ばらつきはあるが、『宿泊業、飲食サービス業』『生活関連サービス業、娯楽業』等のサービス関係、『卸売業、小売業』といった分野で、特に高くなっている。また、人材不足対策の重点分野である『医療、福祉』についても、非正規雇用労働者割合が比較的高くなっている。

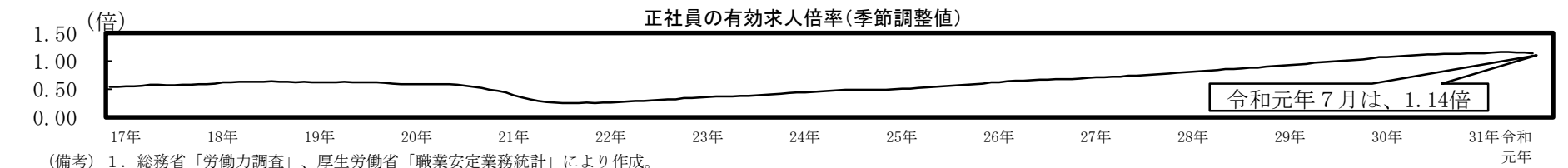
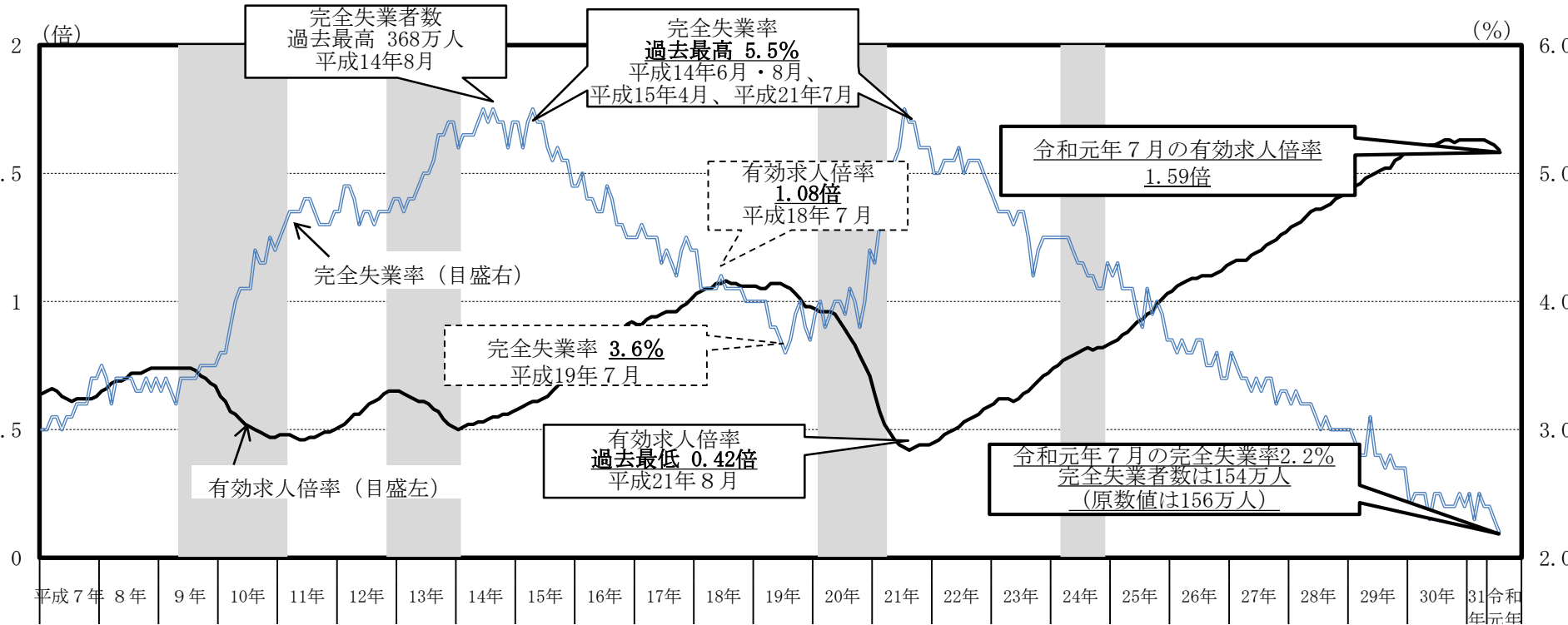
業種別の非正規雇用労働者割合（グラフ中の【 】内の数字）



(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成30年) (注)割合は、役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者(パート、アルバイト、派遣社員、嘱託、その他)の割合。

現在の雇用情勢（全国）～現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。～

- 令和元年7月の完全失業率は2.2%と、前月より0.1ポイント低下。約26年ぶりの低い水準で推移。
- 令和元年7月の有効求人倍率は1.59倍と、前月より0.02ポイント低下。約45年ぶりの高い水準で推移。
- 正社員の有効求人倍率は平成21年11月以降上昇傾向にあり、令和元年7月では1.14倍と、前月より0.01ポイント低下。平成16年11月の集計開始以降、過去最高水準で推移。



(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
2. 2011年3月～8月の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。
3. シャド一部分は景気後退期であり、1995年5月～1999年1月、2000年11月～2002年1月、2008年2月～2009年3月、2012年3月～2012年11月を示す。

主要産業別雇用者数・新規求人数

○ 雇用者数を主要産業別にみると、「医療、福祉」は841万人と、前年同月差10万人増加（2か月連続で増加）。

表1 産業別雇用者数

（単位：万人）

区 分	平成29年	平成30年	令和元年		
			5 月	6 月	7 月
建設業	407 (4)	410 (3)	410(7)	411(▲9)	408(▲8)
製造業	1006 (7)	1014 (8)	1021(3)	1021(14)	1021(19)
情報通信業	203 (3)	210 (7)	213(▲5)	214(8)	231(20)
運輸業、郵便業	328 (1)	330 (2)	336(10)	350(20)	339(13)
卸売業、小売業	988 (12)	993 (5)	997(1)	971(8)	951(▲41)
医療、福祉	786 (8)	802 (16)	804(▲12)	822(4)	841(10)

（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

（注）原数値。()は、年次は前年差。月次は前年同月差。

表2 新規求人数の前年同期比

（単位：%）

区分	平成30年						平成31年				令和元年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
産業計	3.7	3.4	▲6.6	4.6	2.6	▲5.7	2.8	2.1	▲6.0	▲0.3	▲2.5	▲4.2	2.5
建設業	6.6	5.0	▲0.4	5.2	7.1	0.4	7.3	5.8	▲1.6	5.9	▲2.2	▲0.0	7.9
製造業	6.6	5.9	▲4.5	7.2	2.6	▲6.7	0.5	▲3.4	▲10.4	▲4.6	▲8.8	▲12.5	▲5.9
情報通信業	0.4	1.9	▲13.4	0.4	▲0.4	▲3.4	▲1.7	1.3	▲4.2	▲2.0	▲3.3	▲4.5	4.8
運輸業、郵便業	5.2	8.0	▲4.6	11.1	5.2	0.8	7.0	0.9	▲3.3	2.1	0.5	▲5.2	1.7
卸売業、小売業	0.5	3.3	▲8.2	0.1	1.9	▲8.0	0.7	2.9	▲9.8	▲4.2	▲1.1	▲6.1	0.5
医療、福祉	6.3	5.8	▲4.2	6.1	5.1	▲2.9	5.0	4.2	▲0.8	4.8	1.6	1.6	8.1

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）原数値の前年同月比。

地域における雇用情勢

○ 有効求人倍率を都道府県別に見ると、全都道府県で1倍を上回っている。

都道府県別有効求人倍率（令和元年7月）

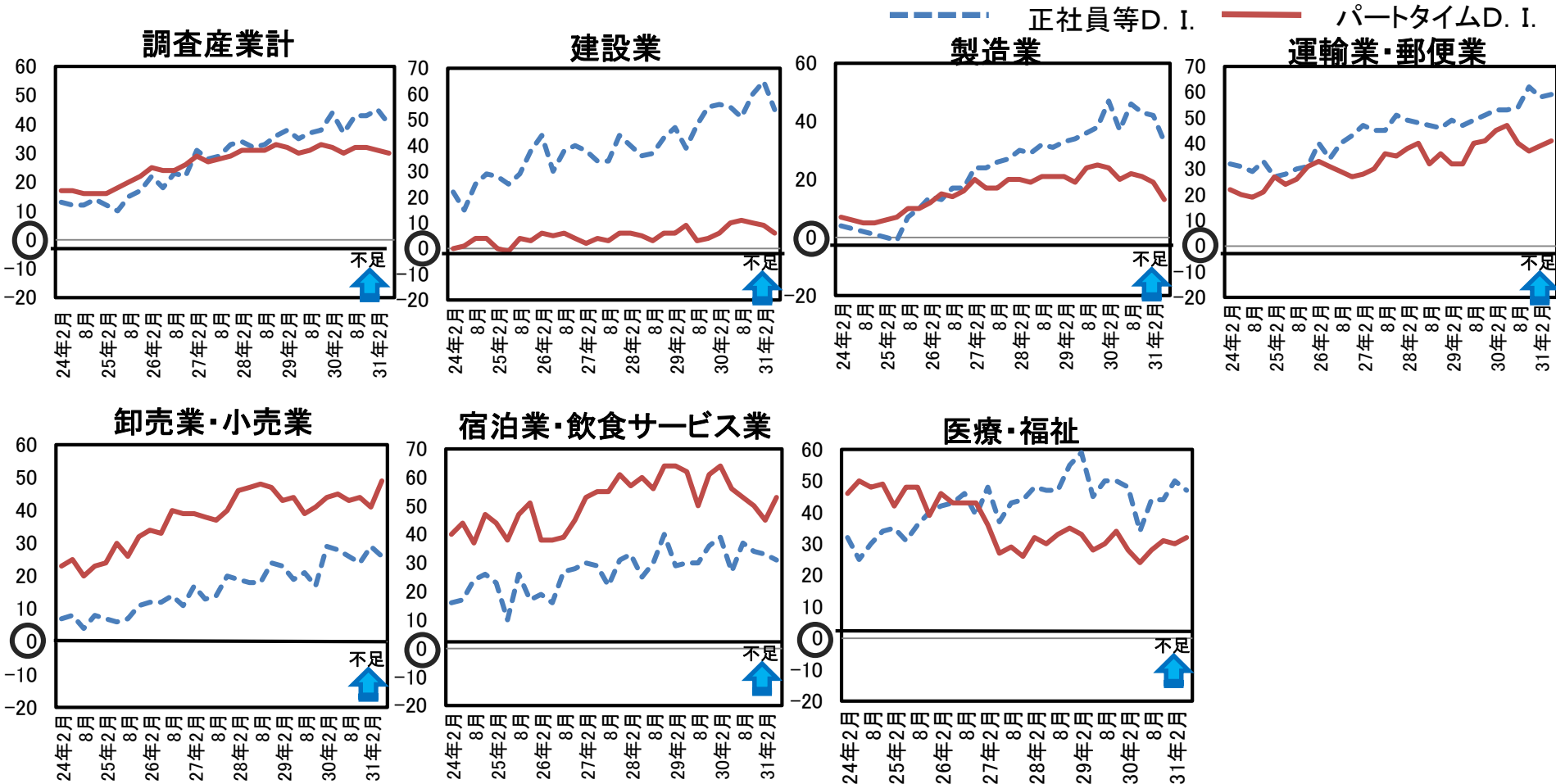
（倍）

北海道	1.23	岐阜県	2.02	佐賀県	1.28
青森県	1.20	静岡県	1.57	長崎県	1.23
岩手県	1.36	愛知県	1.94	熊本県	1.60
宮城県	1.63	三重県	1.68	大分県	1.54
秋田県	1.42	滋賀県	1.36	宮崎県	1.46
山形県	1.45	京都府	1.62	鹿児島県	1.35
福島県	1.50	大阪府	1.77	沖縄県	1.19
茨城県	1.61	兵庫県	1.41		
栃木県	1.41	奈良県	1.48	全国	1.59
群馬県	1.72	和歌山県	1.43		
埼玉県	1.33	鳥取県	1.72		
千葉県	1.32	島根県	1.59		
東京都	2.09	岡山県	1.97		
神奈川県	1.17	広島県	2.03		
新潟県	1.63	山口県	1.62		
富山県	1.87	徳島県	1.51		
石川県	2.00	香川県	1.80		
福井県	2.01	愛媛県	1.60		
山梨県	1.43	高知県	1.32		
長野県	1.60	福岡県	1.56		

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」 ※一般（パート含む）、受理地別、季節調整値。

労働者過不足状況

- 正社員等についてみると、「運輸業・郵便業」、「医療・福祉」、「建設業」等で不足感が強い。
- パートタイムについてみると、「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売業・小売業」で不足感が強い。



(資料出所) 厚生労働省「労働経済動向調査」

(注1) 「正社員等」とは、雇用期間を定めないで雇用されている者または1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。

なお、派遣労働者は含まない。

(注2) %ポイントは「不足」－「過剰」にて算出

●職業によって有効求人倍率にばらつき。人材不足問題が顕在化。

・人材不足対策の重点分野である建設、介護、看護、保育に加えて、サービス、水産加工、輸送・機械運転、保安等で有効求人倍率が高い。

●人材不足が生じている業種や、非正規雇用労働者の割合が高い産業では、若者の離職率も高い。

・非正規雇用労働者の割合が高い『宿泊業、飲食サービス業』『卸売業』『小売業』等で若者の離職率が高くなっている。
また、人材不足対策の重点分野である『建設業』『医療、福祉』等でも若者の離職率が比較的高くなっている。

表1 職業別のミスマッチの状況

(令和元年7月分)

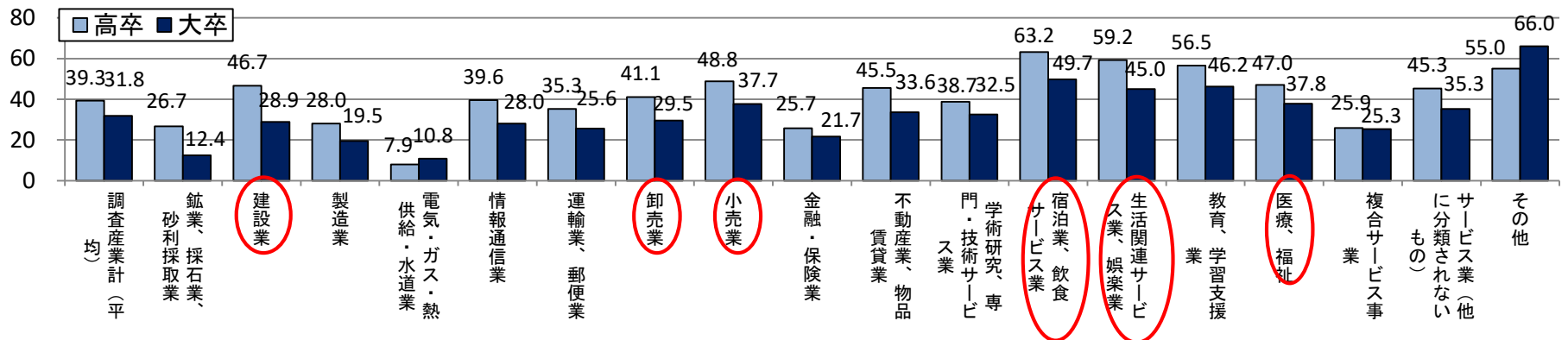
職業	倍率(倍)	求人数(人)	求職者数(人)	職業	倍率(倍)	求人数(人)	求職者数(人)
管理的職業	1.58	10,257	6,488	生産工程の職業	1.70	235,570	138,827
専門的・技術的職業	2.09	482,801	230,544	うち水産物加工工	4.16	5,274	1,268
うち看護師・准看護師	2.18	97,407	44,593	輸送・機械運転の職業	2.58	139,687	54,087
うち保育士	2.68	50,854	18,949	建設・探掘の職業	5.19	115,303	22,198
事務的職業	0.47	227,087	482,055	うち建設の職業	4.89	31,157	6,378
販売の職業	2.25	281,497	125,284	うち土木の職業	5.20	42,468	8,161
サービスの職業	3.56	621,740	174,694	運搬・清掃・包装等の職業	0.76	234,335	310,059
農林漁業の職業	1.55	17,465	11,242	介護関連職種(*)	4.21	296,618	70,383
うち農業の職業	1.46	14,392	9,840	保安の職業	7.63	79,199	10,377
うち漁業の職業	1.42	734	517	職業計	1.41	2,444,941	1,731,183

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」※常用(パート含む)、原数値

(*)介護関連職種:『専門的・技術的職業』のうち、「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉の専門的職業」、『サービスの職業』のうち、「家政婦(夫)、家事手伝い」「施設介護員」「訪問介護職」

(%)

図1 平成27年3月新規学校卒業者の産業別卒業3年後の離職率

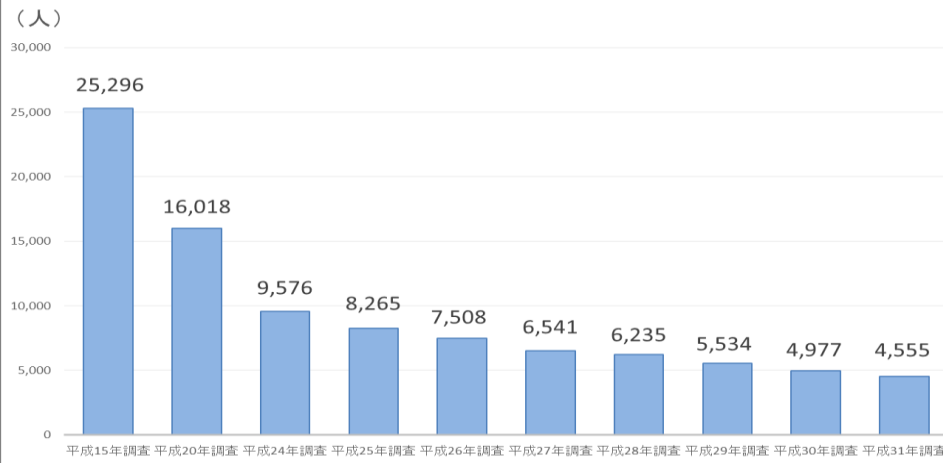


(資料出所)厚生労働省人材開発統計官集計

ホームレスについて

- 国として初めて全国調査を実施した平成15年以降、ホームレスの数は把握している限り、毎年減少しているが、依然として約5千人のホームレスが確認されている。
- ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化などが課題となっている。

1. ホームレス数の推移



2. 性別・年齢の状況

- 男女構成
 - ・ 男性 96.2% (+0.7)
 - ・ 女性 3.8% (▲0.7)
 - 年齢階層
 - ・ ~39歳 3.4% (▲0.3)
 - ・ 40~49歳 8.9% (▲2.9)
 - ・ 50~54歳 9.0% (▲1.9)
 - ・ 55~59歳 13.0% (▲5.3)
 - ・ 60~64歳 22.9% (▲2.8)
 - ・ 65~69歳 23.1% (+6.5)
 - ・ 70歳~ 19.7% (+6.8)
- 平均年齢61.5歳 (+2.2歳)

3. 路上での生活の状況

1 路上生活の形態

- 生活している場所が定まっている者は77.5% (▲5.7)
- 生活場所
 - ・ 公園 33.0% (+4.8)
 - ・ 河川 26.3% (▲2.7)
 - ・ 道路 15.3% (▲0.6)

2 路上生活の期間

- 今回の路上生活の期間
 - ・ 「10年以上」 34.6% (+8.6)
 - ・ 「5年以上10年未満」 20.5% (+0.3)
 - ・ 「3年以上5年未満」 10.5% (▲5.3)
 - ・ 「1年以上3年未満」 12.2% (▲5.5)
 - ・ 「1年未満」 22.2% (+2.0)

3 仕事と収入の状況

- 仕事をしている者は55.6% (▲4.8)
 - 主な内訳は「廃品回収」が70.8% (▲6.9)と最も多い
- 仕事による収入月額
 - ・ 「1万円未満」 9.6% (▲3.6)
 - ・ 「1~3万円未満」 30.7% (▲4.1)
 - ・ 「3~5万円未満」 33.6% (+2.8)
 - ・ 「5万円以上」 25.9% (+4.7)
- 仕事をしている者の平均収入は、約3.8万円 (+0.3万円)

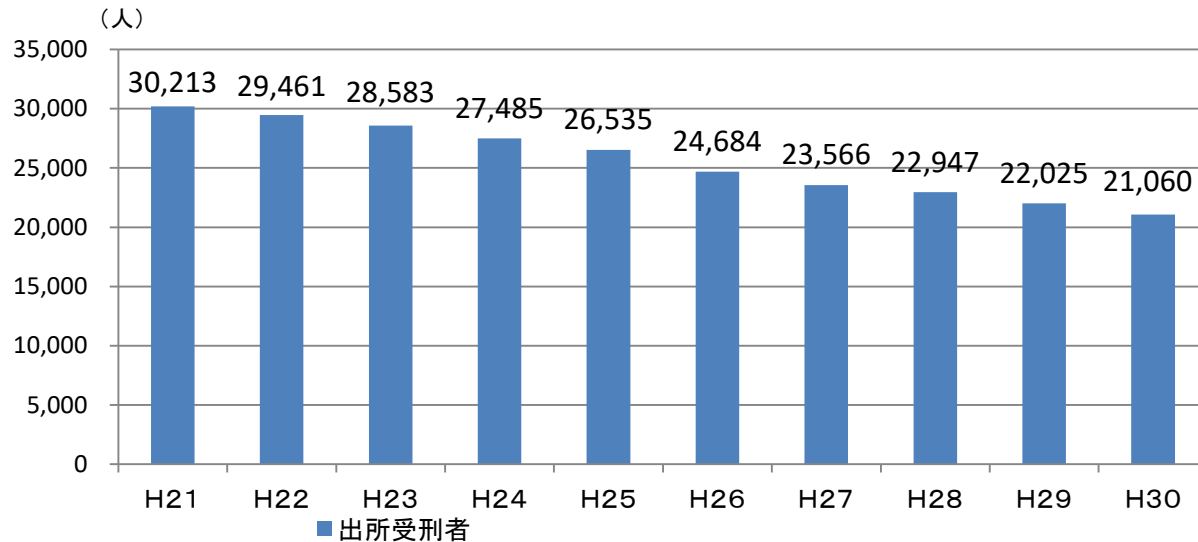
※資料出所：1は、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果。2，3はホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）結果。（いずれも厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）

※2，3のカッコ内は平成24年1月実施調査結果からの変動値。14

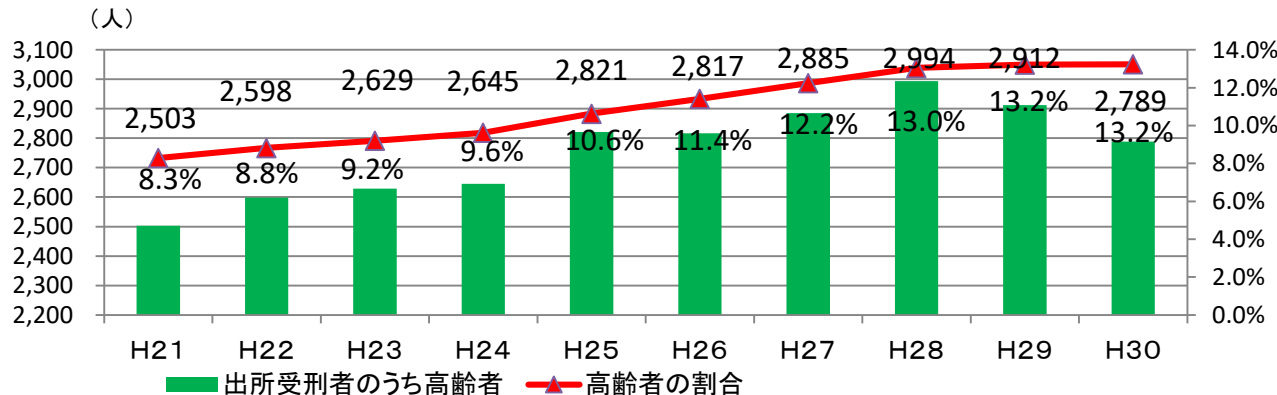
刑務所出所者数の推移

- 刑務所出所者は、総数は減少傾向にあるものの、高齢者は人数・割合ともに増加している。
- 受刑者で見ると、障害を有する者も1割程度存在している。

1. 刑務所出所者数の推移



2. 刑務所出所者のうち高齢者の推移



3. 入所した受刑者のうち知的障害等を有する者

	H30
入所受刑者	18,272
知的障害	302
人格障害	138
神経症性障害	434
その他の精神障害	1,858
知的障害等の割合	15.0%

資料出所：法務省矯正統計統計表

(注1) 上記障害については、刑事施設等において同障害を有すると診断された者をいう。

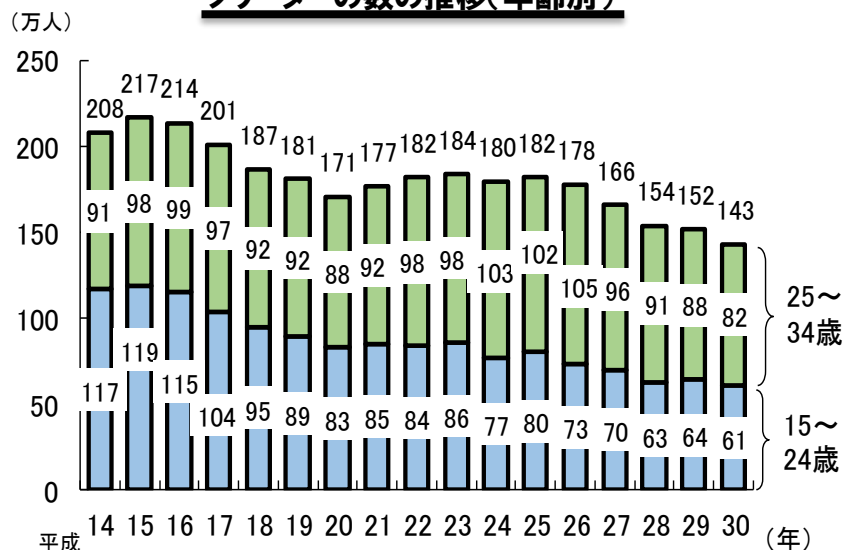
(注2) 「その他の精神障害」は精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。

フリーター・ニートの数の推移

フリーター数は、平成30年で143万人

- フリーター数は、平成30年で143万人と、5年連続で減少している。

フリーターの数の推移(年齢別)



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注1) フリーターの定義は、15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計。

- 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- 失業者(※)のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

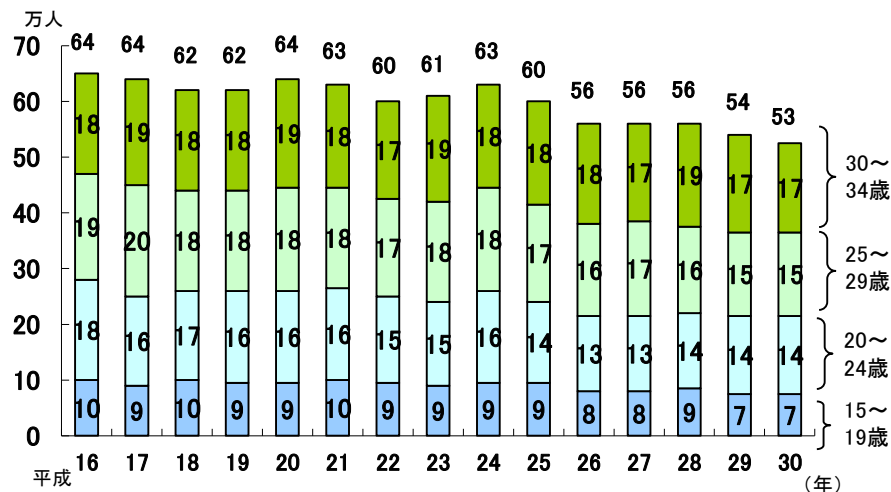
(※)平成30年より、「完全失業者」(1週間以内に求職活動を行った者)から「失業者」(1ヶ月以内に求職活動を行った者)に変更。これに伴い、非労働力人口の範囲も変更。

(注2) 平成23年調査結果は東日本大震災の影響のため、関係統計等を用いた補完推計値である。

ニート数は、平成30年で53万人

- 15~34歳のニート(注)の数は、平成26年以降、50万人台半ばで推移〔平成30年53万人(前年比▲1万人)〕。

ニートの数の推移(年齢別)



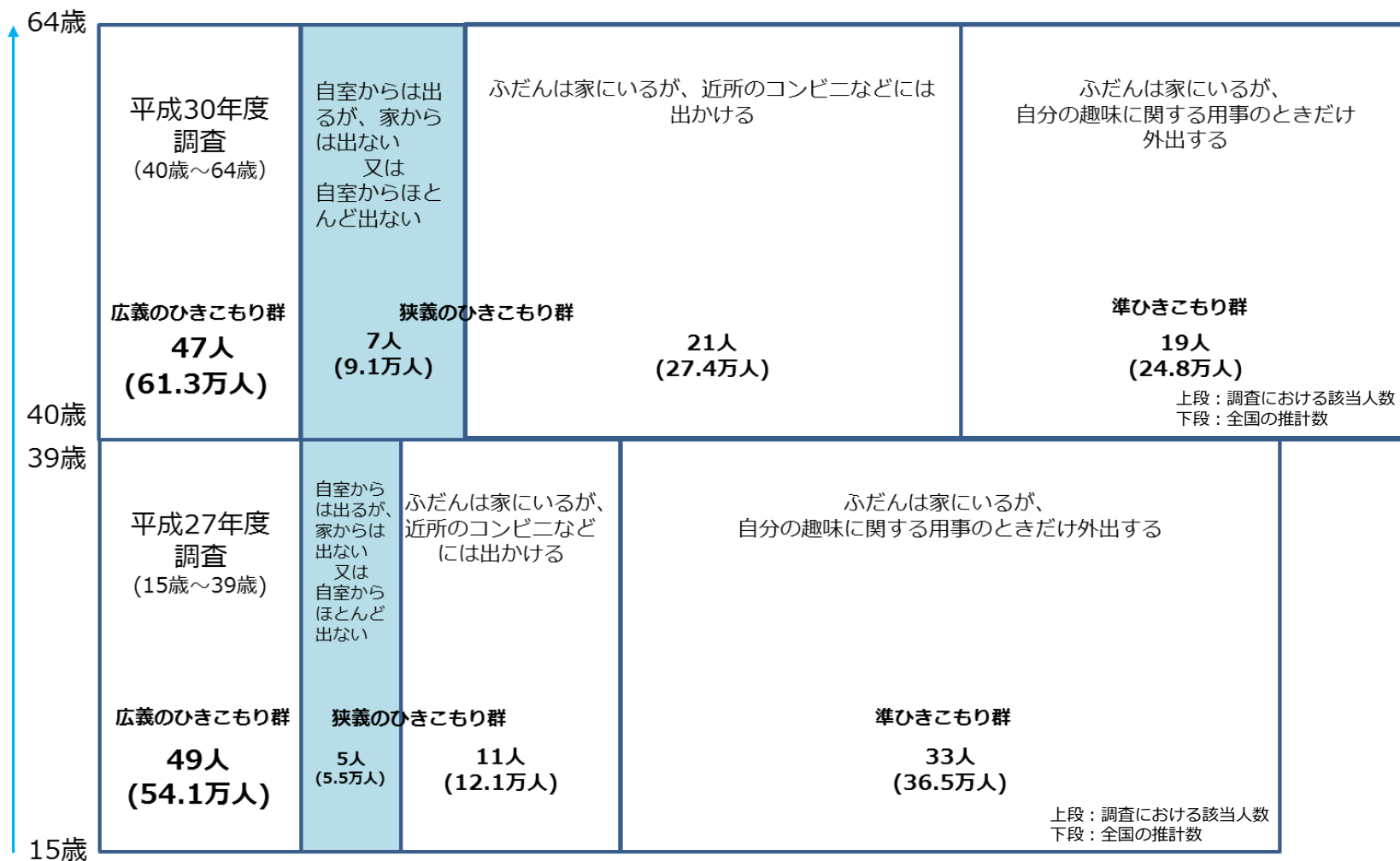
(資料出所) 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注1) 「ニート」の定義は、15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

(注2) 平成23年調査結果は東日本大震災の影響により岩手県、宮城県、福島県を除く。

内閣府「生活状況に関する調査」(平成31年3月29日公表)

内閣府が、平成27年度及び平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」の結果においては、「ふだんどのくらい外出しますか」という問いに対し、「趣味の用事のときだけ外出する」、「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答し、かつ、その状態となって6ヶ月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義している。(※平成27年度調査と平成30年度調査では一部定義が異なる。)



※ H30年度調査結果において、有効回収3,248人(調査対象5,000人)のうち、47人が広義のひきこもり。H27年度調査結果において、有効回収3,115人(調査対象5,000人)のうち、49人が広義のひきこもり。

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果（令和元年8月2日公表）

■実施自治体数

都道府県 レベル	市町村レベル				合計
	指定都市	一般市・区	町村	小計	
23 (49%)	9 (45%)	64 (8%)	32(3%)	105(6%)	128 (7%)
47	20	795	926	1,741	1,788

【留意点】

○都道府県が管内の全ての市町村を調査しつつ、別途、市町村独自で調査をしている場合がある。

※（ ）は全自治体数に占める割合

※全自治体数

■調査方法 ※n=128

ルート・方法	自治体数	割合
民生委員・児童委員（アンケート・聞き取り）	83	65%
保健師・NPO・事業者（アンケート・聞き取り）	29	23%
標本調査（無作為抽出によるアンケート）	22	17%
全戸調査（アンケート）	5	4%
その他（当事者からの聞き取り、住民からの連絡など）	4	3%

【留意点】

○複数回答（一部の自治体では、複数の方法を組み合わせて調査を実施）

○調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって千差万別である。

■調査結果の公表・非公表の別 ※n=128

	自治体数	割合
公表	43	34%
非公表	85	66%

※ 令和元年5月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」

川崎市や東京都練馬区の事件など、たいへん痛ましい事件が続いています。改めて、これらの事件において尊い生命を落とされた方とそのご家族に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれた方の一日も早いご回復を願っています。

これらの事件の発生後、ひきこもりの状態にあるご本人やそのご家族から、国、自治体そして支援団体に不安の声が多く寄せられています。

これまでも繰り返し申し上げますが、安易に事件と「ひきこもり」の問題を結びつけることは、厳に慎むべきであると考えます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくらなければならぬという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年6月26日

厚生労働大臣 根本 匠

ひきこもりの状態にある方への自立相談支援機関における対応（通知）

令和元年 6 月 14 日 付け 社援地発 0614 第 1 号
各都道府県・指定都市・中核市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長あて
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について ～抄～

昨年改正した法に基づく生活困窮者の定義において、経済的な困窮に至る背景事情として「地域社会との関係性」を規定しているが、これについては、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の状況（希薄化等）を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

1 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢

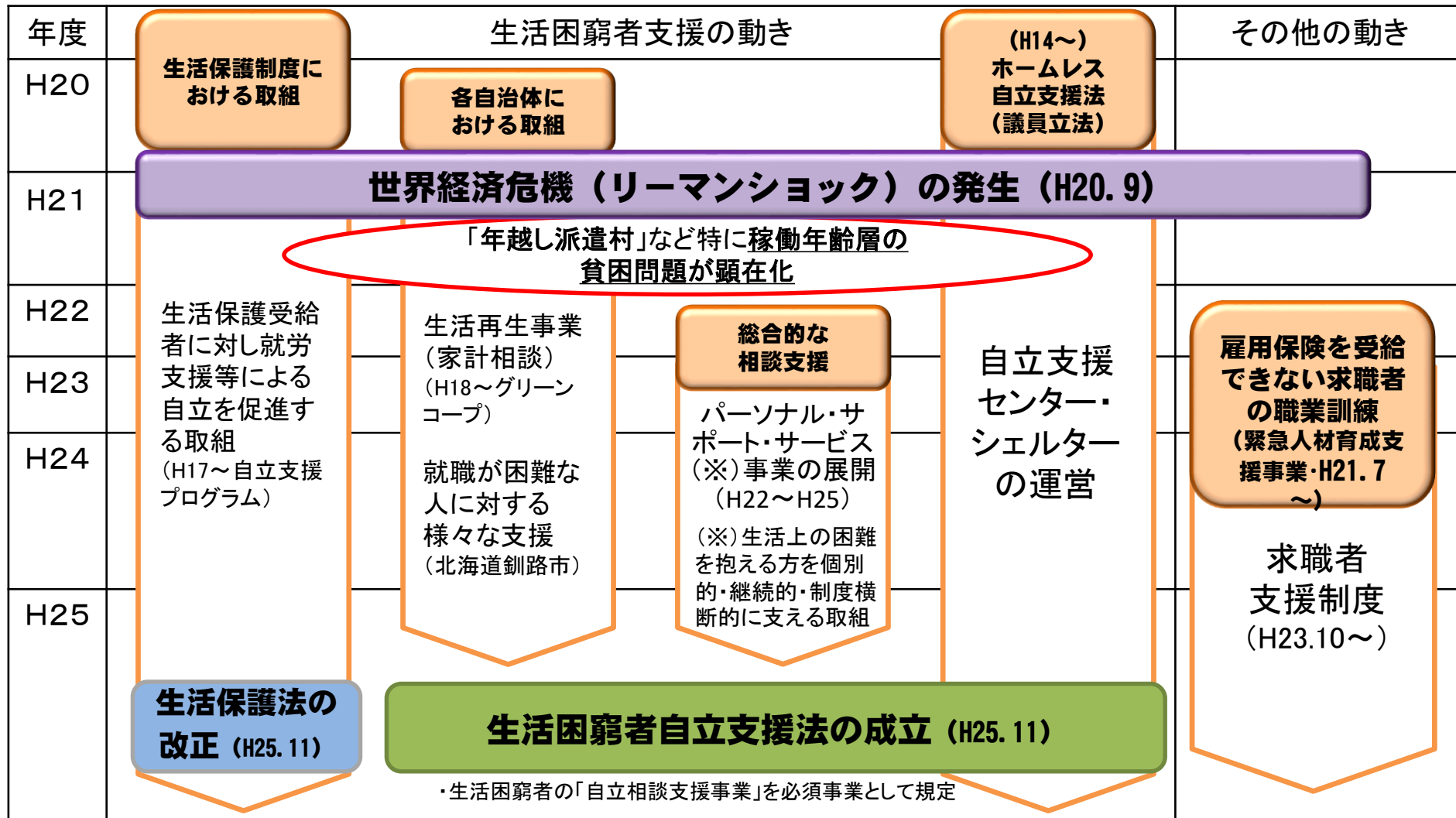
- ・ ひきこもりの状態にある方については、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること

2 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項

- ・ 自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを、地域のネットワークを活用する等、各地域の実情に応じた方法により、改めて住民の方々に周知頂きたいこと
- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと
- ・ 支援等を進めるにあたっては、都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターとの連絡体制を密にするなど関係機関や支援団体との連携による支援を徹底されたいこと

2. 生活困窮者自立支援制度について

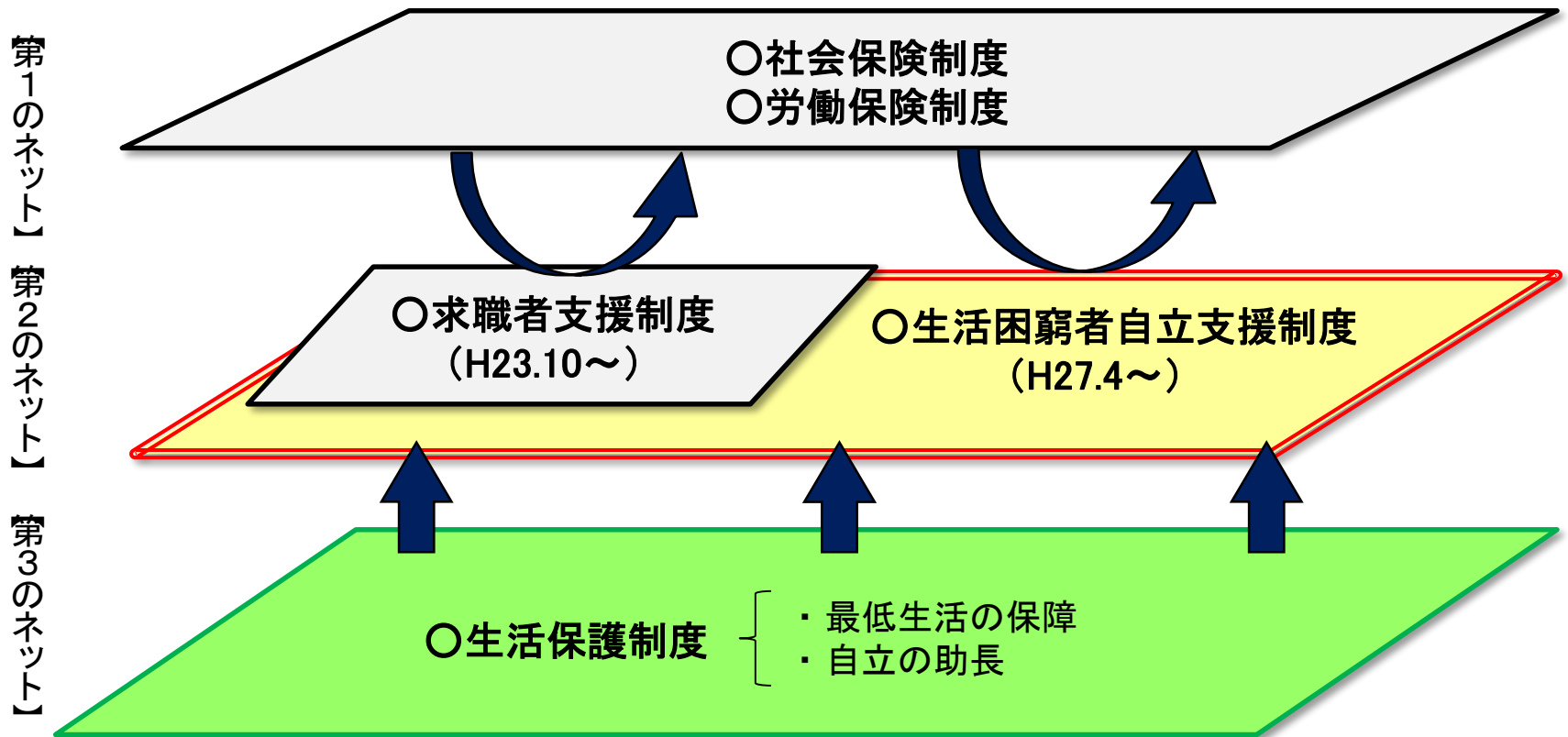
生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



生活困窮者に対する支援の考え方

生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊感情の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつなぎ
- 支援のための地域のネットワークづくり

生活困窮者支援を通じた「地域づくり」

地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

＜主な対象者のイメージ＞

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**

約30万人(H29・厚生労働省推計)

ホームレス

約0.6万人(H29・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**

約0.4万人(H28・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**

約76万人(H28・労働力調査)

**ひきこもり
状態に
ある人**

約18万人(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」) + α(内閣府推計で対象外の40歳以上の人)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約6万人(H27)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.9%(H27・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約311万世帯(H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約137万人(H27・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成27年3月27日付け事務連絡) 等

・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
・児童養護施設退所後の子どもの支援 等

・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
・求職者支援制度の活用

労働行政
(ハローワーク、地域若者サポートステーション等)

生活保護
(福祉事務所)

ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策
(福祉事務所、児童養護施設等)

障害保健福祉施策
(障害者就業・生活支援センター等)

・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
・認定就労訓練事業の担い手確保 等

・地域住民相互の支え合い等インフォーマルな支援の創出
・地域のネットワーク強化 等

地域福祉施策
(社会福祉協議会、民生委員・児童委員、よりそいホットライン等)

介護保険
(地域包括支援センター等)

・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
・地域ネットワークの整備等に係る連携 等

・住居に関する課題への連携した対応

住宅施策
(居住支援協議会)

国民年金保険料免除制度

・納付相談に訪れる者のつなぎ
・国民年金保険料免除制度の周知 等

・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
・子ども・若者総合相談センターとの連携

子ども・若者育成支援施策
(子ども・若者支援地域協議会等)

教育施策
(教育委員会、スクールソーシャルワーカー等)

・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
・高等学校等の修学支援 等

・多重債務者に対する専門的な支援との連携

多重債務者対策
(多重債務者相談窓口、法テラス、弁護士会等)

矯正施設
(保護観察所等)

・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供 等

・農林水産分野における就労の場の確保

農林水産分野

自殺対策施策
(自殺予防に関する相談窓口、地域自殺対策推進センター)

・自殺の危険性が高い者への連携した対応

ひきこもり地域支援センター等

・ひきこもり状態にある者への連携した対応

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度

・納付相談に訪れる者のつなぎ
・所得の低い世帯への配慮措置の周知や申請援助
・保険料(税)滞納者への連携した対応

生活困窮者自立支援制度
(自立相談支援機関)

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者自立支援制度の概要

29年度予算 : 400億円
30年度予算 : 432億円
31年度予算 : 438億円

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業 (全国905福祉事務所設置自治体で 1,317機関(H31年度))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による 相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために
居住の確保が
必要な者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費 3 / 4

就労支援

就労に向けた準備
が必要な者

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を
必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が
一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の
確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

国費 2 / 3

家計再建支援

家計から生活
再建を考える者

◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 1 / 2, 2 / 3

子ども支援

貧困の連鎖
の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成31年3月)

【平成27年度～平成30年度】

- 施行後4年間の新規相談受付件数(延べ件数)は、約91.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約27.1万件。
- 包括的な支援の提供により、約12.6万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)	(参考) 新KPI(令和元年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当たりに 換算すると26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当たりに 換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合 85%

支援状況調査集計結果(H27.4～H31.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	(①)	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

「新たな評価指標」による実態把握

- 「新たな評価指標」は、生活困窮者自立支援制度を通じた生活困窮者の自立支援の効果を把握・見える化するため、スクリーニングにより
 (1)本制度において継続的に支援(プラン作成予定を含む)、(2)他機関・制度につなぐ、となった対象者について、(1)については、当初の
 状態像からその後の継続的支援を通じた状態像の変化、(2)については、つなぎ先となった機関・制度を調査するもの。
 ○ 情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に中断・終了した場合は、本調査の対象外としている。

平成30年5月新規相談受付件数 (支援状況調査より)			→以下の①～③の項目を 把握
	(1) 継続的支援	5,218人	
	(2) 他制度・他機関等へのつなぎ	4,898人	
	(3) その他(※)	11,367人	
21,483件			

(※) 情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に中断・終了した者。

① 意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回	第3回	第4回
「自立意欲」 1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。				
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。				
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。				
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。				
(合計)	0	0	0	0

② 経済的困窮の改善に関する状況

1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
3 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回	第3回	第4回

③ 就労に関する状況

1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
5 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回	第3回	第4回

相談者の構成(年代・性別)

- 相談者(継続的支援+他制度・他機関等へのつなぎ)の年代は、40代(20.2%)が最も多く、次いで50代、70代、60代の順に占有率が高い(合わせて全体の約7割)。
- 相談者は男性が女性より多い傾向にあるが、10代と不明では女性の割合が高くなっている。
- 相談者のうち、「継続的支援」に繋がる割合は、10代～50代では50%強である一方、60代(49.6%)、70代(38.0%)と年代が上がるにつれて、継続的支援となる割合が下がる(他制度・他機関等へのつなぎの割合が高くなる)傾向にある。

1. 相談者(継続的支援+他制度・他機関等へのつなぎ)

約7割

(n=10,116)

		年代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明
人数		192	864	1,340	2,039	1,934	1,590	1,601	556
構成比		1.9%	8.5%	13.2%	20.2%	19.1%	15.7%	15.8%	5.5%
構成比	男性	46.4%	52.5%	51.4%	53.3%	63.2%	65.2%	51.5%	44.1%
	女性	52.1%	47.0%	48.3%	46.7%	36.8%	34.8%	48.4%	53.1%
	不明	1.6%	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	2.9%

うち、継続的支援となる割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
	55.7%	57.8%	57.2%	58.2%	55.4%	49.6%	38.0%	34.2%	51.6%

2. 継続的支援対象者

(n=5,218)

		年代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明
人数		107	499	767	1,187	1,072	788	608	190
構成比		2.1%	9.6%	14.7%	22.7%	20.5%	15.1%	11.7%	3.6%
構成比	男性	50.5%	54.7%	51.6%	52.0%	61.2%	67.0%	54.6%	38.4%
	女性	48.6%	44.9%	48.1%	48.0%	38.8%	33.0%	45.2%	57.9%
	不明	0.9%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	3.7%

継続的支援対象者に係る支援開始時の状態像

① 意欲・関係性・参加に関する状況

(n=5,218)

自立意欲

項目(状態像)	件数	割合
1 就労、家事、遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。	741	14.2%
2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。	1,197	22.9%
3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。	895	17.2%
4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。	2,385	45.7%
不明	0	0.0%
合計(有効回答)	5,218	100.0%

自己肯定感

項目(状態像)	件数	割合
1 自分のことを否定し受け入れられない。	316	6.1%
2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。	1,460	28.0%
3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を上げることができる。	1,648	31.6%
4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。	1,794	34.4%
不明	0	0.0%
合計(有効回答)	5,218	100.0%

対人関係

項目(状態像)	件数	割合
1 相手の話を聞くことができない。	328	6.3%
2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。	1,771	33.9%
3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。	1,621	31.1%
4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。	1,498	28.7%
不明	0	0.0%
合計(有効回答)	5,218	100.0%

社会参加

項目(状態像)	件数	割合
1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。	247	4.7%
2 限られた家族・支援者との関わりがある。	1,974	37.8%
3 家族・支援者以外も含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。	1,085	20.8%
4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。	1,906	36.5%
不明	6	0.1%
合計(有効回答)	5,218	100.0%

【参考】対象サンプル数について

H30年5月
新規相談
受付件数
21,483人

その他(※)
11,367人

他機関へのつなぎ
4,898人

継続的支援
5,218人

情報提供や相談のみで終了やスクリーニング判断前に中断・終了した者。

①～③の各項目について、状態像の変化を観測。

就労支援対象者
4,665人

② 経済的困窮の改善に関する状況

(n=5,218)

項目(状態像)	件数	割合
1 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない。	1,612	30.9%
2 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない。	1,617	31.0%
3 貯蓄までではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある。	1,733	33.2%
4 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる。	251	4.8%
不明	5	0.1%
合計(有効回答)	5,218	100.0%

③ 就労に関する状況

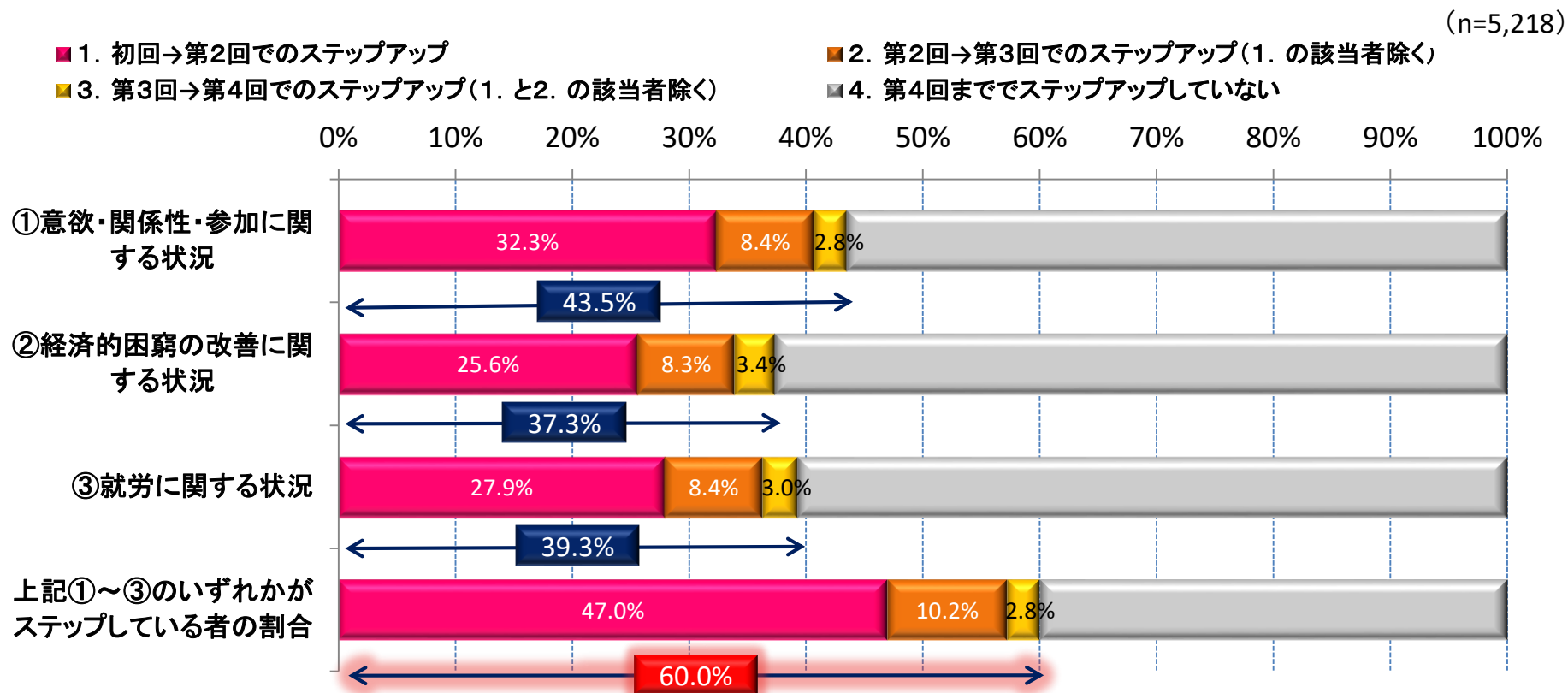
(n=4,665)

項目(状態像)	件数	割合
1 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である。	1,526	32.7%
2 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である。	643	13.8%
3 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中。	936	20.1%
4 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)。	1,413	30.3%
5 定着・増収を実現し、就労自立した。	136	2.9%
不明	11	0.2%
合計(有効回答)	4,665	100.0%

支援期間1年間のステップアップ状況について

- 継続的支援対象者について、支援期間1年間(初回チェック時から第4回目まで)のステップアップ状況は以下のとおり。
- 「①意欲・関係性・参加に関する状況」は43.5%、「②経済的困窮の改善に関する状況」は37.3%、「③就労に関する状況」は39.3%の人にステップアップが見られる。
- **①～③のいずれかがステップアップしている者は60.0%**となっている。

新たな評価指標(H30.5新規相談分)における初回から4回の比較

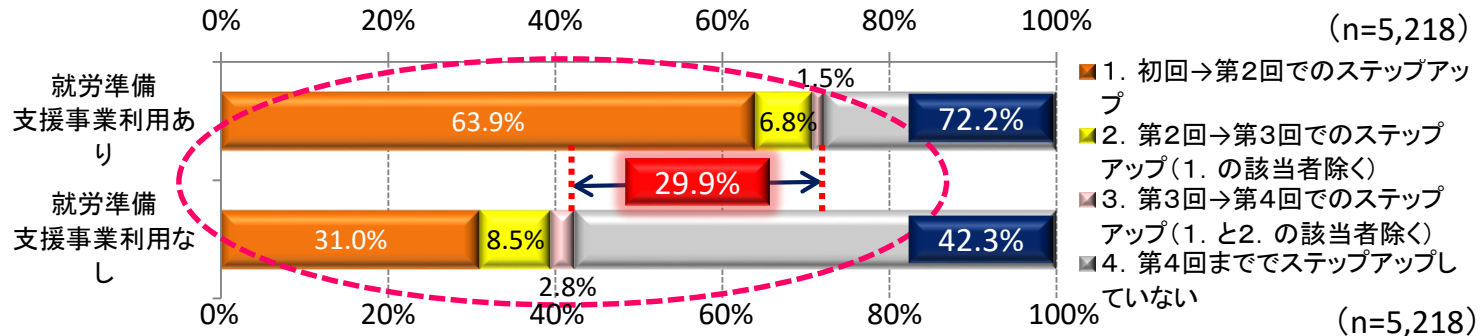


就労準備支援事業の効果

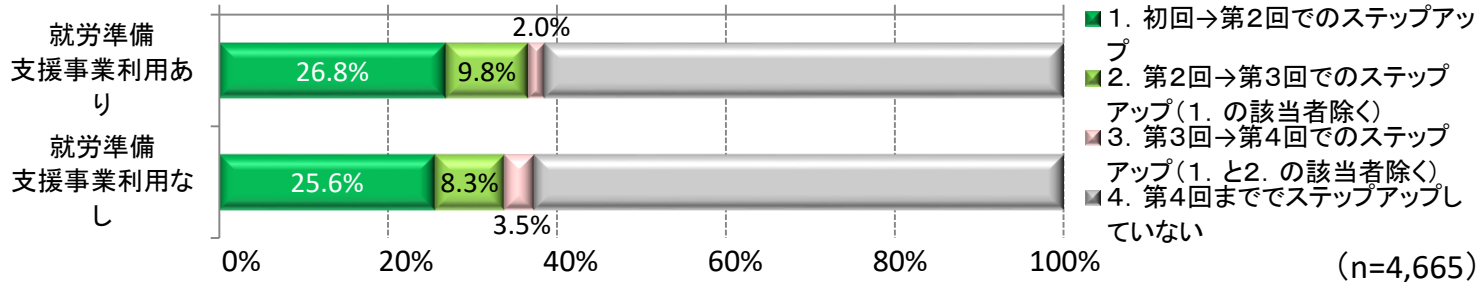
- 継続的支援対象者について、就労準備支援事業の利用の有無別に、支援期間1年間(初回チェックから第4回チェックまで)でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。
- 「①意欲・関係性・参加に関する状況」「③就労に関する状況」に関して、就労準備支援事業の効果が大きく現れている。

新たな評価指標(H30.5新規相談分)における初回から4回の比較(就労準備支援事業の利用の有無別)

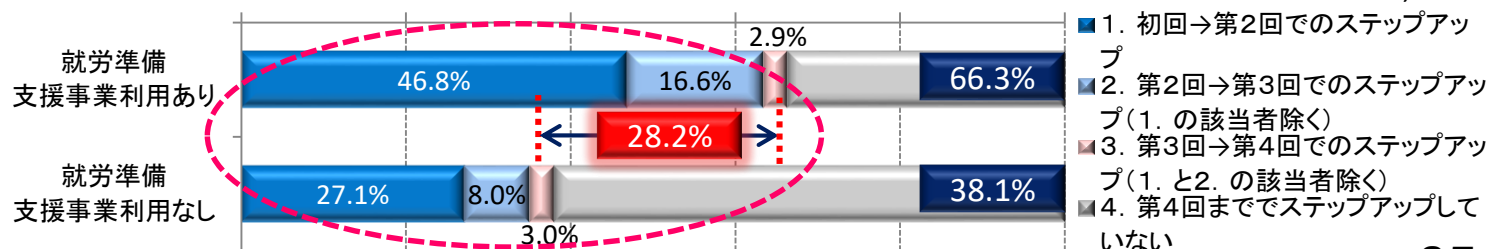
① 意欲・関係性・参加に関する状況



② 経済的困窮の改善に関する状況



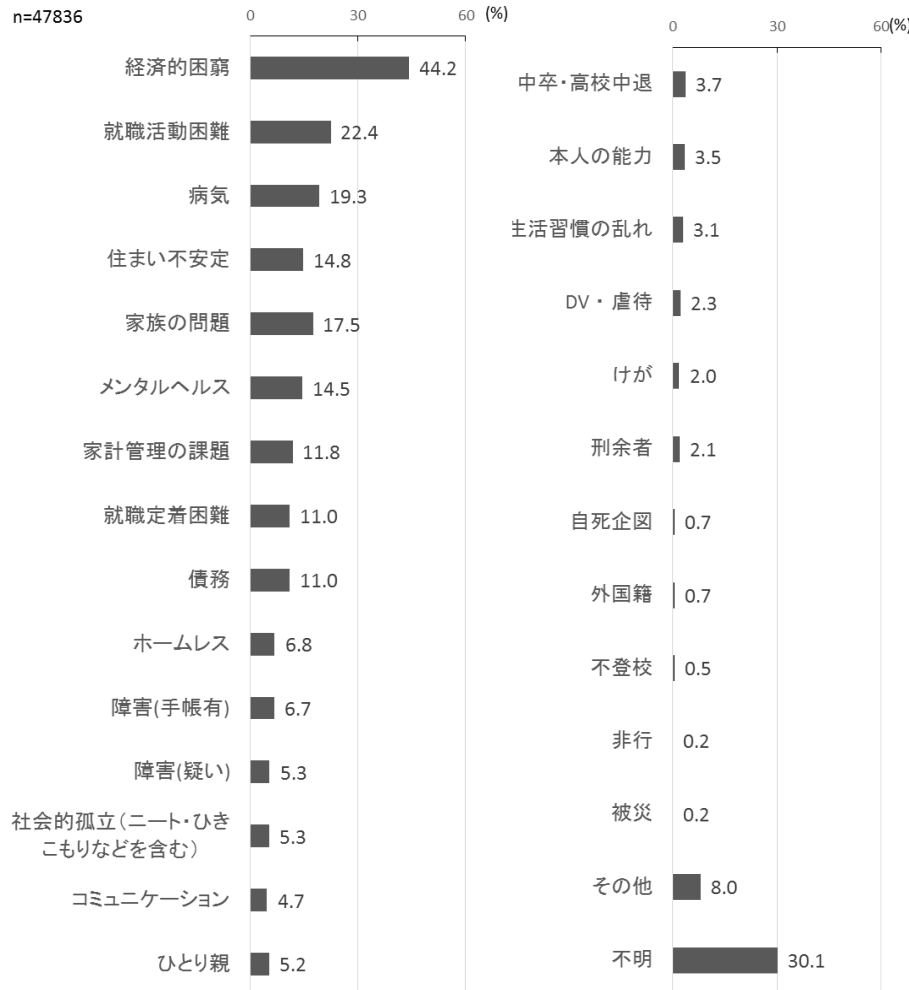
③ 就労に関する状況



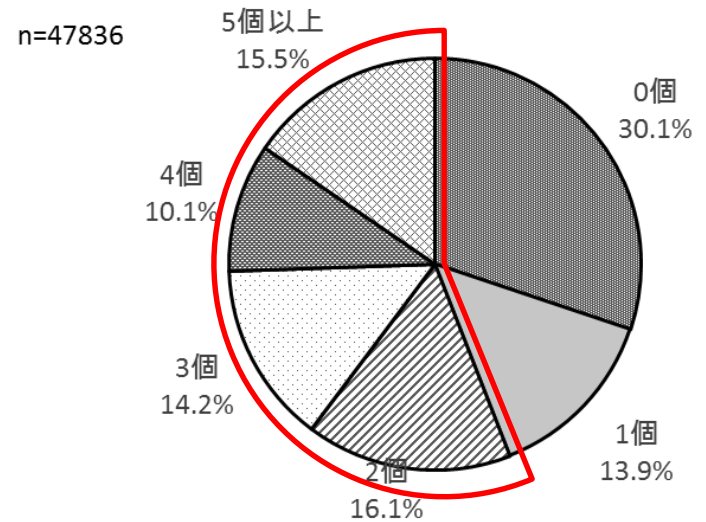
新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



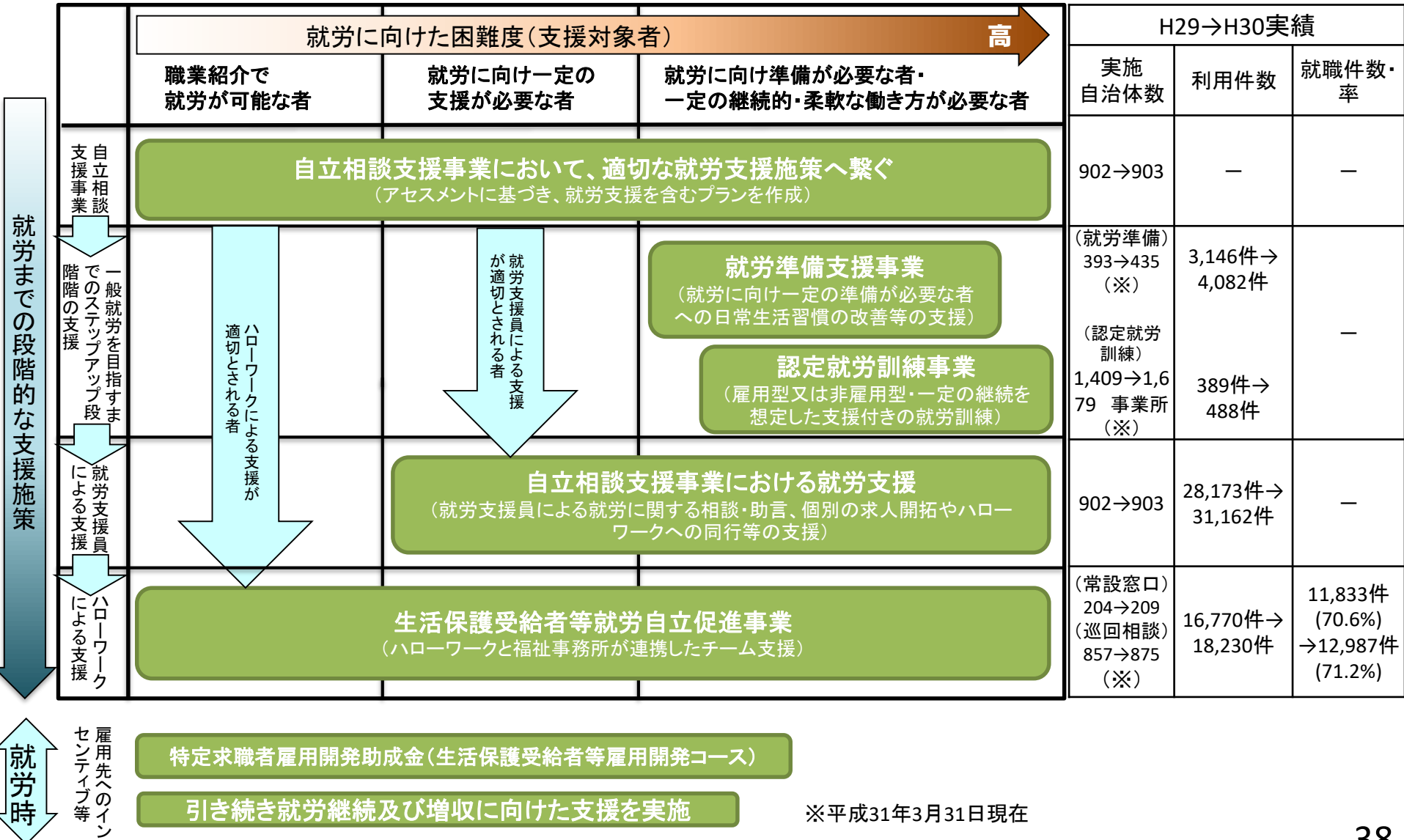
2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

3. 生活困窮者自立支援制度における 就労支援について

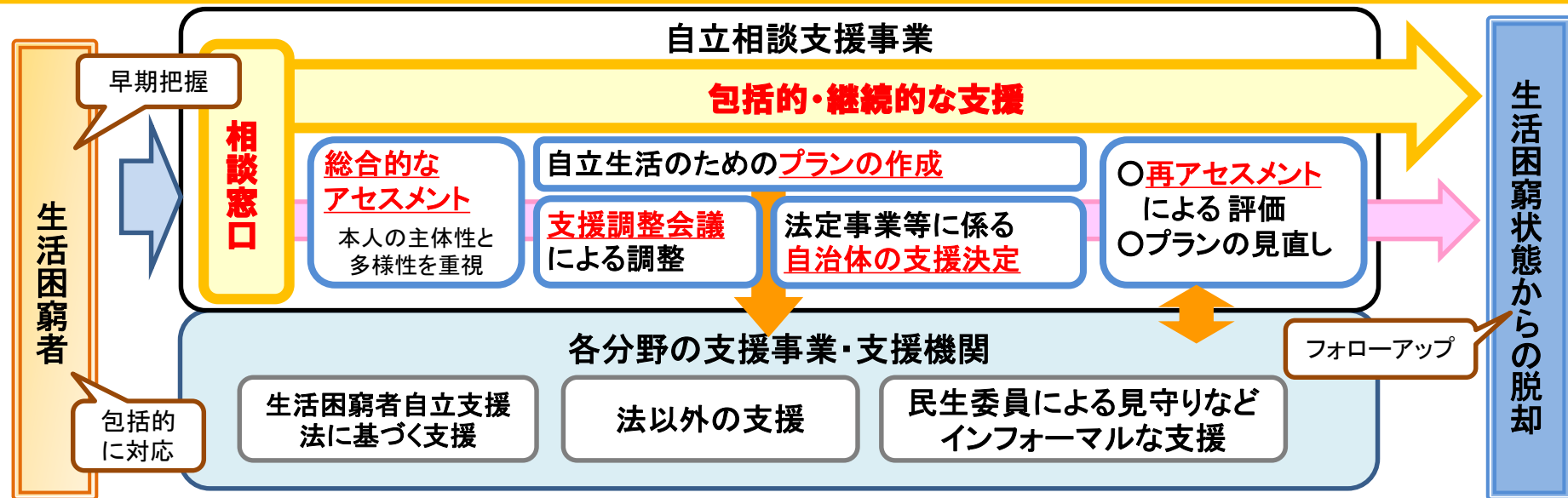
生活困窮者に対する就労支援について



自立相談支援事業(必須事業)

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

就労準備支援事業(任意事業)

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

【30年度実績】
・435自治体(48%)
・利用4,082件

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

就労準備支援事業の効果(実態から①)

- 就労準備支援事業の実態からは、
 - ・ **様々な状態像の人が利用**していること、
 - ・ 就労体験等の実践を重視した**オーダーメイドの支援メニュー**を徐々に充実させながら支援していること、
 - ・ **着実にステップアップ**につなげていること、等がわかる。

利用者

- 就労の準備が整っていない人
 - ・ 生活習慣の形成・改善が必要
 - ・ 社会参加能力の改善が必要
 - ・ 自尊感情や自己有用感を喪失
 - ・ 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い 等
- 性別、年齢層、就労経験の有無、離職期間等は様々。

就労体験

職場見学

就労準備支援事業所内での軽作業
履歴書作成やハローワークへ通う
練習

×

合宿型の支援への参加

ビジネスマナー講座

ワーク・講座等による自己理解の促進

丁寧な面談

【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業の利用

・・・対象者のニーズに合わせて必要なメニューを開拓

(注)本頁及び次頁は、平成28年8～10月に、生活困窮者自立支援室において就労準備支援事業を実施している21自治体に対して行ったヒアリングの結果等を基に作成。

就労準備支援事業の効果(実態から②)

- 利用者の状態像が様々であることを反映して、多様な経過をたどってステップアップしていく様子が見えてくるが、**特に就労体験を通じた変化が見て取れる。**

【ステップアップの実現】

就労準備支援事業の
利用中に関わった
事業所で一般就労

自立相談支援事業の就労
支援・生活保護受給者等
就労自立促進事業の利用

認定就労訓練事業
の利用

【ステップアップまでの多様な経過】

○ 就労準備支援事業による就労体験先の事業所での仕事の適性が明らかになり、本人に自信が付き、事業所内での信頼関係も構築されることで当該事業所での一般就労につながる。

○ 仕事のイメージを持つことができるようになること等により、就労に対する意欲が高まり、一般就労したいという希望を持つようになる。

結果、就労支援員による就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用につながり、一般就労に向けた就職活動を開始。

○ 就労継続支援事業所等での就労体験を実施する中で、本人が障害者雇用枠での就労の意向を持つようになり、家族の理解も得られることで、障害者雇用枠での就労や障害福祉サービスの利用につながる。

○ 人とのコミュニケーションが苦手等の課題が克服できず、なお直ちに一般就労することが難しいため、認定就労訓練事業の利用につながり、支援付きで働きながら一般就労を目指す。

就労準備支援事業の効果(実態から③)

- 就労体験等の場づくりにおいては、他事業とのタイアップも含め、地域づくりを意識した取組も広がってきている。

【地域づくりの取組実態】

地域活性化

○ 観光業界からの依頼を受け、地域行事(七夕祭り)に用いる装飾作りを実施。利用者の参加や交流の場となっている。(秋田県湯沢市)

○ 商店街で毎月開催している「16市」においてブースを出展し、地域の交流の場となっている。(静岡県富士宮市)

○ 商店街の空き店舗を活用した地域活性化事業として、若者、高齢者、障害者が集う共生型店舗における弁当や総菜の販売等を就労体験として実施。(熊本県熊本市)

特定産業での人材不足解消

○ 地域の観光業を支える宿泊業では、1～2時間でも来てもらえば助かるという仕事があり、就労体験の場となっている。(三重県鳥羽市)

○ 担い手が不足している漁網作りに生活困窮者が従事することにより地域課題を解決。(北海道釧路市)

広域的な地域課題解決

○ 地方の農業等の基幹産業の人材難といった課題や首都圏・都道府県を中心都市の人口集中と就労困難・生活困窮者等の就労支援ニーズの存在を背景に、地域を越えて自治体間で自立就労支援を連携して行うことによって、広域的に課題を解決。※就労準備支援事業と他の事業を組み合わせ、就労体験等による意欲喚起等から、訓練付き就労、就労・移住までを推進。(豊中市・土佐町、泉佐野市・弘前市)

就労準備支援事業による効果(実態から)

- 就労準備支援事業の実態からは、
 - ・ **様々な状態像の人が利用していること、**
 - ・ 就労体験等の実践を重視した**オーダーメイドの支援メニュー**を徐々に充実させながら支援していること、
 - ・ **着実にステップアップ**につなげていること、等がわかる。

Aさんの事例

コミュニケーションがうまくいかず、仕事で失敗を繰り返す30代男性Aさん

自尊感情や自己有用感を喪失している

- ◇ 就労体験の受入先の農家で、作物の知識取得や農機具の操作等を実施
 - ☛ その就労体験の中で、自分の仕事の適性が明らかになるとともに、自信も持つことができるようになった
 - ☛ また、事業所内での仲間との信頼関係も構築
 - ☛ さらに、徐々に障害受容ができるようになり、本人が障害者雇用枠での就労意向を持つようになった
 - ☛ これらにより、障害者雇用枠での就労を目指す

障害者雇用枠での就労

Bさんの事例

高齢の親と同居しているものの、若い頃に仕事になじめず、ひきこもりで昼夜逆転しており、生活に不安を感じ始めた50代男性Bさん

社会参加能力の改善が必要な状況

- ◇ 就職に向けたスキルアップを目的に、パソコン講座を受講
 - ☛ 朝9時に出勤できる習慣を身につけてもらう
 - ☛ 履歴書作成やパソコン講座の受講を通じて、仕事をするもののイメージを持ってもらう
- ◇ 就労体験先の職場の担当者と、週1回の面談の実施
 - ☛ 少しずつ課題を解消しながら、一般就労を目指す

就労体験先の職場で一般就労

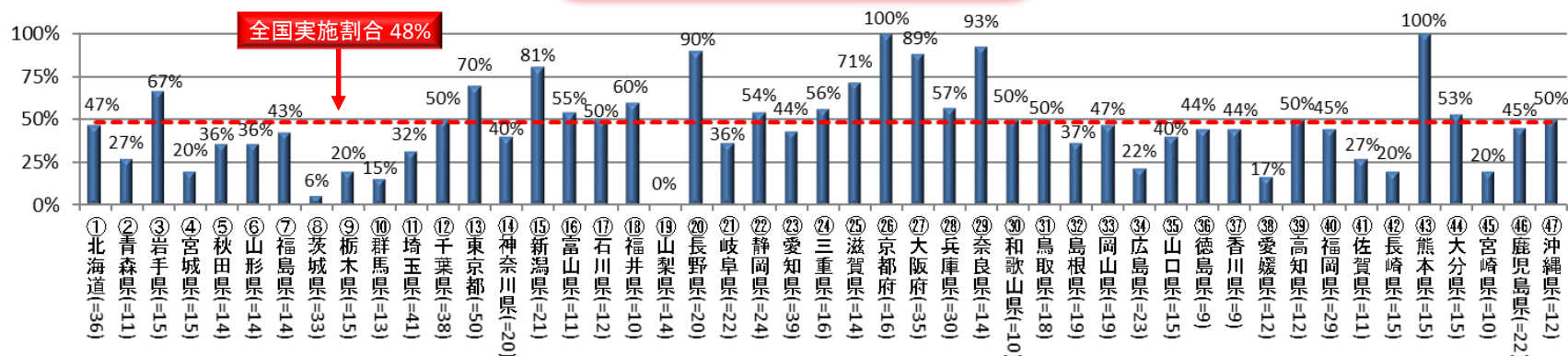
平成30年度の就労準備支援事業の実施状況について

- 平成30年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は48%、家計相談支援事業は45%、一時生活支援事業は31%、子どもの学習支援事業は59%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり。
- 熊本県内の各自治体は4事業全てを実施。

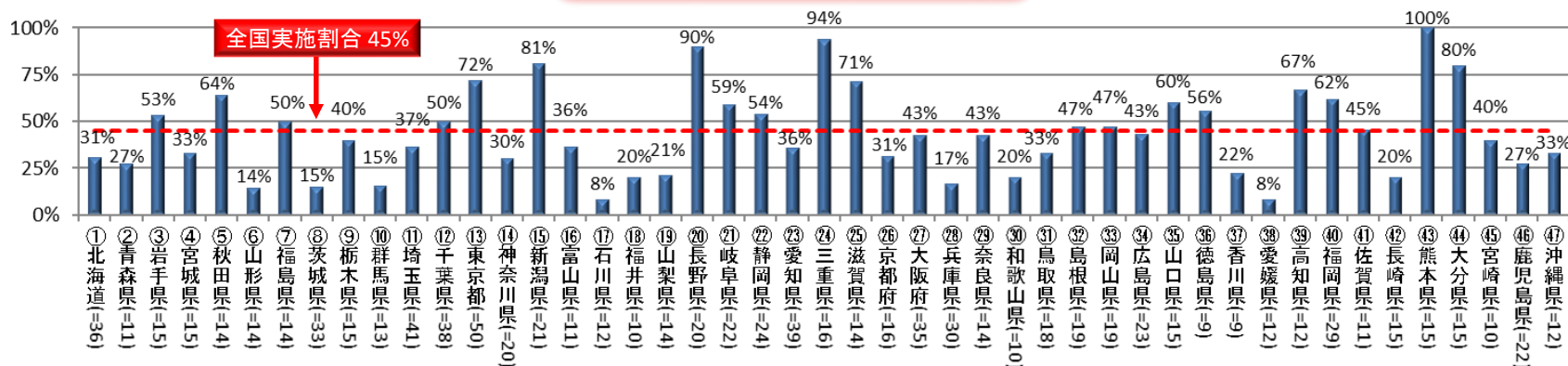
(2) 任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合)

(n=902)

就労準備支援事業 実施割合



家計相談支援事業 実施割合



就労準備支援事業の実施状況

- 就労準備支援事業の運営方法について、直営方式との併用を含めて、約9割の自治体が委託により実施している。委託先はNPO法人が最も多く（30.3%）、次いで社会福祉協議会（27.8%）となっている。
- 被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している自治体は約6割。

(1) 運営方法

(n=435)

運営方法	自治体数	割合
直営	35	8.0%
委託	377	86.7%
直営＋委託	23	5.3%

うち、JV方式(※)で実施
39自治体(9.0%)

(※)JV方式…複数の異なる事業者等が共同で事業を実施すること。

(2) 委託先

(n=400)

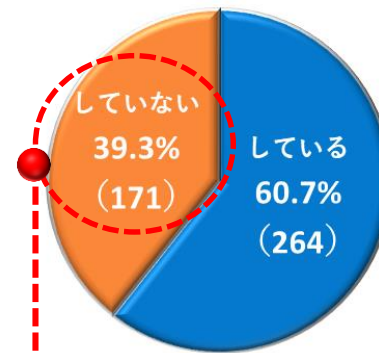
(複数回答)

委託先	自治体数	割合	(参考) 法人数	
			法人数	割合
社会福祉法人(社協以外)	71	17.8%	84	15.8%
社会福祉協議会	111	27.8%	137	25.7%
医療法人	1	0.3%	1	0.2%
社団法人・財団法人	42	10.5%	45	8.4%
株式会社等	72	18.0%	70	13.1%
NPO法人	121	30.3%	126	23.6%
生協等協同組合	11	2.8%	11	2.1%
その他	56	14.0%	59	11.1%
合計	—	—	533	—

【注】委託先の法人数は、平成30年7月1日時点の状況を集計したもの。

(3) 被保護者就労準備支援事業との一体的な実施の状況

(n=435)



上記で一体的な実施をしていない理由

(n=171)

理由	自治体数	割合
被保護者に対する支援と生活困窮者に対する支援は内容が異なるため、一体的に実施する必要がない	93	54.4%
一体的に実施したいが、一体的に支援できる実施者(直営の行政部門又は委託事業者)がいない	47	27.5%
一体的に実施したいが、生活保護と生活困窮者自立支援の担当課が異なり、調整が困難	31	18.1%

(※)各自治体において最も当てはまる理由として回答されたもの。

就労準備支援事業の効果

- 利用終了後の状況として最も多いパターンとしては、約5割の自治体が次のステップ（一般就労や就職活動等の段階）へ進んでいることを挙げている。

就労準備支援事業利用者の終了後の状況

(n=391)

利用終了後の状況	回答数	割合
就労準備支援事業の利用中に関わった事業所において就職した	65	16.6%
認定就労訓練事業の利用に至った	13	3.3%
生活保護受給者等就労自立促進事業の利用に至った	33	8.4%
自立相談支援機関の就労支援に至った	92	23.5%
利用終了した者はいない	63	16.1%
その他	60	15.3%
無回答	36	16.6%

（出典）平成29年度自立相談支援事業等実績調査。事業実施自治体が1～6のうち最も多いパターンを回答したものを集計。

就労準備支援事業の実施内容

- 自立相談支援事業における就労支援について、就労準備支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体に比べて、いずれの支援内容においても「対象者を問わずほとんど常に実施～対象者に応じて実施し頻度は高い」の割合が高く、支援対象者に対して実施できている就労支援の程度が充実している傾向にある。

①実施した就労支援の内容

上段(■):平成29年度に就労準備支援事業を実施していない自治体(n=511)

下段(■):平成29年度に就労準備支援事業を実施した自治体(n=391)

(※)頻度は、就労準備支援事業の利用者全体に占める概ねの割合で判断されたもの。

支援内容	対象者を問わずほとんど常に実施	対象者に 応じて実施し 頻度は高い	対象者に 応じて実施し 頻度は低い	実施したい ができていない	就労準備支援事業 で対応するため実 施しない	その他の理由で 実施しない	無回答	対象者を問わず ほとんど実施～ 頻度は高い
生活面(身だしなみや規則正しい生活等)	20.4%	30.1%	36.6%	4.7%	—	5.1%	3.1%	50.5%
	21.5%	34.8%	34.5%	0.3%	7.7%	0.3%	1.0%	56.3%
コミュニケーション面の配慮	28.0%	32.1%	27.6%	4.3%	—	4.7%	3.3%	60.1%
	35.3%	40.7%	16.4%	0.3%	5.9%	0.5%	1.0%	76.0%
就労意欲喚起や自己理解の促進等、就労に向けた支援	21.9%	44.4%	22.1%	4.9%	—	3.7%	2.9%	66.3%
	29.7%	47.1%	15.6%	1.0%	5.6%	0.8%	0.3%	76.7%
ボランティアや職場見学の企画調整(単発利用)	0.6%	6.3%	34.2%	30.7%	—	23.1%	5.1%	6.8%
	3.1%	12.5%	36.1%	10.0%	34.3%	2.6%	1.5%	15.6%
ボランティアや職場見学の企画調整(定期的・長期的な利用)	0.6%	3.3%	24.7%	39.9%	—	26.0%	5.5%	3.9%
	2.6%	7.9%	24.6%	18.9%	39.1%	5.1%	1.8%	10.5%
就労体験や職場実習の企画調整(単発利用)	0.6%	4.7%	25.8%	39.1%	—	24.5%	5.3%	5.3%
	2.6%	10.7%	28.6%	14.6%	38.6%	3.1%	1.8%	13.3%
就労体験や職場実習の企画調整(定期的・長期的な利用)	0.2%	3.1%	17.8%	46.4%	—	27.0%	5.5%	3.3%
	2.6%	8.2%	17.4%	21.7%	42.5%	5.9%	1.8%	10.7%
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の講座開催	1.2%	4.1%	10.0%	36.6%	—	42.7%	5.5%	5.3%
	3.1%	10.7%	12.8%	14.3%	35.3%	22.0%	1.8%	13.8%
ビジネスマナーや面接、応募書類作成等の個別支援	5.3%	27.4%	38.0%	11.5%	—	13.5%	4.3%	32.7%
	9.7%	34.5%	31.2%	4.1%	17.1%	2.3%	1.0%	44.2%
ハローワークや企業面接等への同行支援	13.5%	45.8%	27.4%	6.1%	—	5.1%	2.2%	59.3%
	16.1%	53.5%	22.8%	0.5%	5.6%	0.8%	0.8%	69.6%
就労後の定着支援	9.0%	20.4%	34.8%	20.2%	—	11.4%	4.3%	29.4%
	19.7%	32.2%	27.9%	11.8%	4.9%	2.8%	0.8%	51.9%
定期的で頻度の高い通所や面談等の関わりを長時間継続するような支援	4.5%	18.6%	34.2%	19.6%	—	17.8%	5.3%	23.1%
	9.2%	25.6%	35.8%	8.7%	13.3%	5.1%	2.3%	34.8%
支援対象者同士のコミュニケーションを促すような取組	0.4%	2.7%	9.2%	28.8%	—	53.4%	5.5%	3.1%
	2.6%	6.9%	13.8%	16.4%	33.8%	24.6%	2.0%	9.5%
合宿型のような宿泊を伴う支援	0.0%	0.2%	2.0%	14.1%	—	78.3%	5.5%	0.2%
	0.8%	0.0%	1.3%	13.3%	16.9%	65.5%	2.3%	0.8%
臨床心理士等の専門職種の知見を要する支援	0.0%	2.2%	14.9%	29.0%	—	48.3%	5.7%	2.2%
	2.0%	4.9%	18.7%	25.6%	12.3%	34.5%	2.0%	6.9%

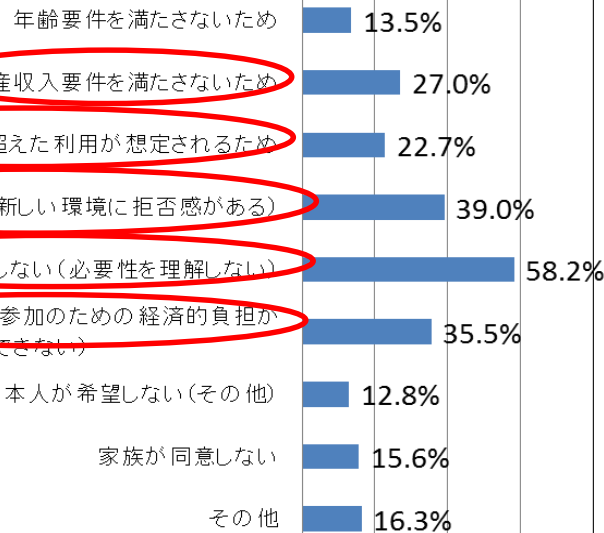
就労準備支援事業を巡る課題

- 「就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由」としては、「本人が希望しない（必要性を理解しない）」「本人が希望しない（新しい環境に拒否感がある）」ことを挙げる自治体が多いが、次いで「参加のための経済的負担ができない」ことや「資産収入要件を満たさない」ことが挙がる。
- 約3割の自治体において、就労体験時に何らかの手当が支給されている。

1. 就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由

n=141

0% 20% 40% 60% 80%



(出典)H28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22)時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない。就労準備支援事業実施自治体のうち、事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあった自治体が、その理由を回答(複数回答可能)

2. 就労体験時の手当支給の状況

(n=391)

区分	回答数	割合
手当なし	253	64.7%
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	17	4.3%
手当あり(交通費の一部に充てるもの+αとして支給)	21	5.4%
手当あり(使途の想定なし)	46	11.8%
就労体験先の事業所がない	52	13.3%
無回答	2	0.5%

(出典)H29 年度事業実績調査

生活困窮者等の就農訓練事業(平成28年度新規補助事業)

趣 旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者、引きこもり等の若年者や、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する場合もある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

(参考)H29実施自治体

- ・生活困窮者(9ヶ所): 神奈川県、相模原市、三重県伊勢市、京都府、京都府福知山市、京都府京丹後市、香川県丸亀市、松山市、福岡県糸島市
- ・生活保護(7ヶ所): 神奈川県、相模原市、京都府、京都府福知山市、京都府京丹後市、松山市、久留米市

背 景

【農 業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果 等



生活困窮者等への就農(農業法人への就職や農産物の販売等を含む)を含めた就労支援

事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

- 1 実施主体: 都道府県、市、福祉事務所設置町村(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

2 事業内容

(事前調整) ※必要に応じて都道府県が自治体間調整

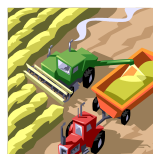
- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・農村自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

(基礎的研修(例 短期訓練、体験ツアー等: 数日~1週間))

- ・農業基礎研修(作物の知識、農業機械の操作等)
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

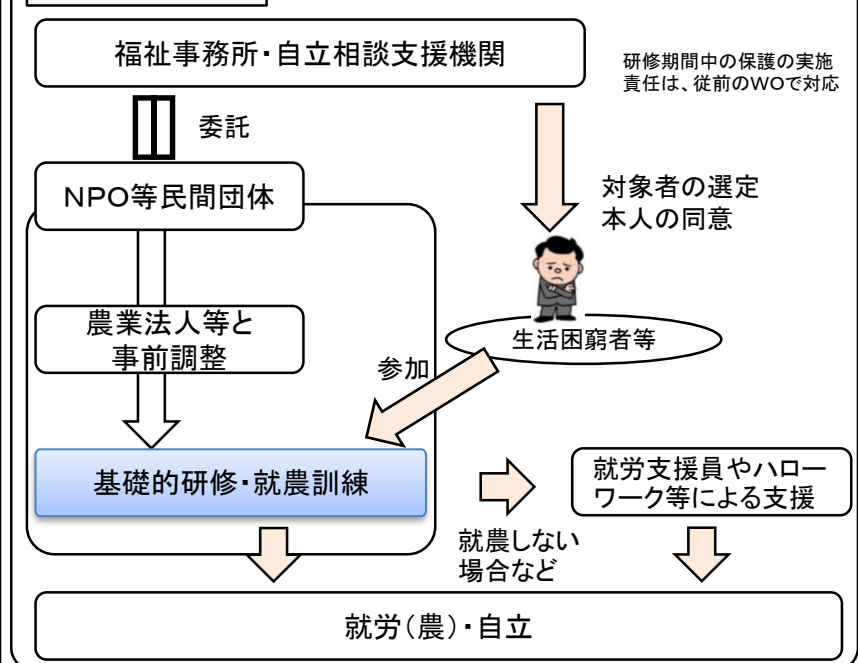
(就農訓練(例: 長期訓練、就農支援))

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



- 3 補助率 2/3

事業スキーム



生活困窮者等の就労準備支援の充実について（平成29年度新規補助事業）

平成29年度予算額:5.1億円(うち困窮者分1.2億円)

- 被保護者等(生活困窮者を含む)の中には就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な者もある。
- こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業や生活困窮者の就労準備支援事業等において、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施してきているところ。
- その上で、さらに従来の支援では一般就労につなげることが困難であるが、**障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、一般就労に挑戦できる状況になると見込まれる者に対しては、その特性に応じた支援を行うことを推進する。**

事業概要

- 障害者等への就労支援のノウハウを活用するため、専門知識や技術を持つ担当者を含めたチーム支援を実施及び連携体制を構築する。
- これまでの就労支援（準備含む）では効果が出なかった被保護者等に対して適切なアセスメントに基づく支援を実施し、早期に一般就労及び次のステージ（就労支援事業等）へ移行させることを目的とする。

【実施のイメージ】

自治体直営で実施

委託による実施(※)

【委託先の要件(案)】

- 障害者に対する就労支援ノウハウがある。
- 短期間でメリハリのある支援を実施している。
- 一般就労に結びつけることを目指し、移行率も高い。
- 生産活動や職場体験の機会の確保ができる。

【委託先の例】

障害者の一般就労への移行支援のノウハウを有する社会福祉法人等

一般就労につなげることが困難な者

【従来の支援】

新【特性に応じた支援の実施】

障害者等への就労支援により蓄積されたノウハウを活用

- 専門職による適切なアセスメントや支援の実施・フォローアップにより、利用者の状態像に応じた適切な支援を実施

職業訓練等の支援
(就労準備支援担当者)



チーム支援
(連携体制の構築)

福祉専門職による支援
(就労支援のノウハウ)



【福祉専門職の例】

- 社会福祉士 ○精神保健福祉士
- 介護福祉士 ○臨床心理士 等

【主な業務の例】

- 対象者に対するアセスメント(就労阻害要因の把握等)
- 支援計画の作成(適職の選定、適切な支援手法の検討)
- 支援におけるフォローアップ(信頼関係の構築、心身の健康状態の把握等)

就労準備支援

特別の支援を必要とする者

長期間求職活動の成果が出ない者等の中には、外見的には認識しづらい何らかのハンディキャップを持つ者がおり、障害者等への就労支援ニーズと類似する。

対象者



被保護者等

対象者層

傷病・高齢等により就労が困難な者

一般就労

※本事業の詳細については別途通知するが、委託により実施する場合には、「被保護者就労準備支援事業の実施について(保護課長通知)」の規定を適用し、原則1年間を超えない期間で行うものとするため、委託先の選定に当たってはご留意いただきたい。

地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業(平成30年度新規事業)

平成30年度予算額： **5.8億円（うち困窮分3.3億円）**

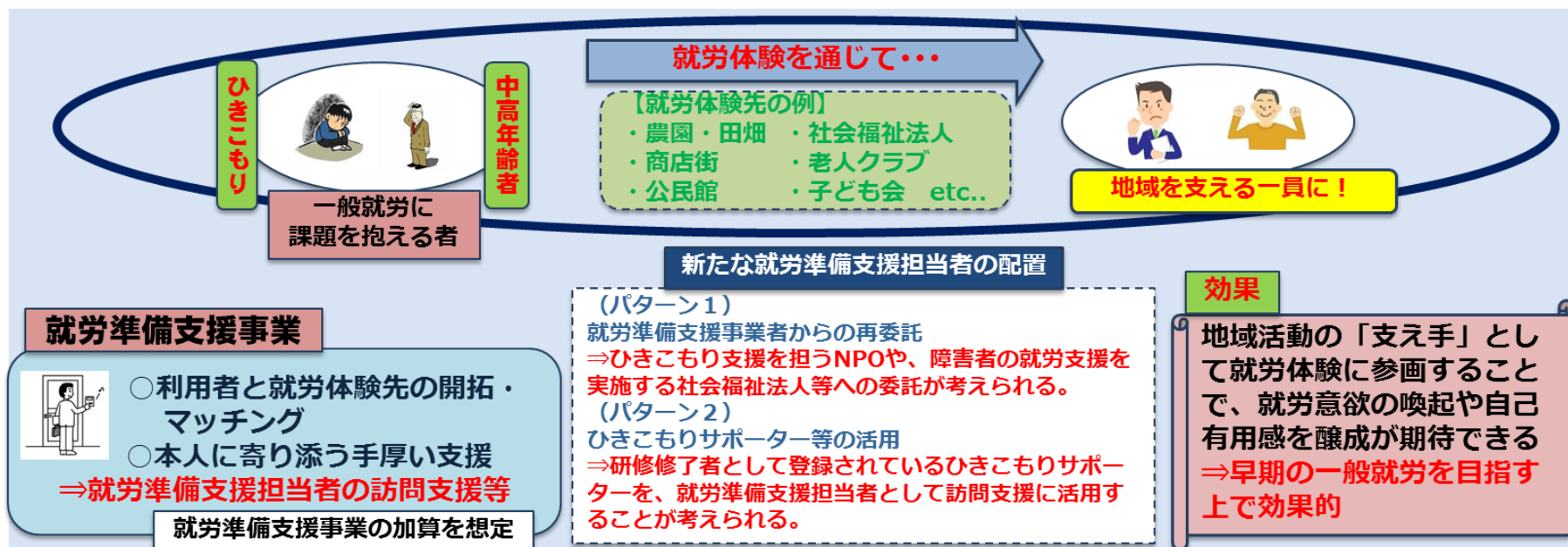
- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費

◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率

2/3



認定就労訓練事業

【31年3月末時点実績】

- ・認定件数: 1,679件
- ・利用定員: 4,208人

認定の仕組み

認定主体

(都道府県、政令市、中核市)

認定



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除
(法人や事業所の運営の健全性を担保)
- 等

支援の内容

就 労 訓 練 事 業

非雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

連携

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

一般就労

(※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。

- ① 訓練計画や就労支援プログラムの策定
- ② 対象者への必要な相談、指導及び助言
- ③ 自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
- ④ 上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

効果

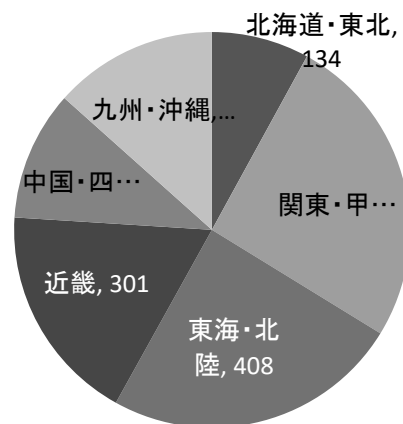
- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

認定就労訓練事業所の認定状況(平成31年3月31日時点)

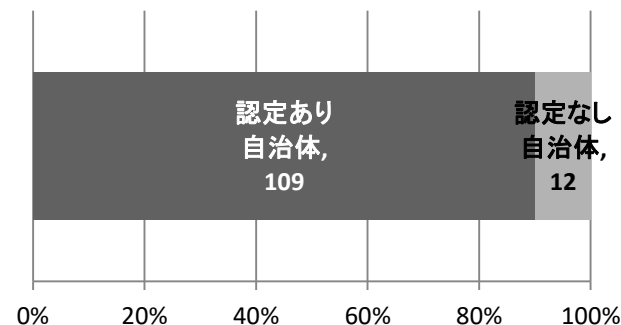
(1) 全体状況

認定件数	1,679件
利用定員合計	4,208名

(2) ブロック別の状況 (n=1,679)



(3) 認定主体別の状況 (n=121自治体)



※ 認定あり109自治体の内訳：
都道府県46、指定都市18、中核市45

(4) 法人種別の状況 (n=1,679)

社会福祉法人(高齢者関係)	529
社会福祉法人(障害者関係)	235
社会福祉法人(保護施設)	70
社会福祉法人(児童関係)	34
社会福祉法人(その他)	108
NPO法人	185
株式会社	298
生協等協同組合	82
社団法人(公益及び一般)	28
財団法人(公益及び一般)	6
医療法人	22
その他	82

(5) 予定している主な訓練内容 (n=1,679：複数回答)

食品製造・加工	93	福祉サービスの補助作業	849
その他製造	95	事務・情報処理	215
クリーニング・リネンサプライ	208	清掃・警備	1028
農林漁業関連(加工も含む)	108	建設作業	24
印刷関係作業	26	その他	411

○ 都道府県別の認定状況
(平成31年3月31日時点)

北海道	48	滋賀県	17
青森県	20	京都府	5
岩手県	2	大阪府	207
宮城県	20	兵庫県	16
秋田県	32	奈良県	31
山形県	1	和歌山県	25
福島県	11	鳥取県	8
茨城県	2	島根県	24
栃木県	18	岡山県	68
群馬県	2	広島県	37
埼玉県	76	山口県	14
千葉県	64	徳島県	7
東京都	108	香川県	10
神奈川県	106	愛媛県	2
新潟県	3	高知県	8
富山県	7	福岡県	87
石川県	8	佐賀県	22
福井県	29	長崎県	6
山梨県	4	熊本県	2
長野県	50	大分県	17
岐阜県	8	宮崎県	32
静岡県	35	鹿児島県	14
愛知県	298	沖縄県	45
三重県	23	合計	1,679

※ 認定主体(121自治体)別の状況
(都道府県) (政令指定都市)

北海道	8	滋賀県	16	札幌市	34
青森県	18	京都府	1	仙台市	13
岩手県	1	大阪府	66	さいたま市	7
宮城県	7	兵庫県	6	千葉市	18
秋田県	26	奈良県	25	横浜市	72
山形県	1	和歌山県	22	川崎市	4
福島県	5	鳥取県	4	相模原市	21
茨城県	2	島根県	24	新潟市	2
栃木県	16	岡山県	23	静岡市	3
群馬県	1	広島県	10	浜松市	25
埼玉県	57	山口県	14	名古屋市	263
千葉県	36	徳島県	7	京都市	4
東京都	89	香川県	2	大阪市	70
神奈川県	9	愛媛県	1	堺市	19
新潟県	1	高知県	5	神戸市	4
富山県	6	福岡県	52	岡山市	13
石川県	7	佐賀県	22	広島市	12
福井県	29	長崎県	0	北九州市	0
山梨県	4	熊本県	2	福岡市	13
長野県	39	大分県	7	熊本市	0
岐阜県	8	宮崎県	1	20指定都市計	597
静岡県	7	鹿児島県	11		
愛知県	31	沖縄県	35		
三重県	23	47都道府県計	787		

(中核市)

函館市	1	豊中市	10
旭川市	5	高槻市	2
青森市	1	枚方市	1
八戸市	1	八尾市	23
盛岡市	1	東大阪市	16
秋田市	6	姫路市	0
福島市	4	尼崎市	5
郡山市	2	明石市	0
いわき市	0	西宮市	1
宇都宮市	2	奈良市	6
前橋市	1	和歌山市	3
高崎市	0	鳥取市	4
川越市	4	松江市	0
越谷市	3	倉敷市	32
川口市	5	呉市	4
船橋市	4	福山市	11
柏市	6	下関市	0
八王子市	19	高松市	8
横須賀市	0	松山市	1
富山市	1	高知市	3
金沢市	1	久留米市	22
長野市	11	長崎市	5
岐阜市	0	佐世保市	1
豊橋市	0	大分市	10
岡崎市	2	宮崎市	31
豊田市	2	鹿児島市	3
大津市	1	那覇市	10
		54中核市計	295

認定就労訓練事業の実施状況

- 利用形態としては、「**非雇用型のみ**」が多くなっている。
- 訓練内容ごとの利用状況は、清掃・警備、福祉サービスの補助作業の利用が多くなっている。
- 雇用型の賃金水準は、**最低賃金水準の者が最も多いと答えた自治体が全体の約8割**である。
- 非雇用型の手当の支給状況は、**手当ありの者が最も多いと答えた自治体が全体の約6割**である。

(1) 訓練内容ごとの利用者数(人)

訓練内容	利用者数	訓練内容	利用者数
食品製造・加工	17	福祉サービスの補助作業	75
その他製造	5	事務・情報処理	16
クリーニング・リネンサプライ	15	清掃・警備	93
農林漁業関連(加工含む)	21	建設作業	0
印刷関係作業	4	その他	70

(2) 利用形態ごとの利用者数

事業名	件数
非雇用型のみ	224
非雇用型から雇用型へ移行	22
雇用型のみ	49

(3) 就労訓練事業所の開拓の取組状況

取り組み状況	回答数	(n=376) (有効回答数)
1 認定権限を有しており、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	34	
2 認定権限を有しており、上記1に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	29	
3 認定権限を有しているが、特段の取組をしなかった	27	
4 認定権限を有していないため、認定制度の啓発や個別の認定取得の促し等はしていない	234	
5 認定権限を有していないが、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	32	
6 認定権限を有していないが、上記5に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	20	

(4) 雇用型の賃金水準

(※利用者全体のうち、最も多いものについて回答されたも (n=165))

項目	回答数
最低賃金水準	46
最低賃金水準を上回る(※)	12
雇用型の認定事業所がない	107

(※) 交通費が含まれる場合は基本給部分のみ

(5) 非雇用型の手当の有無等

(※利用者全体のうち、最も多いものについて回答されたも (n=180))

項目	回答数
手当なし	43
手当あり(交通費の一部に充てるものとして支給)	20
手当あり(交通費の一部に充てるもの+αとして支給)	22
手当あり(使途の想定なし)	27
非雇用型の認定事業所がない	68

(6) 優先発注の状況

基準の有無

区分	自治体数	割合
あり	17	1.9%
なし	825	91.5%
作成中	1	0.1%
作成予定	11	1.2%
無回答	48	5.3%

調達実績の有無

区分	自治体数	割合
あり	6	0.7%
なし	848	94.0%
無回答	48	5.3%

(出展) 平成29年度事業実績調査

認定就労訓練事業の効果(実態から)

- 認定就労訓練事業の実態からは、一定期間継続的な利用を想定してはいるが、その中でもステップアップを意識した支援が行われていることがわかる。
- また、地域ニーズを踏まえつつ就労の場を作り出していく地域づくりにつながっていることがわかる。

【支援イメージ】

利用中のステップアップを
意識した支援

- 相談者の適性やニーズに応じてひとり一人に合った事業所開拓を実施し、就労実習と企業内支援体制の構築を行うことで、認定就労訓練事業所での一般就労につなげることを目指した支援を実施。(愛知県名古屋市)
- 非雇用・雇用の別だけでなく、報酬・賃金や人事考課等も含めて本人の意欲を高める処遇段階を設定(社会福祉法人風の村)。

【ステップアップの実現】

自立相談支援事業の
就労支援等への
ステップアップ

認定就労訓練事業所
での一般就労

柔軟な働き方を継続
する中での
ステップアップ

(例) 対人面の課題を克服しきれないが、徐々に自分の意思を伝えることができるようになり、職場の戦力となってきた。

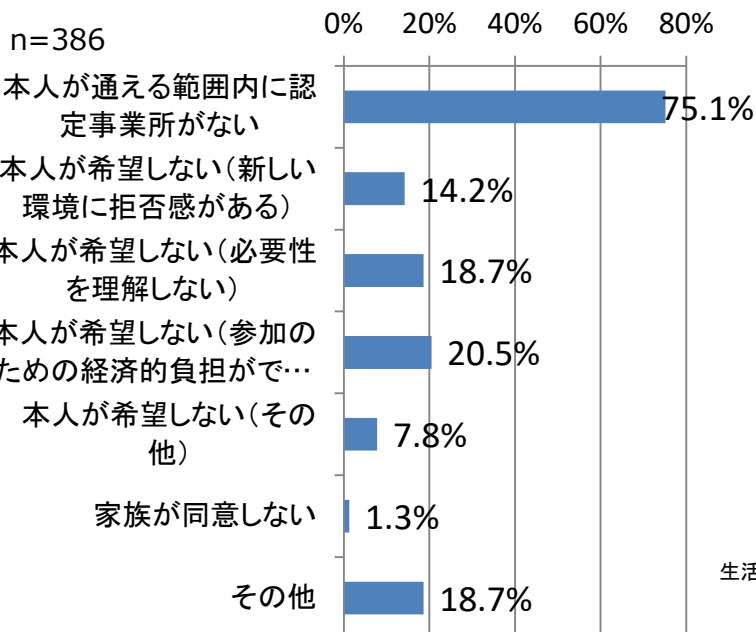
【地域づくりとのタイアップ】

- 東日本大震災で被災した力キ養殖の復興のため、殻付き力キの出荷作業を認定就労訓練事業として実施。(宮城県)
- 障害者の就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人が、農作業をメインにした雇用型の認定就労訓練事業を実施。(鳥取県北栄町)
- 企業説明会を開催することで、地域の企業のニーズの掘り起こしを行うとともに、認定を促進し、地域における就労の場を充実。(千葉県松戸市)

認定就労訓練事業を巡る課題

- 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由としては、「本人が通える範囲内に認定事業所がない」ことを挙げる自治体が全体の約8割であり、最も多い。
- 認定権を有する自治体では、約7割の自治体が周知啓発や個別の促し等に取り組んでいる。
- 認定取得を断られた理由としては、「就労支援担当者を置く余裕がない」「助成金等のメリットがない」「申請の手續面が面倒」などが多く挙がる。

1. 認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由



2. 認定に向けた事業所開拓の取組状況

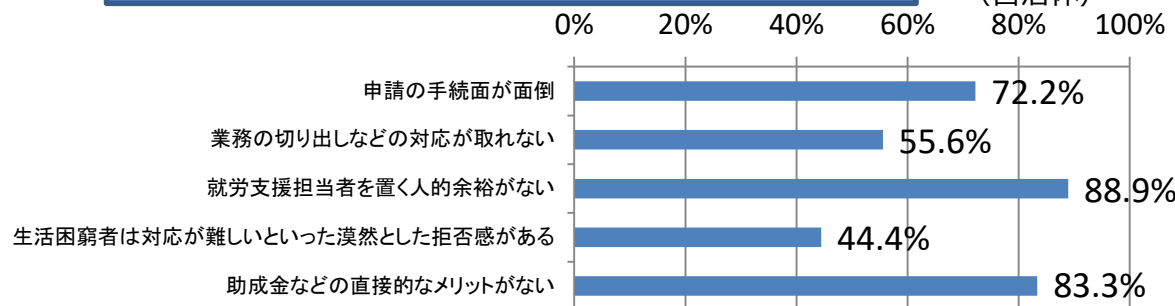
n=90

取組み状況	回答数	割合
1 認定権限を有しており、民間事業所等に対して認定制度の周知啓発等を行った	34	37.8%
2 認定権限を有しており、上記1に加えて個別に民間事業所等に対して認定取得を促した	29	32.2%
3 認定権限を有しているが、特段の取組をしなかった	27	30.0%

(出典)H29年度自立相談支援事業等実績調査

3. 認定取得を断られた場合の理由

n=18
(自治体)

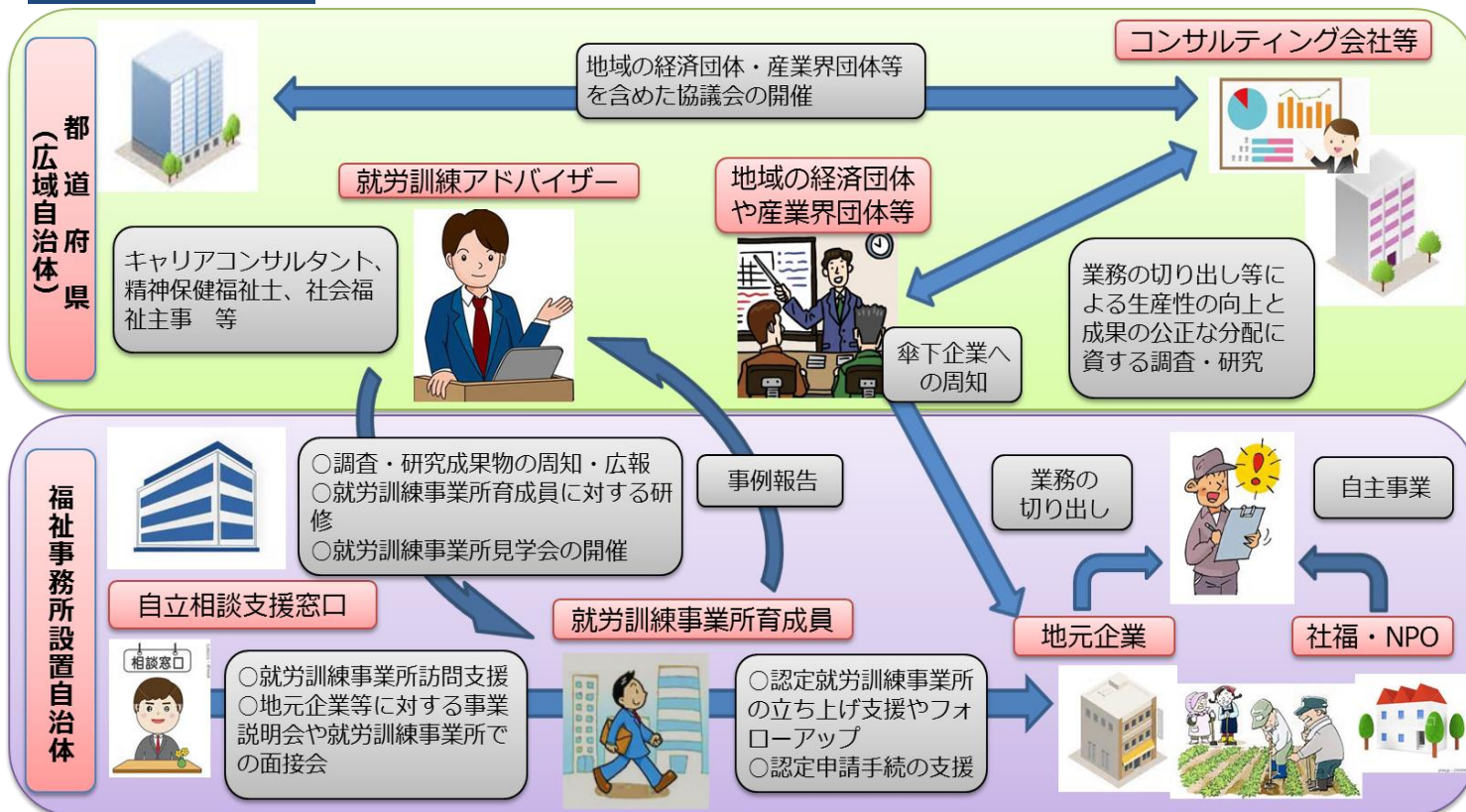


(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査(H29.5.22時点で回答のあった842自治体の暫定集計数によるデータであり、確定値ではない)。1は、認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかったケースが1件でもあった自治体が、その理由を回答(複数回答可)。3は認定主体である自治体(平成28年度においては115自治体)のうち回答のあった自治体について集計。3は「民間事業所に対して個別に認定取得を促した際、断られたことがある」と回答した18自治体について断られた理由を回答(複数回答可)。

就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー等)の実施(平成28年度新規事業)

- 就労訓練事業の促進のため、
 - ・ 都道府県に就労訓練アドバイザー(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
 - ・ 福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進める。
- 地域性に応じた、幅広い職種・業務での就労訓練事業所を獲得するため、業務の切り出し等による生産性の向上と成果の公正な分配に資する調査・研究を各都道府県において委託事業により実施する。
- 補助率 1/2(「生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業」として実施)

事業スキーム



支援内容の例

- **就労訓練アドバイザー**
 - ・ 行政職員を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明。
 - ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援。
 - ・ 認定就労訓練事業所の利用あっせんを促進するため、認定就労訓練事業所の見学会を各地域で開催。

- **就労訓練事業所育成員**
 - ・ 事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
 - ・ 市のホームページに事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載。
 - ・ 認定就労訓練事業所の開拓に併せて就労体験協力事業所の開拓も実施

認定就労訓練事業の実施促進

- ◇ 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場である「認定就労訓練事業」については、いわゆる「中間的就労」として生活困窮者の就労支援に有用であり、認定事業所数は増加している（※）。

（※）認定就労訓練事業所の認定状況（H30.3.31時点）：認定件数 1,409件、利用定員合計 3,561名

- ◇ 一方で、認定事業所に対する経済的支援は、現状では事業所の立ち上げ支援等に限定されており、傷害保険の保険料や就労支援に要する費用も認定事業所が負担しており、当該事業を促進する支障となっているとの指摘がある。

【参考】

● 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書

「…事業所に通うための交通費や保険の加入に関する費用を事業所が負担している実態や、就労支援担当者を置く余裕がない状況、事業所として支援する経験やノウハウが乏しいことなどを背景に、認定就労訓練事業を実施する事業所に対する経済的インセンティブ支援や、事業者における支援ノウハウの支援を求める声が強い。」

● 生活困窮者自立支援法の一部改正法（H30.6.8公布）への参議院厚生労働委員会の附帯決議

「支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること」

- ◇ このため、事業を実施するに当たって追加的に生じる費用への補助の仕組みを講じ、認定事業所における就労訓練事業の実施を促進することにより、生活困窮者の就労支援のさらなる推進を図る。

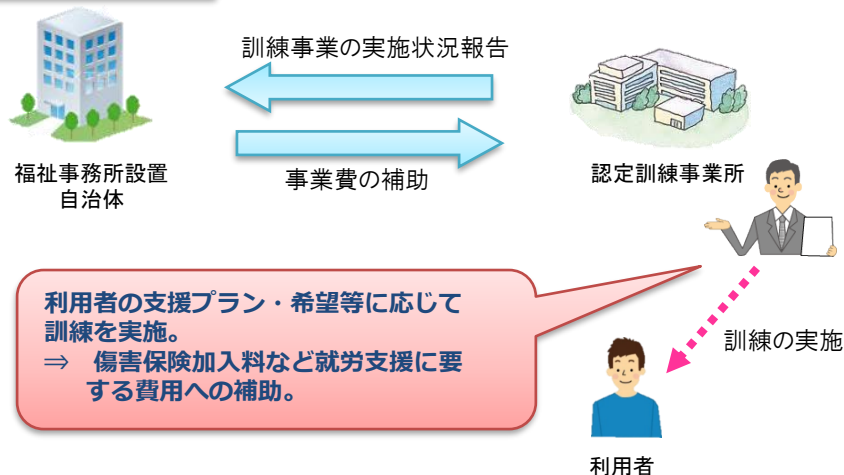
対象経費

◇ 「非雇用型」の利用者向け傷害保険加入料など就労支援に要する費用

補助率 1 / 2

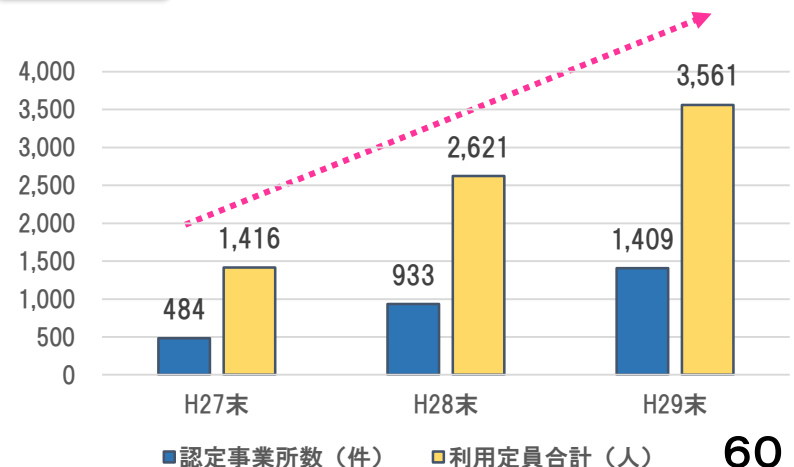
※ 改正法第7条第2項第3号に基づく「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として要求

事業イメージ



参考

認定訓練事業所数・利用定員の推移



4. 生活困窮者自立支援制度の見直しについて

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

- 第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。
- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

- 第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年改正]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の**地域社会からの孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

改正法の概要

○ 改正法において、生活困窮者の自立支援の基本理念として、以下の内容を明確化。

- ① 生活困窮者の尊厳の保持
- ② 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ③ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備

○ また、生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示。

生活困窮者自立支援に携わる関係機関

基本理念

生活困窮者の尊厳の保持

生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援

地域における関係機関等との緊密な連携等支援体制の整備
(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

自立相談支援機関等生活困窮者自立支援を行う機関
共有

関係行政機関(福祉、就労、教育、住宅等の支援に関わる機関)
共有

生活困窮者自立支援に携わる民間団体
共有

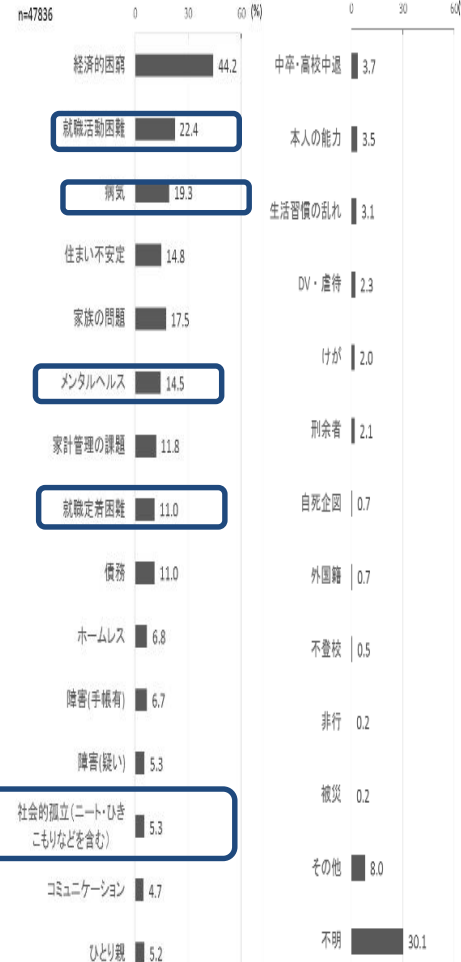
背景事情も踏まえた支援

基本理念を踏まえた支援



生活困窮者

新規相談者の特性(抱える課題)



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

「支援会議」の守秘義務

課題

- 支援における情報共有は本人同意が原則
 - ← 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
 - ・同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に規定するが世帯全体の課題として共有されていないケース
- の中には、世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケースがある。

「支援会議」(新設)

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
 - 守秘義務の設定
- 本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。

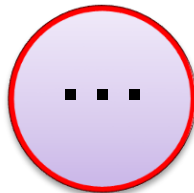
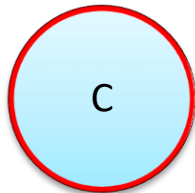
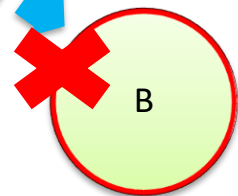
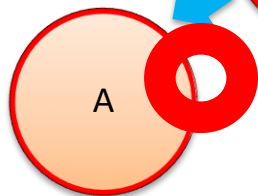
各法における守秘義務

原則

本人同意あり
→情報共有○

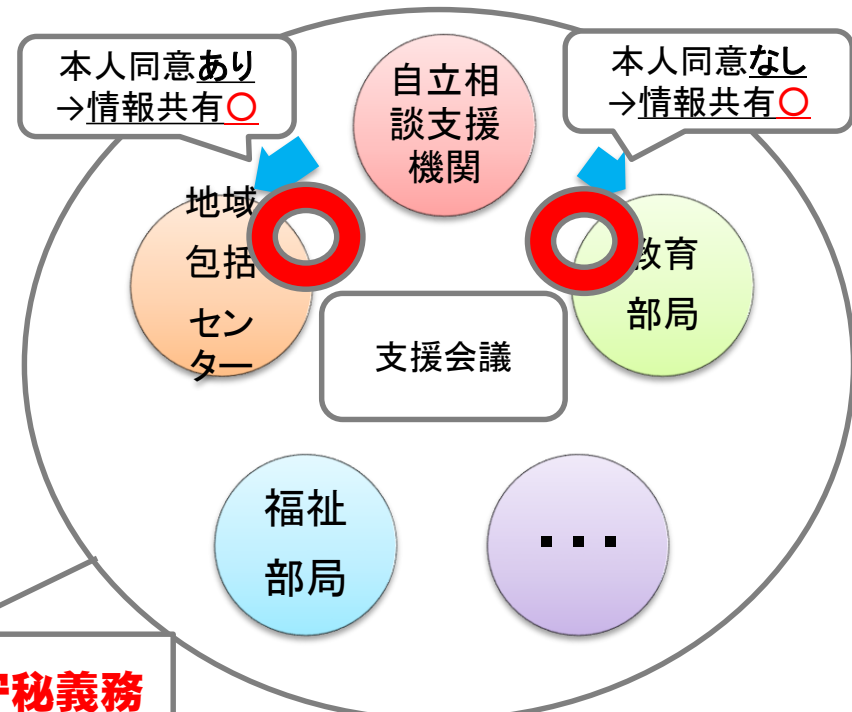
自立相
談支援
機関

本人同意なし
→情報共有×



※「支援調整会議」は個々の生活困窮者の支援プランの決定を行う場であり目的が異なる。

守秘義務



※運営方法については今後ガイドラインを作成

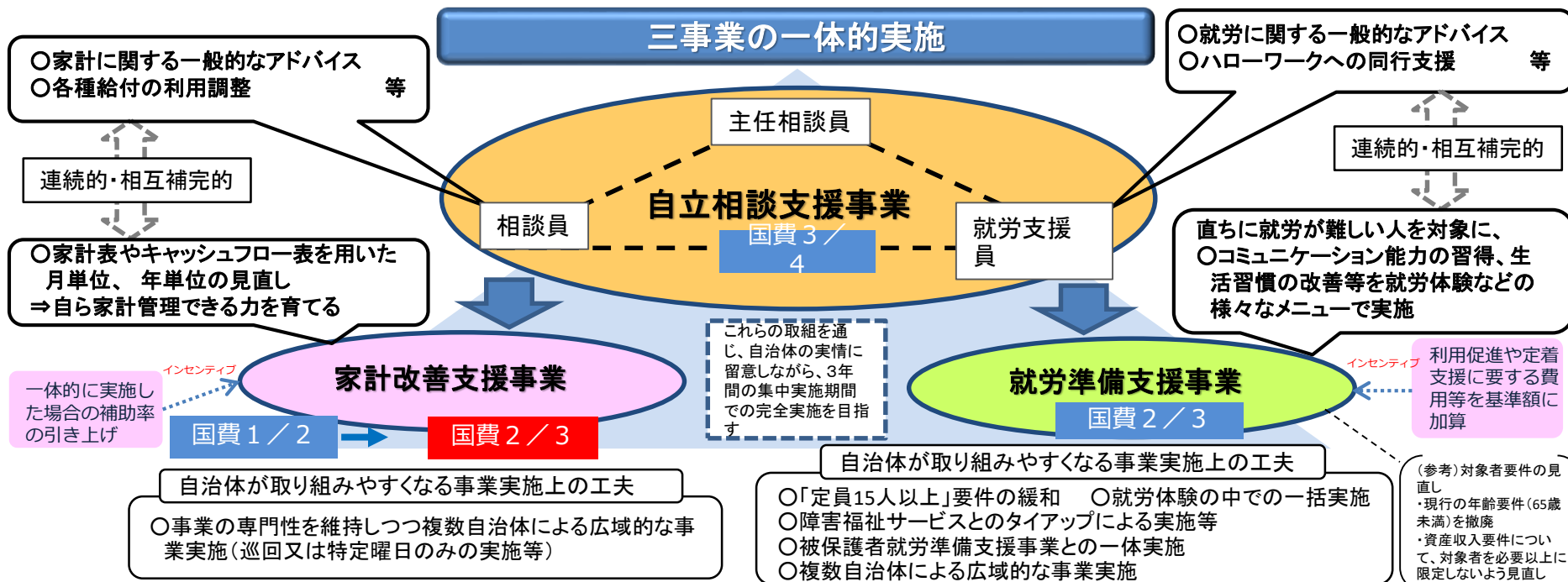
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

就労準備支援事業の見直しについて(平成30年10月1日より)

法律改正等に伴う周知事項

- 就労準備支援事業の更なる推進【(法律事項)就労準備支援事業の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針】事業に取り組みやすくなるよう下記取組の事例について全国的に周知を図る。
 - ・ 就労体験の中での一括実施
 - ・ 障害福祉サービスとのタイアップによる実施
 - ・ 複数自治体による広域的な事業実施
 - ・ 被保護者就労準備支援事業との一体実施
- 年齢要件の撤廃【省令事項】 → 65歳以上の方も含めて事業の積極的な活用をお願いしたい！
- 資産収入要件の見直しについて【省令事項】
 - ・ 新たな要件において対象となると考えられる方を積極的に事業へ誘導を！
 - ・ 現行の第四条第二号要件(都道府県等により当該事業による支援が必要とされる場合)の更なる活用を！

事業の実施に係る周知事項(運用の見直し等)

- 事業の定員要件(15名)は撤廃する。
- 就労準備担当者は常勤・専従である必要がないことについて通知により明記。
- 責任者については常勤で置く必要があるが専従・常駐である必要がないことについて通知により明記。
- 利用期間(原則1年間)の取り扱いについて
 - ・ 省令上の利用期間(1年間)は現行通り
 - ・ ただし、利用期間については、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行った上で、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが可能であるため、通知等によりその旨明記する。
- 交通費の取り扱いについて
 - ・ 利用者に直接交通費の支給を行うことは個別給付の取り扱いとなるため困難であるが、車両借り上げによる送迎等(※)の対応は可能
(※)車両リース料、燃料代、駐車場代、高速料金、送迎に係る人件費(運転手代)など
 - ・ 自立相談・家計改善・就労準備の三事業に一体的に取り組む自治体に対しては、就労に向けた外出を支援する費用(車両借り上げによる送迎等)、就労体験先の受入促進に要する費用、就職後の定着支援を行う費用等を基準額に加算。(就労準備支援事業のインセンティブ)

就労準備支援事業の見直しについて(平成30年10月1日より)

「生活困窮者就労準備支援事業の適切な実施等に関する指針」より

就労準備支援事業の実施にあたっての取組方策

事業の対象者は必ずしも状況にある者や長期間就労することができていない者など、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者であり、都道府県等の人口の多少を問わず該当する者は存在する。また、一般就労を希望する生活困窮者の中には複雑かつ複合的な課題を抱え、直ちには一般就労に至らない者も多く存在する。

このような生活困窮者に対しては、就労準備支援事業において就労に向けて生活習慣の獲得などの基礎的な能力の向上を図る支援を実施することが求められる。したがって、就労準備支援事業による自立の支援は全国的に提供されることが望ましい。

① 都道府県等によっては、支援ニーズの多少やマンパワーの不足など、個別に実情が異なるが、それらの実情に応じて柔軟に事業を実施するに当たって、次に掲げる方策が考えられる。

○ 就労体験の中で、日常生活自立、社会生活自立及び就労自立に向けた取組を一括して実施すること

○ 複数の都道府県等で連携し、広域的な事業の実施体制を整備すること

② 都道府県等によっては、地域資源の偏在や支援手法の蓄積不足など、個別に実情が異なるが、他制度や関係機関等と連携し、既存の地域資源を活用した実施体制を整備するに当たって、次に掲げる方策が考えられる。

○ 地域資源である障害福祉サービスと連携した事業の実施など多様な地域資源の活用を行うこと

○ 被保護者に対して就労準備支援事業を行う事業と一体的に実施し、切れ目のない支援を行うこと

生活困窮者を事業の利用につなげる取組

都道府県等においては、事業の実施体制を整備するとともに、事業の対象者となる潜在的な生活困窮者の支援のニーズを把握し、事業の利用につなげる取組も進める必要があることから、アウトリーチの観点からの取組を促進していくことが求められる。また、各生活困窮者の課題に合わせた支援が実施できるよう、多様な地域資源の開拓とそれら地域資源との連携を進め、支援内容の充実を図っていくことも期待される。

(次ページにつづく)

生活困窮者を事業の利用につなげる取組(前頁からの続き)

特に、就労準備支援事業については、65歳未満としていた年齢要件を撤廃したことを踏まえて就労意欲のある高齢者に対して積極的な働きかけを行うことや、資産及び収入要件の明確化を踏まえて生活困窮者個人の状況に一層焦点を当てた支援の要否の判断を行うことが可能となった。これらの取組を進め、支援を必要としている者にそれぞれの状況に合わせたオーダーメイドの支援を確実に届けていくことが重要である。

事業を一体的に実施する方策

生活困窮者自立相談支援事業及び両事業(就労準備支援事業、家計改善支援事業)については、これらを都道府県等において一体的に実施することにより、事業間の相互補完的かつ連続的な支援が可能となり、生活困窮者に対する自立の支援をより効果的かつ効率的に行うことができる。それぞれの事業間の相互補完的かつ連続的な関係性としては、自立相談支援事業及び就労準備支援事業間では、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労準備支援事業による就労体験や生活習慣の獲得などの基礎的な能力の向上を図る支援を行い、就労に向けた準備が整った段階で自立相談支援事業による公共職業安定所(ハローワーク)への同行支援等を実施するといった事例が考えられる。

具体的な運用の方針

【3事業が一体的に実施されている自治体について】

①家計改善支援事業の補助率が高くなる場合として政令で規定される予定の「両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合」とは？

(ア) 自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施していること
(イ) 生活困窮者に対する個別支援計画の協議に両事業の実施者も参画すること
などを想定。

(※) 3事業の委託事業者が同一であることは要件としない。

②①の自治体における「就労準備支援事業のインセンティブ」とは？

就労準備支援事業の利用促進に要する費用を対象に補助基準額の加算を実施
(⇒ すなわち、一般の補助基準額を超える場合でも、一定程度まで基準額に加算できるようにする)
(ア) 就労に向けた外出を支援する費用(送迎や移動に使う車のリース代)
(イ) 就労体験先の受け入れ促進に要する費用(就労体験先への謝金(⇒工賃支払いのインセンティブに))
(ウ) 就職後の定着支援を行うための費用 等

【すべての自治体について】

③就労準備支援事業の資産・収入要件の見直しの具体的内容とは？

(ア) 世帯全体でみると収入があっても、本人がひきこもり状態であるなど収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすい場合
(イ) 家族の意思が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できない場合
などを明確化

就労準備支援事業のインセンティブ加算の算定

- 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業との一体的実施に加えて、**就労準備支援事業の利用を促進する観点等から下表の取組を実施する場合には**、人口区分に応じて、**基本基準額に一定額を加算（インセンティブ加算）**する。
- ただし、**基本基準額を超える部分については、下表の取組の費用に充てるものとする。**

取組内容	趣旨・目的	概要	加算額の充当イメージ	加算単価	
				人口区分	単価
就労に向けた外出を促進する費用	利用者に対し、自立に向けた意欲喚起や社会に出るきっかけづくりを行うため、就労に向けた第一段階として、まずは外出を促す取組を推進する。	外出する際の同行や移動に要する費用（例：移動や送迎のための車のリース代、燃料代等の費用など）や外出のきっかけづくりとなる物品の備品購入費用（例：貸出自転車など）等について、加算の仕組みを設ける。		2万人未満	1,000
就労体験先の受入促進に要する費用	多様な就労体験先の確保を図るため、利用者の受入を行う協力事業所に対するインセンティブの付与を行う。	利用者が就労体験を利用した場合に、就労体験先に受入の促進に係る費用を支出し、就労先が利用者へ工賃を支払うインセンティブとするため、加算の仕組みを設ける。		2万人以上～3万人未満	1,200
就職に向けた準備に要する費用	経済的課題を抱えているために、就職に向けた準備に必要な費用が負担できず、就職に向けた活動が思うように進まない事態を解消する。	就職に向けた準備として、就職に向けた活動に要する費用（例：貸出用携帯電話など）について、加算の仕組みを設ける。		3万人以上～4万人未満	1,400
就職後の定着支援を行う費用	就労準備支援事業の利用者は、不安定な状態のまま職に就くことが多いことから、就職後も継続して支援を実施していくことが重要であり、定着支援の取組を推進する。	定着支援を実施する就労準備支援担当者の配置に要する費用や、定着支援の一環として、就労準備支援事業の利用終了者に訪問同行してもらったり、利用体験談を語ってもらうなどのピアサポート的役割を果たす取組の実施に要する費用等について、加算の仕組みを設ける。		4万人以上～5.5万人未満	1,600
訪問支援の強化を行う費用	訪問支援を実施するに当たっては、利用者や家族との相性や話しやすさなどに留意して、支援者側との関係性を築くことが重要である。	就労準備支援事業の訪問支援を複数人で行うための就労準備支援担当者の配置に要する費用等について、加算の仕組みを設ける。		5.5万人以上～7万人未満	1,800
その他就労準備支援事業の利用の促進に資すると認められる費用（個別協議）				7万人以上～10万人未満	2,200
				10万人以上～15万人未満	2,800
				15万人以上～20万人未満	3,400
				20万人以上～30万人未満	4,000
				30万人以上～40万人未満	5,000
				40万人以上～50万人未満	6,000
				50万人以上～60万人未満	6,400
				60万人以上～70万人未満	6,800
				70万人以上～80万人未満	7,200
				80万人以上～90万人未満	7,600
				90万人以上～100万人未満	8,000
				100万人以上～110万人未満	10,000
				110万人以上～120万人未満	10,200
				120万人以上～130万人未満	10,400
				130万人以上～140万人未満	10,600
				140万人以上～150万人未満	10,800
				150万人以上～160万人未満	11,000
				160万人以上～170万人未満	11,200
				170万人以上～180万人未満	11,400
				180万人以上～190万人未満	11,600
				190万人以上～200万人未満	11,800
				200万人以上～210万人未満	12,000
				210万人以上～220万人未満	12,200
				220万人以上～230万人未満	12,400
				230万人以上～240万人未満	12,600
				240万人以上～250万人未満	12,800
				250万人以上～260万人未満	13,000
				260万人以上～270万人未満	13,200
				270万人以上～280万人未満	13,400
				280万人以上～290万人未満	13,600
				290万人以上～300万人未満	13,800
				300万人以上	14,000

就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価の適用

- 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業を一体的に実施することにより、事業間の相互補完的・連続的な支援が高まることで、生活困窮者に対するより効果的な支援が可能になるほか、両事業を一体的に実施した場合には業務の効率化が図られることも想定されること等から、**両事業の基本基準額の合計額から▲10%の効率化効果を見込んだ『合算単価』を適用し、両事業間で弾力的な執行を認める**こととする。
- これに併せて、現行の「支援実績加算」の適用乗率についても、合算単価に対応した乗率・算定要件を新設する。

就労準備支援事業と家計改善支援事業の合算単価

人口区分	現 行		
	就労準備 a	家計改善 b	合計 c(a+b)
2万人未満	5,000	3,000	8,000
2万人以上～3万人未満	6,000	4,000	10,000
3万人以上～4万人未満	7,000	5,000	12,000
4万人以上～5.5万人未満	8,000	7,000	15,000
5.5万人以上～7万人未満	9,000	8,000	17,000
7万人以上～10万人未満	11,000	10,000	21,000
10万人以上～15万人未満	14,000	12,000	26,000
15万人以上～20万人未満	17,000	15,000	32,000
20万人以上～30万人未満	20,000	18,000	38,000
30万人以上～40万人未満	25,000	20,000	45,000
40万人以上～50万人未満	30,000	23,000	53,000
50万人以上～60万人未満	32,000	25,000	57,000
60万人以上～70万人未満	34,000	27,000	61,000
70万人以上～80万人未満	36,000	28,000	64,000
80万人以上～90万人未満	38,000	29,000	67,000
90万人以上～100万人未満	40,000	30,000	70,000
100万人以上～110万人未満	50,000	40,000	90,000
110万人以上～120万人未満	51,000	41,000	92,000
⋮	⋮	⋮	⋮
250万人以上～260万人未満	65,000	55,000	120,000
260万人以上～270万人未満	66,000	56,000	122,000
270万人以上～280万人未満	67,000	57,000	124,000
280万人以上～290万人未満	68,000	58,000	126,000
290万人以上～300万人未満	69,000	59,000	128,000
300万人以上	70,000	60,000	130,000

基本基準額

合算単価
$c * 0.9$
7,000
9,000
11,000
14,000
15,000
19,000
23,000
29,000
34,000
41,000
48,000
51,000
55,000
58,000
60,000
63,000
81,000
83,000
⋮
108,000
110,000
112,000
113,000
115,000
117,000

×

加算



資産収入要件の見直しについて

見直しの背景

現行の就労準備支援事業においては利用に当たって資産収入要件が設けられているが、実態は以下のように、支援の必要性は認められるものの、①世帯全体として資産収入要件を満たさないケース、②世帯全体の資産収入要件を把握すること自体が困難なケース、が存在していた。

想定されるケース(例)

【① 資産収入要件を上回る収入があるものの何かのきっかけで困窮に陥るケース】

例) 70代の両親、40代長男(利用対象者)の3人世帯

- 長男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 現在は蓄えがあるものの、両親が医療にかかって支出が増えると、経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

本人は現在は困窮状態にはないものの、就労準備支援事業を利用して就労自立するための能力を身につけないと、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態となる。

【② 家族の収入額等が確認できないことにより、世帯全体の資産収入要件を把握できないケース】

例) 60代の父母、20代長男(正職員)、20代長女(アルバイト)、20代次男(利用対象者)の5人世帯

- 次男はひきこもり状態にあり、仕事はしていない。
- 本人の収入はないため、両親の年金収入で生活している。
- 長男は、現在は同居しており生計を一にしているが、貯金が出来てきたこともあり、近く家を出て自活する予定。
- 長女は次男と年齢が近く、幼いときから仲が悪く、ひきこもり状態が続く次男に対しては非協力的である。
- 両親が亡くなると収入が途絶えることになり、兄弟からの援助も期待できないため、次男は経済的困窮状態に陥ることが確実に見込まれる状況。

就労準備支援事業を利用するためには、世帯全体の資産収入の把握が必要だが、長男と長女は自らの収入額を開示することを拒否。そのために次男が事業利用できなくなると、何かのきっかけで一気に経済的困窮状態になる。

認定就労訓練事業にかかる見直し(平成30年10月1日より)

法律改正等に伴う周知事項

【法律改正事項】

- 今回の改正法において、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務規定を創設。→ 各自治体において優先発注の規定の整備を！

【運用見直し(省令・通達等による見直し)】

- 認定に関する手続きの簡素化
 - ・ 市等を経由して認定申請を行うことを可能とする。(省令)
 - ・ 同一法人が複数の事業所を有する場合に、法人単位で複数の事業所をまとめて申請することを可能とする。(従来は事業所単位での申請のみ)(通達)
 - ・ 申請書に添付する書類の簡略化を実施(下記参照)。(通達)

『全ての法人』→ 下記①②の書類の添付は要さないこととする。

- ① 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類

※ 誓約書において、情報の公開について必要な措置を講じる旨記載(従来と同様の扱い)

- ② 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料

※ 誓約書において、利用に係る災害が発生した場合の補償のために必要な措置を講ずる旨記載(従来と同様の扱い)

『社会福祉法人・消費生活協同組合など』→ 上記①②に加えて下記書類の添付は要さないこととする・

- ③ 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書

- ④ 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類

- ⑤ 就労訓練事業を行う者の役員名簿

その他認定訓練事業の推進に周知事項

- 認定訓練事業を推進するため、アドバイザー・育成員の更なる活用を！
- 対象者を受け入れている認定訓練事業所に対して、定着支援等も含めて定期的にヒアリングや情報交換等実施し、ガイドラインに沿った事業実施がされているか確認すること。

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

(平成30年3月1日全国都道府県担当課長会議資料より)

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について(平成27年3月27日 社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)」において委託先の選定に当たっての考え方をお示しており、具体的には、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員の配置、法の理念に即した支援を展開できること、職員に対する指導・育成等を行う体制等が必要であるとともに、自治体と委託先事業者と適切に役割分担を行うことが重要としている。

そのような中、事業者や自治体等から、事業の委託のあり方について、事業における支援の質の維持と継続性、委託事業における職員の安定的確保の必要性等を考慮した委託事業者への委託のあり方等について検討すべきという声が寄せられており、また、事業の質の維持等の観点から事業の内容・経験・実績を中心とした総合的な評価を行うべきであり、価格のみの評価を行うことはその観点から適切ではないとの意見があった。

部会報告書においては、

「○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。

○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、その委託に当たっての留意点等を示すべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおりお示しますので、今後の事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年目と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと

5. 新たな政策課題について

- 就職氷河期世代の方々への支援として、今後政府でとりまとめる3年間の集中プログラムに沿って、厚生労働省においては、**「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開**していく。

(取組の基本的な方針)

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

**就職・正社員化の実現
多様な社会参加の実現**

I 主な支援対象

- ◆ 不本意ながら非正規雇用で働く方（不安定就労者）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」「知識能力に自信がない」などの理由で、就職活動に至っていない無業の状態にある方等
- ◆ **社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）**

II 主な取組の方向性

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
 - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
 - ② 地域レベルでの潜在的な要支援者把握のためのアウトリーチ展開
 - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

第2回2040年を展望した社会保障
・働き方改革本部参考資料



骨太の方針（就職氷河期世代支援プログラム）～抄～（令和元年6月21日閣議決定）

経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

就職氷河期世代支援プログラム

（基本認識）

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人）、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

（施策の方向性）

（ii）個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

○アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を進める。

○支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

新たな包括的な支援の機能等について

令和元年 7月16日「第5回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
資料（一部改変）

- ◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
- －社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
 - －地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。

【地域住民同士のケア・支え合う関係性の育成支援】

場の機能

地域づくりをコーディネートする機能

日常の暮らし
の中での
支え合い

コミュニティ
(サークル活動等)

既存の社会資源の把握と活性化
住民・社会資源・行政間の
ネットワークの構築

新たな社会資源の開発

人と人、人と社会資源のつなぎ

地域活動
(見守り等)

居場所を
はじめとする
多様な場づくり

身近な地域
(地縁組織
等)

属性にかかわらず、
地域の様々な相談を
受け止め、自ら対応
又はつなぐ機能

【断らない相談】

多機関協働の中核
の機能

相談の受けとめ

解決に向けた対応

制度の狭間・隙間や、
課題が複合化・複雑
化したケースにおけ
る支援調整

個別課題としては明
らかではない場合に
ついて、継続的に
かわり続ける支援

多機関のネットワークの構築

個別支援から派生する新たな社会資源・仕組
みの創出の推進

相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成

権利擁護のための支援

社会との接点の確保・包摂の支
援

多様な社会参加・就労の支援

住まいの確保のための支援

社会とのつながりや
参加を支援する機能

【参加支援】

6. 無料職業紹介について

無料職業紹介・地方版ハローワークを巡る最近の状況①

～ 職業安定法の改正 ～

- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。

- ※ 「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。
- ※ 無料職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、その委託した部分については、委託先の職業紹介事業者が引き続き職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。

無料職業紹介・地方版ハローワークを巡る最近の状況②

～ 職業安定法の改正 ～

1. 廃止される届出等

地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際に課されていた各種規制等を廃止。

○事業開始時の届出義務の廃止

(※通知のみで可能となる)

○その他各種規制・国の監督の廃止

①国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査

②国による事業停止命令

③国による改善命令

④職業紹介責任者の選任(※職業紹介責任者講習会の受講の必要はなくなるが、積極的に活用を検討して頂きたい)

⑤帳簿の備え付け

⑥事業報告書の提出

※ 名義貸しの禁止、労働条件等の明示、性別等による差別的取扱の禁止等の規制は引き続き課される。

2. 地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

① 就労体験からのスムーズな一般就労移行

→ 就労体験先の事業所で一般就労へ移行できる場合に、地方公共団体が就労体験から職業紹介まで一貫した支援が可能。

② 認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせん

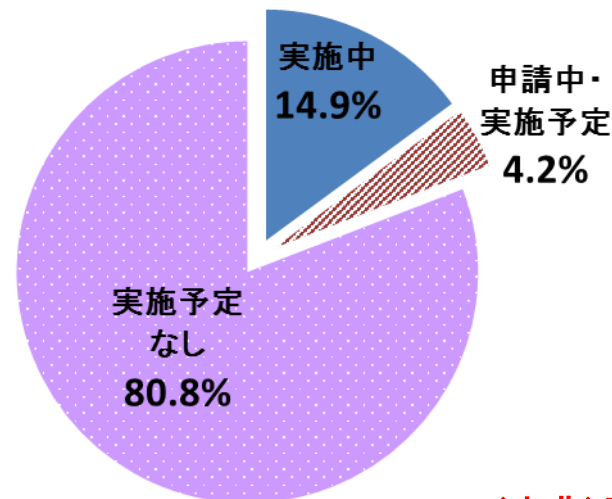
③ 地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介

→ 地方公共団体の産業部門等が把握している地域の事業所ニーズ・生活困窮者の状態等を踏まえた求人内容の調整や職業紹介が可能となる。

自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施状況

- 自立相談支援機関が認定就労訓練事業（雇用型）の利用をあっせんする行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられることから、
 - ・ 直営で自立相談支援事業を実施する場合は地方公共団体が無料職業紹介事業の届出を行う必要、
 - ・ 委託により実施する場合は受託事業者が職業紹介事業の許可を受ける必要、があることはこれまで地方公共団体宛て周知してきた。
- 無料職業紹介事業の実施状況について見ると、自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施を「実施予定なし」の自治体が80.8%である。

無料職業紹介事業の実施状況



7. ハローワークとの連携について

ハローワーク

（公共職業安定所）について

相談等
無料

ハローワークは、厚生労働省が運営する職業紹介所で、全国に544カ所設置されています。ハローワークでは、お仕事を探されている方に就職についてのさまざまなご相談におこたえしたり、個々の希望と能力にあったお仕事を紹介し支援するほか、雇用保険制度や雇用に関する事業主支援などを行っています。

お仕事を探されている方への支援

雇用保険制度 求職者支援制度

事業主への支援

- ① 就職の相談・就職先の紹介
- ② 人材を募集している会社の「求人票」を公開
（H29新規求人数約1,000万人）
- ③ 職業についての情報提供
- ④ 公的職業訓練の斡旋 など

○雇用保険制度とは
労働者が失業した場合に、生活の安定と早期再就職の促進のため、給付を行います。育児や介護など雇用の継続が困難な場合や教育訓練を受けた場合の給付も行っています。いずれもハローワークで加入や支給の手続きを行っています。

○求職者支援制度とは
雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。ハローワークでは、訓練への斡旋、一定の要件を満たした場合には、職業訓練受講給付金（月10万円＋通所手当＋寄宿手当）の給付を行います。

- ① 労働者募集の相談・お仕事を探されている方を紹介
- ② 事業主に対する雇用関係の助成金による支援について、一部助成金の申請書受理などの窓口業務
- ③ 人材確保のための充足計画の策定や雇用関係のルールを周知徹底する雇用管理指導援助業務 など

一般的な職業相談・職業紹介や労働者募集情報の提供に加え、特に配慮が必要な相談者の状況等に応じた専門的な支援を行っています。

生活保護受給者等就労自立促進事業

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。

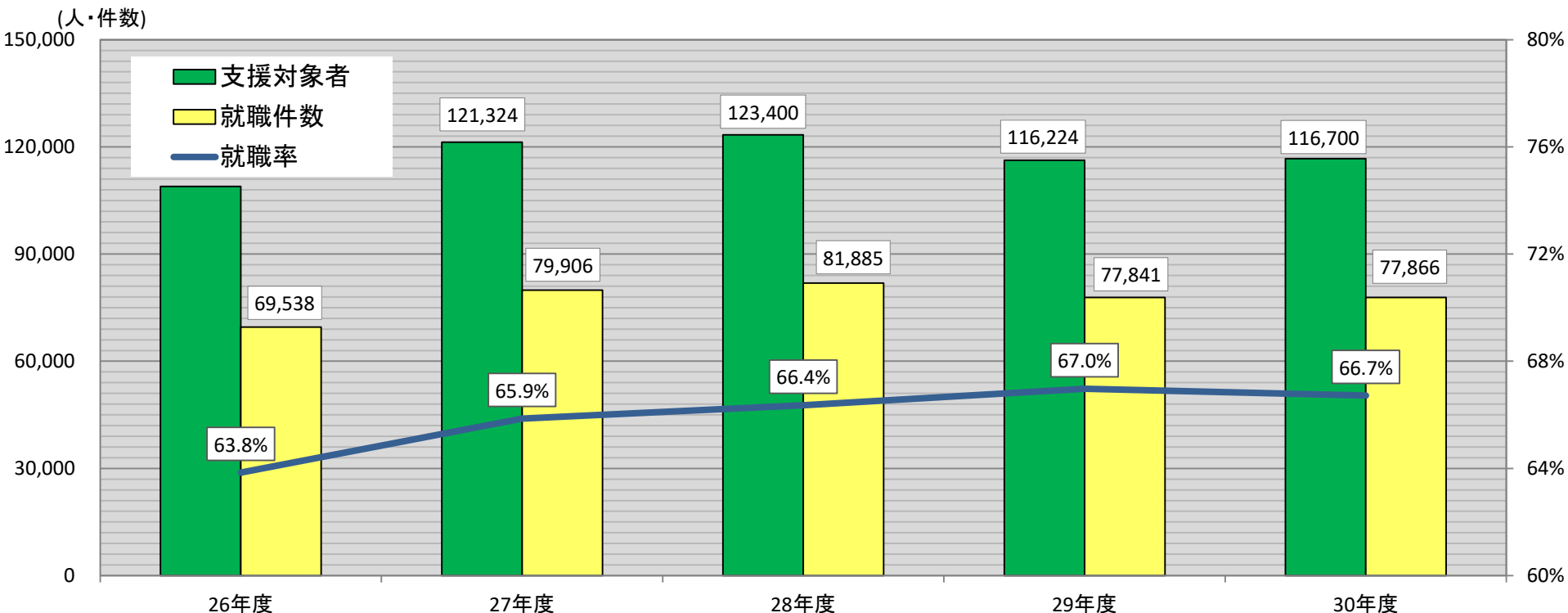
生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立促進に取り組む。



生活保護受給者等就労自立促進事業等の実績の推移

ハローワークと自治体のチーム支援による当事業は、両者の協定に基づく連携を基盤に平成23年度から実施。平成25年度からは生活保護受給者等就労自立促進事業として、自治体にハローワークの常設窓口を設置する等により就労支援をさらに強化している。

平成30年度においては、支援対象者は11万人を超え、就職率は概ね7割となっている。



※支援対象者には、児童扶養手当受給者など、生活保護受給者以外の者が含まれている。

生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者について

生活保護受給者等就労自立促進事業では、より効果的な就労支援を行うため、基本的には、下記の条件を満たす方を支援対象者としています。

なお、フルタイムでの就労を希望する方のほか、パートタイムや短期での就労を希望する方も広く支援の対象としています。ご不明な点やご判断に迷う場合等は、ハローワークにご相談ください。

稼働能力を有する方

身体的・精神的側面から判断して、稼働能力を有し、就労が可能な状態にある方が対象です。

ご本人から傷病や障害のため就労が困難であるとの申立てがあり、病状等の調査が十分でない方や、長期的な自立目標を達成するためには、さらに健康状態の回復に努めるべきと判断された方などは対象となりません。

就労意欲が一定程度ある方

就労意欲が著しく低い、または全くない方については、まずは就労への意欲喚起等が必要なため、この事業の対象とはなりません。

しかし、この場合でも、ハローワークでの職業相談等による就労意欲喚起効果も勘案して判断する必要があります。



稼働能力、就労意欲に関するご判断については、**事前にハローワークへのご相談をお願いします。**また、**就労準備状況チェックシート**もご活用ください。

就労に当たって著しい阻害要因がない方

ご家族の介護が常時必要であるなど、そもそも就労が難しい場合にはこの事業の対象となりません。しかし、就職活動を開始する時点において、就労が可能と見込まれる場合は対象となります。

この事業への参加等に同意している方

この事業への参加及び福祉事務所等と安定所の担当者による就労支援チームで就労・自立支援に必要な情報の共有に同意している方が対象となります。

就労準備判断の必要性

ナビ事業の支援対象者の範囲

『就労に向けた準備が一定程度整った者』

⇒ 支援対象者の就労意欲や就労の阻害要因を、自立相談支援機関の就労支援員等やハローワークの就職支援ナビゲーター等が的確に把握し、二人ひとりの就労の準備状況に応じた適切な支援を実施することが必要。

『一定程度整った者とは、どの程度を指すのか・・・』

一定の「判断基準」を設定

⇒ 「一定程度」の捉え方は支援者により様々であるため、必ずしも「一定程度の準備が整っているとはいえない者」が誘導されているという問題点が挙がる。

そのため、就労に向けた準備が「一定程度」整った状態について支援者が多面的に捉えられるようにし、**支援者同士が共通の認識を持ちやすくすること**で、自立相談支援機関からハローワークへの円滑な誘導を促進。

チェックリストを作成

チェックリストの項目

分類項目	設問No.	質問項目
就労準備の基礎	1	支援者と約束した面談の日時を守ることができる
	2	支援者と約束した面談に遅刻したり、欠席する場合、事前に連絡できる
	3	これまでに、どのような仕事をしてきたのか、説明できる
	4	携帯電話を持つなど、求人事業所から連絡を受けるための準備ができる
就労支援を受ける際の姿勢	5	ハローワークのナビゲーターによる個別支援を受ける必要性を理解できる
	6	支援者との面談で、適切な言葉づかいができる
	7	支援者の助言に、素直に耳を傾けることができる
	8	支援者から紹介された求人を、前向きに検討できる
自分自身の理解と今後の展望	9	退職や失業の経緯をふり返り、その原因について考えてみることができる
	10	求人の情報から、その求人事業所がどのような職場(仕事内容や職場環境)なのか、想像できる
	11	仕事をすると、どのようなよいこと(健康、経済的自立、社会貢献、生きがい等)があるのか、想像できる
	12	経験や仕事の実績と関連づけて、希望する求人を選択した理由が説明できる
自分に合った働き方の理解	13	これから、どのような労働条件(賃金、労働時間、勤務地等)で働きたいのか、説明できる
	14	自分の生活環境(介護、育児、通院等)に合った働き方を説明できる
	15	支援者に、働く上で配慮が必要な事項を相談できる
	16	自分の体調や生活のリズムに合わせて、無理なく通える地域で、求人を探すことができる
就労への積極的な姿勢や柔軟性	17	思い通りにならないことがあっても、前向きに考えることができる
	18	新聞や雑誌の求人広告など、身の回りにある求人情報に注意を向けることができる
	19	目的意識を持って、仕事探しができる
	20	これまでの仕事の経験をふり返り、何ができて何ができないのか、検討できる

チェックリストの見方

チェックリストの点数

- ⇒ 総計の点数はその**支援対象者の就労に向けた準備の指標**を示す
- ⇒ 試行調査の結果では、ほとんどが50点以上（100点満点中）
- ⇒ 全体でみると60点以下の就職率が低くなっている

概ね55点以上が送り出し、受け入れの『客観的指標』

全国一律の基準という訳ではなく、地域の実情に応じて客観的指標に満たない支援対象者であっても必要性が認められた場合はハローワークで受け入れることもあり得るなど、臨機応変な対応が求められ、**機械的な取り扱いにならないよう十分な注意が必要**

チェックリストの効果

- ⇒ 支援対象者の「**強み・弱み**」を発見（分野別の評価）
- ⇒ 支援対象者にフィードバックすることで**意欲の向上**を図る

生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対する助成措置 (特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給)

令和元年度予算額 126,000(736,487)千円

1 趣 旨

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、雇入れ事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

2 内 容

(1) 対象事業主

生活保護受給者等(地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者、又は地方公共団体における被保護者就労支援事業又は自立相談事業の支援対象者)を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年

(3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円(25万円)※1 × 2※2

短時間労働者 : 20万円(15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)

■ 概要

職業経験の不足などから、就職が困難な求職者の正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則 3 か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

対象労働者	支給額
就労支援にあたり、特別の配慮を有する者 (生活保護受給者、日雇い労働者、ホームレス、 生活困窮者 等)	月額4万円
母子家庭の母等(父子家庭の父含む) 若者認定企業の事業主が若年者(35歳未満)を雇用	月額5万円

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第 2 期の併用が可能。

■ 予算及び実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	89.6億円	40.7億円	37.8億円	23.6億円	10.8億円
実績	32.3億円	28.3億円	22.5億円	18.2億円	－

求職者支援制度について

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者
具体的には、
 - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
 - ・ 雇用保険の適用がなかった者
 - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等
- が対象

訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費及び寄宿する際の費用(ともに所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

8. 令和2年度概算要求について

生活困窮者自立支援制度の推進(令和2年度概算要求)

- 2019年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、2020年度予算概算要求において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

課題

- 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等
 - ー 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国実施の促進
 - ー ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等

対応

① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

- 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業（モデル事業）の創設

② 自立相談支援や就労支援の機能強化等（事業内容の強化）

ア. 自立相談支援の機能強化

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化

イ. 就労支援の機能強化

- ・ 就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング事業の創設（都道府県事業）
- ・ 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化（就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化（省令改正））（事項要求）
- ・ 農業分野等との連携強化事業（就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング）の創設（国事業）

ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進

- ・ 実施会場の設置促進、高校生世代支援の充実

※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う（事項要求）。また、働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

R 2 年度概算要求額 524.5億円
(R 元年度予算額 438.2億円)

9. 自立相談支援事業就労相談 支援員に求められること

生活困窮者自立支援法の意義とは



1. 制度の意義

本制度は、**生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」**を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

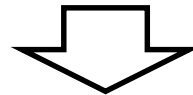


自己選択、自己決定が基本！

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり



**支援を通して地域において
支え合いの輪を広げていく**



支援対象者自身の希望をしっかり受け止め、対象者が今後どのように取り組むか本人自身が自己選択、自己決定できるような、情報提供、提案、働きかけをすることが大切！



生活困窮者自立支援法における就労支援とは



自立相談支援事業従事者養成研修テキスト参照

就労とは

- 就労(働くこと)は、単に収入を得るばかりでなく、日々の生活をつくり、社会とのつながりを構築し、自己実現を図るという大切な意義をもつもの
- 就労には「有給労働」と「無給労働」も含まれており、多様な働き方がある。
- 日本国憲法においては、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」とされている

生活困窮者の実態は？

社会状況や一人一人の様々な背景から、働くことの権利の側面を実現することができない状況におかれている

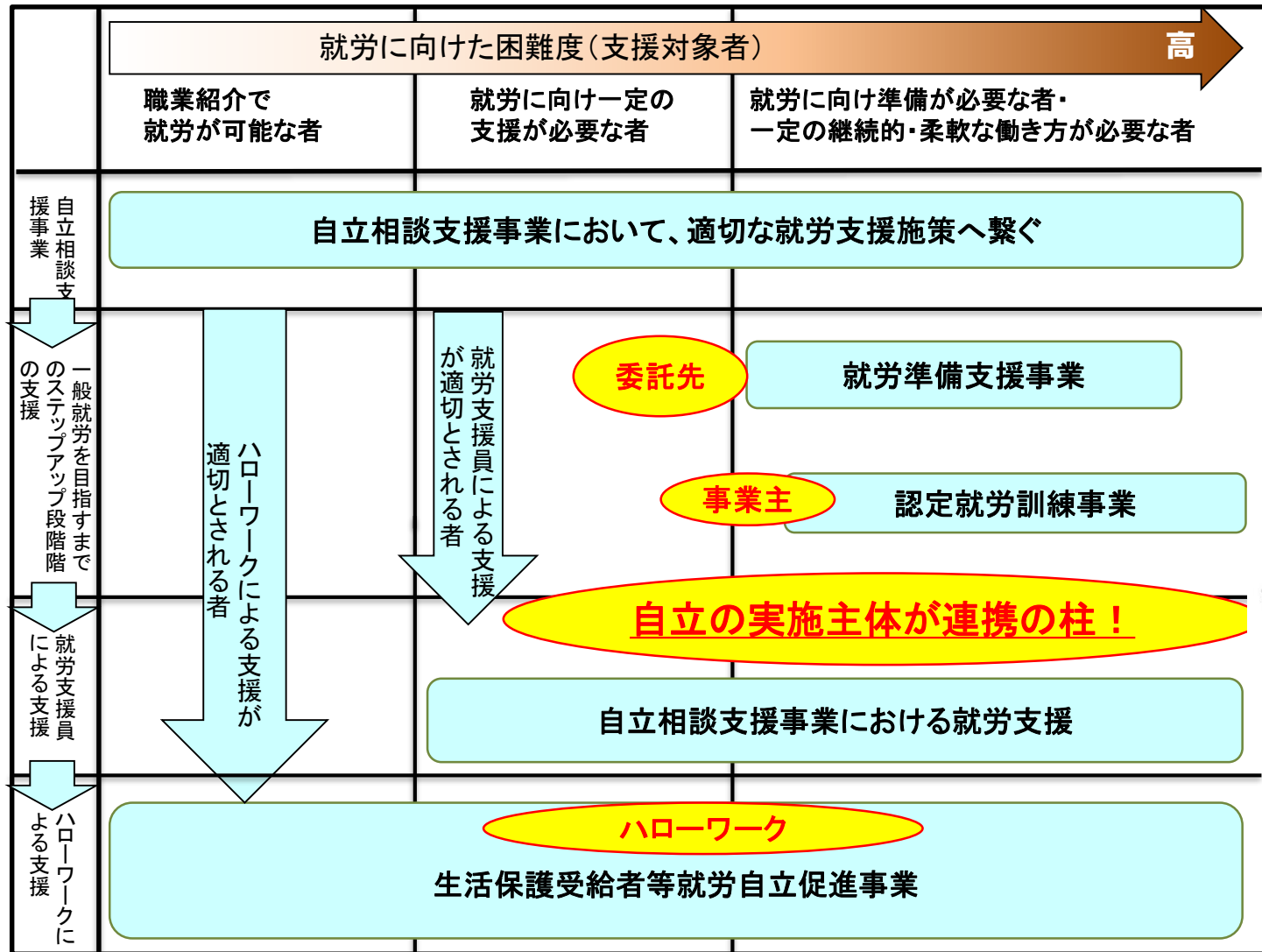
支援員に求められること

- 支援対象者一人一人に働きかけて、よりよい形でそれぞれにとっての就労を実現させていく。
- 地域の中の理解者を増やし、支援対象者が「多様な働き方」を実現できる「場」や「協力者」を広げていくことが求められている。

就労支援とはただのジョブマッチングではなく、一人一人の生活や人生を豊かにしていくことを支援すること！



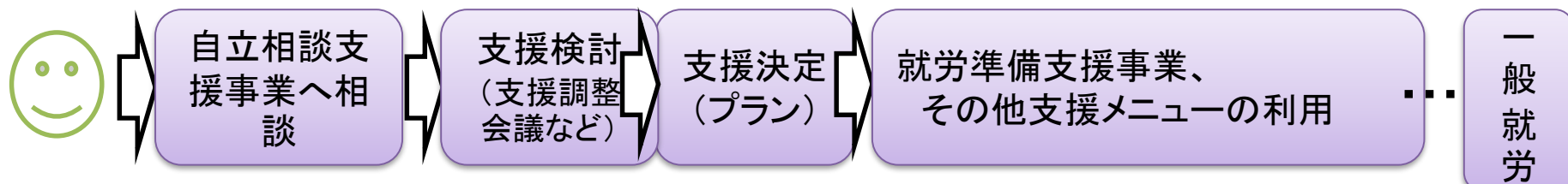
生活困窮者自立支援法における就労支援の概要



自立相談支援事業（就労支援）と就労準備支援事業



◎利用者からみた支援の流れ（就労準備支援事業を利用する場合の例）



（大切なポイント）

○ **自立相談支援事業から就労準備支援事業に**ボタンタッチ**されるわけではないこと。**



自立相談支援事業は、

- ・就労準備支援事業の利用中も、生活面を含めた本人の状態像の変化に対して、必要な支援を検討（プラン変更等）。
- ・就労準備支援事業の前段階（意欲喚起）と後段階（就労支援、就労後の定着支援）も含めて、本人の就労支援全体を通じて就労支援員が支援。

➡ **就労準備支援事業において把握される本人の状態像の変化を、自立相談支援事業の担当と共有しながら、本人の自立支援を図っていくことが大切。**

○就労準備支援事業で想定する本人の状態像は、時間をかけたきめ細かな支援を要するものであるため、その支援を自立相談支援事業から独立した一事業としているが、**本来は一体の支援である**こと。

自立相談支援事業の就労支援のポイント

1 本人の状態に応じた就労支援のスタート

ポイント①：本人の状態をアセスメントし、支援の組み立てを考える

- 自立相談支援事業において、**本人が、日常生活自立、社会生活自立、就労自立のどの段階（ステージ）にあるのか、また、それぞれの自立に関してどのような課題があるのかをアセスメントする。**そのさい、チェックリスト（※）などを用いて客観的に把握することが重要。
- 次に、本人の希望を踏まえ、「メニュー（＝事業）」を利用する計画を立て、それに連動して、就労準備支援事業などにおいては、「コンテンツ（＝事業の中のプログラム）」を利用する計画を立てる。

ポイント②：就労準備支援の「体験利用」をアセスメントの機会として活用する

- 就労に関するアセスメントは、相談支援における面接だけでは、適切に把握することが難しい場合もある。そこで **就労準備支援事業の「体験利用」をアセスメントの機会とすることで、面接場面では得られにくい情報を、プランやプログラム策定に活かすことができる。**
- 「体験利用」は、本来的には、本人が継続して、参加できるのか（参加したいのか）を自らが確認する機会であるが、**こうした機会を意図的に活用することで、多彩なアセスメントが可能になるほか、プラン策定から直ちに（本格的な）就労準備支援を開始することも可能となる。**
- 利用申込からプラン策定までの間に「体験利用」を設定し、**切れ目のない支援とすることで本人のモチベーションを保つことに役立つという効果もある。**

2 就労の場（プランの選択肢）の確保

ポイント①：事業所のニーズに合わせた支援

- 本人のニーズに着目するだけでなく、事業所のニーズにも合わせた開拓を行い、事業所がメリットを感じられるようにコーディネートする。そうすることで、当該事業所における受入れ人数の増加や他の事業所の紹介による更なる事業所の開拓につながるなど、就労の場の拡がりが見込める。

ポイント②：効率的・効果的・計画的な事業所開拓

- 事業所の開拓は、一般就労、中間的就労、就労体験、職場見学など、それぞれの就労支援の形態に絞るのではなく、様々な協力を得られるよう広い視野をもって行う。
- 就労支援の形態ごとに対象者像をきちんと持つ。
- 地域の実情に合わせ事業所開拓から定着支援までを手順化することで、事業所との関係づくりの流れと役割分担について自立相談支援機関内や自治体などの関係者間であらかじめ意識の共有を図る。

ポイント③：自治体が道筋をつける

- 自治体の生活困窮者自立支援制度担当部局はまちづくりや産業育成などの担当部局と連携することで、自立相談支援機関が地域の事業所との接触・関係づくりを行うための道筋をつける。

（例）自治体主催の事業所説明会の開催、地域の経営者等が集まる交流会の実施

3 関わる者が理解・共有しておくこと

関係者間で理解・共有できているかチェックリストとして活用してみましょう

1 対象者像に応じた就労支援の実施についての共通認識

- ☐ 自立相談支援機関とハローワークとの間で、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者像の共有

2 就労支援の進め方（役割分担やステップ）の整理

- ☐ 一般就労・就労体験・認定就労訓練事業について、企業・事業所のリストアップ、ニーズ把握、個別調整等の進め方（役割分担やステップ）の整理
- ☐ ハローワークの協力を得るための協議・調整
- ☐ 自治体の産業雇用担当部局等の協力を得るための協議・調整
- ☐ サポステ等地域資源の協力を得るための協議・調整

3 必要な手続や基礎知識の共有

- ☐ 無料職業紹介の許可又は届出の手続
- ☐ 自立相談支援事業の手引き、認定就労訓練事業ガイドライン、就労準備支援事業の手引き、労働関係法令等の理解

4 就労の場での受け入れ

- 本人・事業所の双方から情報を得られることが大切。例えば、生活面等の変化に対し事業所が関与しにくいことも考えられるため、**就労後もコーディネーターである自立相談支援機関が双方に積極的な配慮を。（本人への定着支援、事業所へのアドバイス等）**

無料職業紹介とは

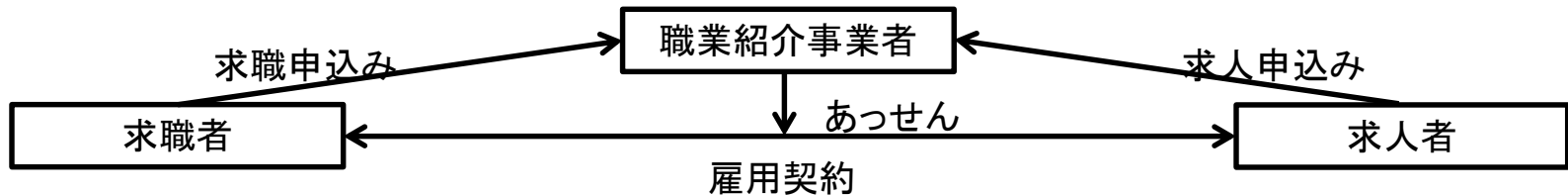


- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。



【参考:職業紹介とは】

「職業紹介」… 求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること



無料職業紹介のメリットは



1. 廃止される届出等

略(配付資料参照)

2. 地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

- ① 就労体験からのスムーズな一般就労移行
→ 就労体験先の事業所で一般就労へ移行できる場合に、地方公共団体が就労体験から職業紹介まで一貫した支援が可能。
- ② 認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせん
- ③ 地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介
→ 地方公共団体の産業部門等が把握している地域の事業所ニーズ・生活困窮者の状態等を踏まえた求人内容の調整や職業紹介が可能となる。



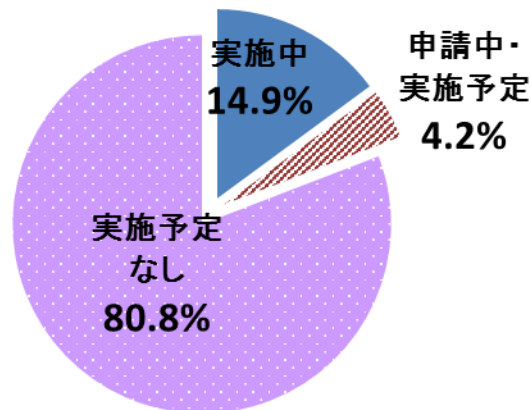
メリットは大きく3つ！

自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施状況

- 自立相談支援機関が認定就労訓練事業（雇用型）の利用をあっせんする行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられることから、
 - ・ 直営で自立相談支援事業を実施する場合は地方公共団体が無料職業紹介事業の届出を行う必要、
 - ・ 委託により実施する場合は受託事業者が職業紹介事業の許可を受ける必要、があることはこれまで地方公共団体宛て周知してきた。
- 無料職業紹介事業の実施状況について見ると、自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施を「実施予定なし」の自治体が80.8%である。

無料職業紹介事業の実施状況

n = 825



生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者について

生活保護受給者等就労自立促進事業では、より効果的な就労支援を行うため、基本的には、下記の条件を満たす方を支援対象者としています。

なお、フルタイムでの就労を希望する方のほか、パートタイムや短期での就労を希望する方も広く支援の対象としています。ご不明な点やご判断に迷う場合等は、ハローワークにご相談ください。

稼働能力を有する方

身体的・精神的側面から判断して、稼働能力を有し、就労が可能な状態にある方が対象です。

ご本人から傷病や障害のため就労が困難であるとの申立てがあり、病状等の調査が十分でない方や、長期的な自立目標を達成するためには、さらに健康状態の回復に努めるべきと判断された方などは対象となりません。

就労意欲が一定程度ある方

就労意欲が著しく低い、または全くない方については、まずは就労への意欲喚起等が必要なため、この事業の対象とはなりません。

しかし、この場合でも、ハローワークでの職業相談等による就労意欲喚起効果も勘案して判断する必要があります。



稼働能力、就労意欲に関するご判断については、**事前にハローワークへのご相談をお願いします。**また、**就労準備状況チェックシート**もご活用ください。

就労に当たって著しい阻害要因がない方

ご家族の介護が常時必要であるなど、そもそも就労が難しい場合にはこの事業の対象となりません。しかし、就職活動を開始する時点において、就労が可能と見込まれる場合は対象となります。

この事業への参加等に同意している方

この事業への参加及び福祉事務所等と安定所の担当者による就労支援チームで就労・自立支援に必要な情報の共有に同意している方が対象となります。

四つの条件とは？

～「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」より～



地域の実情に応じて安定所と自治体等で協議のうえで柔軟に対応することが可能！

① 稼働能力を有する者

← 身体的・精神的側面から判断して、稼働能力を有し、就労が可能な状態にある者

② 就労意欲が一定程度ある者

← 就労意欲が著しく低い者について、国・自治体が就労意欲の喚起・向上に係る支援を行うことにより就労意欲が一定程度醸成されることが見込まれる者は対象となる。

③ 就労に当たって著しい阻害要因がない者

← 家族の介護が常時必要である等

④ 事業への参加等に同意している者

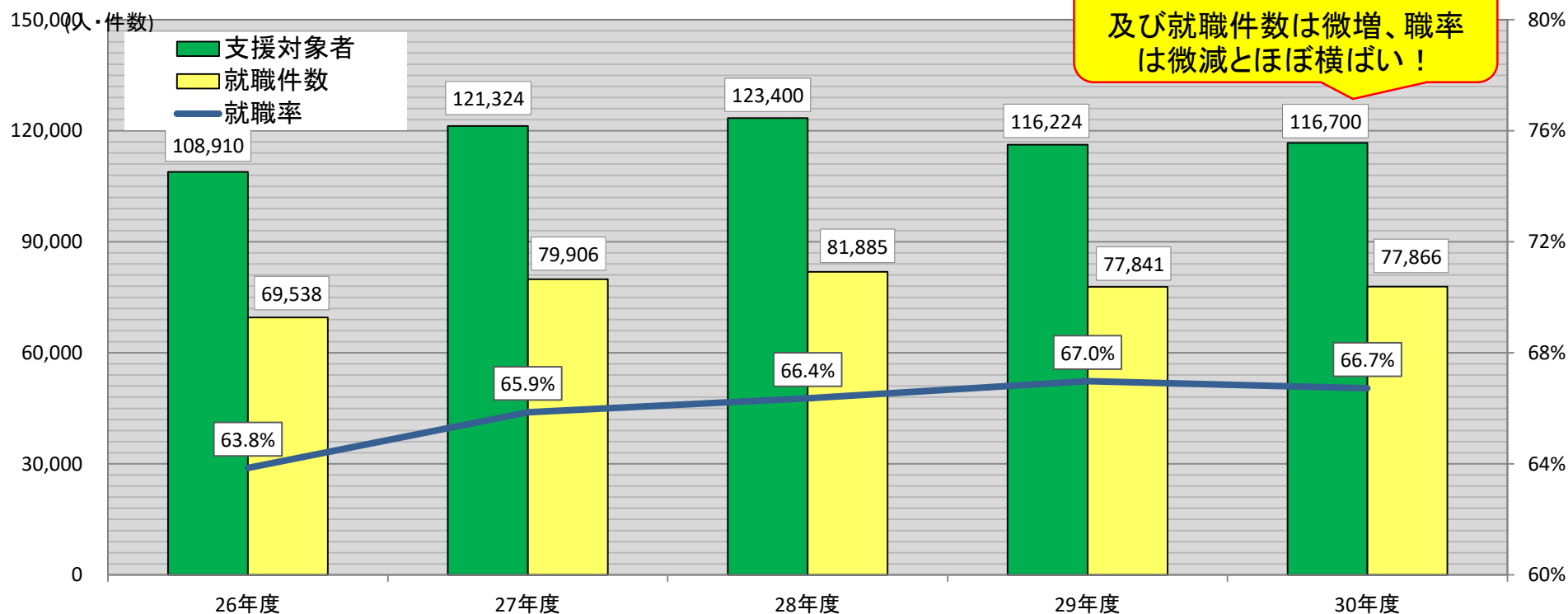
生活保護受給者等就労自立促進事業等の実績の推移

ハローワークと自治体のチーム支援による当事業は、両者の協定に基づく連携を基盤に平成23年度から実施。平成25年度からは生活保護受給者等就労自立促進事業として、自治体にハローワークの常設窓口を設置する等により就労支援をさらに強化している。

平成30年度においては、支援対象者は11万人を超え、就職率は概ね7割となっている。



平成30年度は支援対象者及び就職件数は微増、職率は微減とほぼ横ばい！

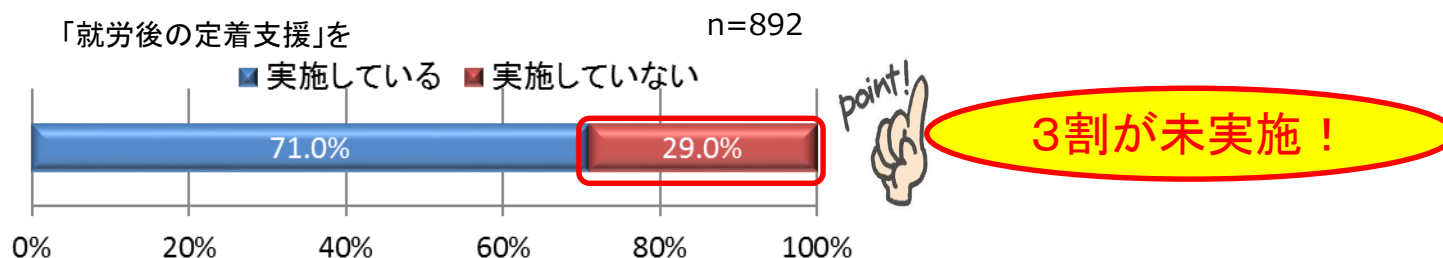


※支援対象者には、児童扶養手当受給者など、生活保護受給者以外の者が含まれている。

定着支援について

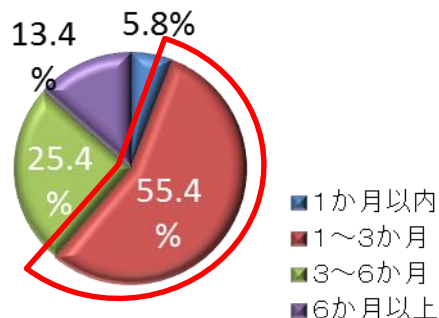
- 就労支援においては就労後にすぐに支援を終結するのではなく、定着支援等のフォローアップが重要。
- 自立相談支援事業において、7割以上の自治体が定着支援を実施している。
- 定着支援の実施期間は「1～3か月」、実施方法は「対象者本人へ電話・メール」が最も多い。
- また、定着支援による対象者の定着率が5割程度を超える自治体が、全体の4分の3近くとなっている。

1. 実施状況

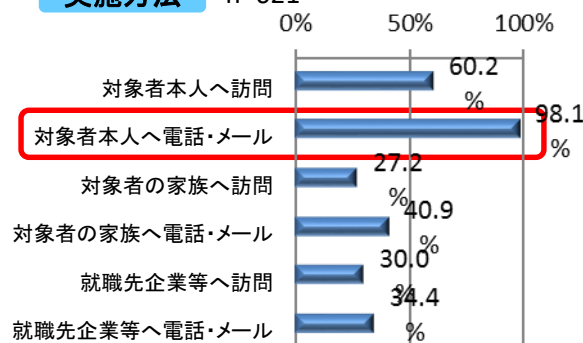


2. 実施期間、実施方法

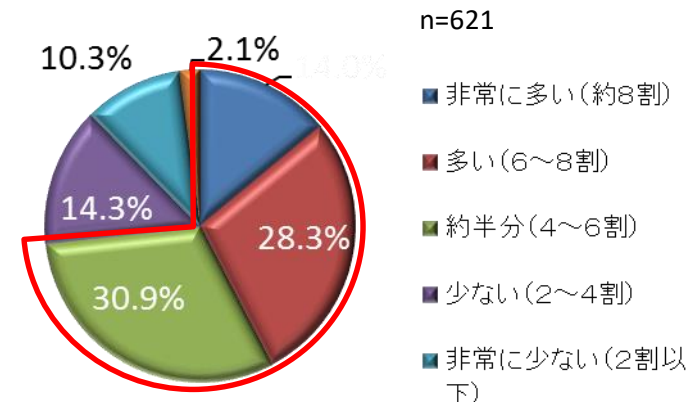
実施期間 n=621



実施方法 n=621



3. 定着支援の対象者の定着率



(出典) 平成28年度自立相談支援事業等実績調査。2のうち実施期間は就労後の定着支援を実施する自治体が実際の定着支援の実施期間で最も多いケースを回答したものを集計。2のうち実施方法は当てはまるものを全て回答したものを集計。4は最も当てはまるものを回答したものを集計。

就労準備支援事業とは



事業の概要

- **生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象**として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。

支援のイメージ

- **対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。**
- **プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。**

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

必ずしも段階的にやらなくても良い！



- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニュー**による支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

期待される効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、**一般就労に向けたステップアップ**を図ることができる。

認定就労訓練事業とは



制度の趣旨

社会福祉法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労をする上でまずは柔軟な働き方をする者を受け入れ、その状況に応じ適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。



認定の仕組み

認定主体
(都道府県、政令市、中核市)

認定

就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定



認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除
(法人や事業所の運営の健全性を担保)

支援のイメージ

非雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象外

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象

連携

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者による就労支援を実施

一般就労

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現！
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓(地域づくり)を実現！

なぜ就労訓練事業に取り組むの？



生活困窮者のため

- 就労は私たちにとって、生活の糧を得る機会ですが、それだけでなく、社会参加あるいは自己実現の機会でもあります。
- 生活困窮者の生活を安定させ、再び社会の中で居場所を見つけてもらうためにも、就労の機会の確保は非常に重要です。

地域のため

- 労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、「社会の支え手」を一人でも多く増やしていかなければなりません。

自らの事業所のため

- 生活困窮者を受け入れ、誰にとっても働きやすい職場環境をつくることは、業務の効率化だけでなく、職場定着や人材育成にもつながります。
- 生活困窮者を受け入れることにより、地域社会への貢献を行うなど、企業のCSR(社会的責任)を果たすことが可能となる。

認定就労訓練事業所への技術的支援

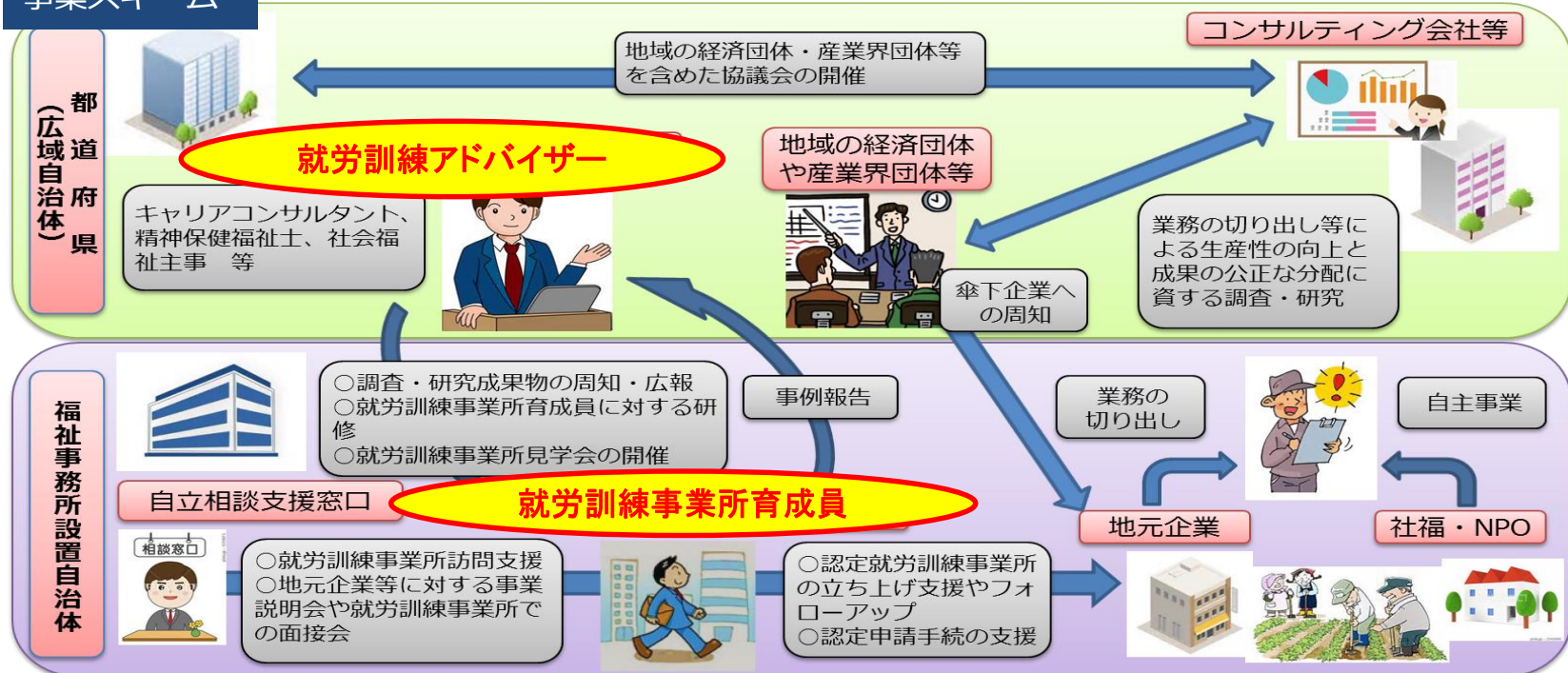
- その他事業(補助率1/2)の一つとして、
- ・ 都道府県に**就労訓練アドバイザー**(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
 - ・ 福祉事務所設置自治体に**就労訓練事業所育成員**を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進めている。



配置職種	実施自治体（H29年度）
就労訓練アドバイザー	奈良県、鳥取県、沖縄県
就労訓練事業所育成員	仙台市、長野市、相模原市、名古屋市、大阪市、奈良県、鳥取県、高知県

制度の活用を！

事業スキーム



生活困窮者の抱えている課題は？



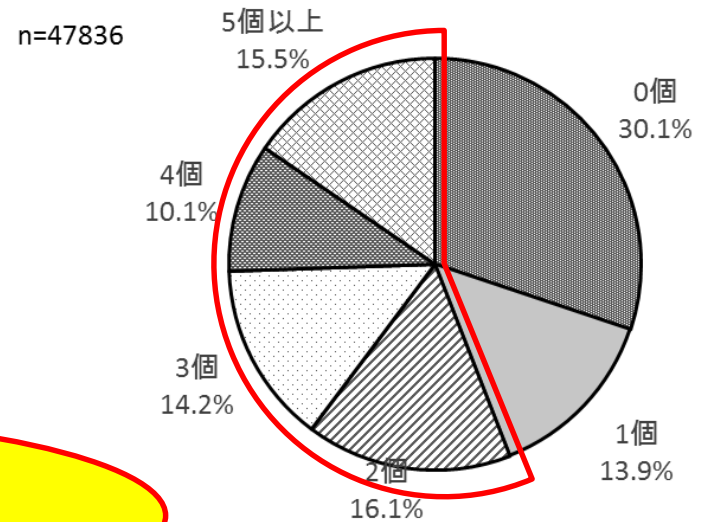
○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



対象者が潜在している可能性は？

2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

抱えている課題に対してどうすれば？



包括的な相談支援
(自立相談支援事業)

就労支援におけるアセスメント

【相談者の課題】

履歴書の書き方がわからない

面接の練習をしたい

自分に合う仕事を見つけたい

コミュニケーションに自信ない

朝起きられない

【対応策の例】

自立相談支援事業の就労支援（履歴書の書き方）

自立相談支援事業の就労支援（模擬面接）

ハローワーク（職業適性検査）

就労準備支援事業（コミュニケーションセミナー）

就労準備支援事業（生活リズム改善のための講座）

- 就労支援におけるアセスメントにより課題を把握し、多様な課題それぞれに対して支援メニューを用意。就労支援と並行して就労準備支援事業を実施するなどの工夫も必要。
- 就労準備支援事業をアセスメントの機会と捉えることも可能。（面談の間ではわからない本人の特性等を理解することができる。）

10. 事例集

①無料職業紹介の事例

無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例①

自治体名	運営方法	取組内容
大阪府 豊中市	直営	○ 平成18年度から無料職業紹介事業を実施。<u>独自に市内等の事業所にアプローチし、相談者の状況に応じた求人開拓を実施。</u> ○ 就労準備支援事業による就労体験を民間事業所の協力を得て実施。<u>民間事業所は「自社で働けるか」の視点で支援を行い、就労の可否を素早く判断。可能であれば無料職業紹介事業を活用して、当該事業所における一般就労につなげている。</u> ○ また、<u>一般の求人条件に応募できない就職困難者に対しては、本人の状況に応じて、就業時間の調整(1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする等)、年齢条件を緩和、給与の支払い方法の調整(週払いや日払い等にする)をした上でマッチングを実施。</u> ○ 地域の事業所に対して、切り出せる業務を具体的に提案しつつ、求職者の紹介をすることで、求職者と事業所の相互の満足につながっている。
鳥取県 北栄町	直営	○ 平成27年春に無料職業紹介事業を開始。商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介ができる体制を整備。 ○ 県と連携して、就労訓練事業を通じて実施する地域づくりに対する補助事業を実施。同事業の対象となった<u>農作業をメインにした事業所が認定就労訓練事業所となり、同事業所に対し雇用型での訓練へのあっせんを実施。</u>
北海道 釧路市	委託 (釧路社会的企業創造協議会)	○ 平成27年10月から無料職業紹介事業を開始。 ○ 地域の事業所とも連携し、軽作業(就労準備支援事業による内職作業)・企業見学・就労体験・企業実習・短時間就労・一般就労という段階的な就労支援の仕組みを構築。 ○ 年齢や社会経験の乏しさ等が原因でハローワークの職業紹介だけでは就労することが困難な者については、<u>企業実習・就労体験等の段階的な就労支援を行う中で、事業所と関係を構築し、当該事業所での一般就労を目指す</u>といった支援を行っている。

②就労準備支援事業の事例

就労準備支援事業の取組事例

秋田県湯沢市（一般市）

①就労体験を中心とした取組

1 市の概要

人口	46,330 人
保護率	1.3 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	8.0
プラン作成件数人口10万人当 (件) 一月当たり	12.1
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	5.0
就労・増収率(%)	44.8

4 事業実績（H29年度）

利用者	就職者	うち体験就 労利用者数	障害福祉サービ ス等へのつなぎ	支援終了
14人	2人	8人	2人	5人

※協力事業所数17か所
(民間企業15か所、公立図書館2か所)

5 事業実施のポイント ～就労体験を主とする中で～

地域の伝統産業に関連した就労体験を実施

- 「稲庭うどん」などの麺産業が盛んな当市。製麺所から稲庭そうめん300kgがフードバンクに寄付されたことがきっかけ。
- そのままでは活用することができないため、はかりを使ってそうめんを小袋に袋詰めにする作業を発案・実施。



3 実施方法について

実施方法	委託
事業費	7,495千円（平成29年度）
理由 (委託)	○就労継続支援B型事業所や障害者グループホームを運営していたことから、障害者就労支援のノウハウを生活困窮者向けに応用できると考えたため。 ○湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会（※）にも積極的に参加しており、他の就労支援事業所からの信頼も厚く、民間の一般企業との交流も積極的に行っていたことから、社会資源の開発にも期待ができたため。
事業概要	○就労準備支援担当者3名を配置。農作業等を通じ、生活自立支援訓練から社会自立訓練・就労自立訓練に至る個人ごとの支援プログラムを作成し、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得を目指す。 ○市内のNPO法人等が運営する就労継続A型・B型事業所の農場や一般企業等において、平成30年度は20名程度の就労体験を実施予定。 就労準備支援担当者の質を高めるため、養成研修の受講や先進地視察を積極的に行う。
その他 特記事項	○ネットワーク協議会（※）の就労支援部会の機能を利用し、体験的就労の開発や確保に努める。

利用者とその家族の声

- 初対面の方々が気軽に話かけてくれ、アドバイスをしてくれる方もおり、慣れてくると会話ができるようになり、楽しく作業ができた。
- 謝金をもらったことが嬉しかったらしく、本を買って貯金をしていた。将来は自分で稼いだお金で、誕生日プレゼントを買ってくれと話してくれた。

6 取り組んで良かったこと

- 利用者の性格や協調性、コミュニケーション能力などを観察することができ、アセスメント内容が深めることができる。
- 利用者の自己有用感の高まり、作業の効率化を図ろうとするなどの効果があった。

※障害者等の自立生活を支援するために、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

千葉県浦安市（一般市）

①就労体験を中心とした取組

1 市の概要（H29年度）

人口	168,852人
保護率	0.9%

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	18.4
プラン作成件数人口10万人当 (件) 一月当たり	5.0
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	1.7
就労・増収率(%)	57.1

3 実施方法について

実施方法	直営（自立も直営で一体的実施、被保護とも一体的実施）
事業費	2,302千円（困窮：1,535千円、被保護：767千円）
理由 (直営)	・ 庁内他制度担当部署や関係機関との連携が図りやすい。 ・ 4名の職員が相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計相談支援員を兼任し、ユーティリティープレイヤーとして機能している。
課題・対応	・ 就労準備支援事業の組み立て（何を、どのように）が困難。 ⇒市役所内には、発送文書の封入作業、公用車の洗車、花壇整備、貸出用車椅子の点検整備などの業務がある。これを就労準備支援のメニューとして組み立て、利用者に公共のために役に立っているという意識の醸成を図る。
事業概要	・ 週2回市役所内や社会福祉法人等の協力を得て体験就労を行っている。インセンティブとして利用者には作業報償費（1回参加500円）を支給。損害保険は市で加入。
その他 特記事項	・ 市役所内の同一フロア内で週に1回ハローワークの巡回相談があり一体的な就労支援を行っている。

4 事業実績（H29年度）

利用者	就職者	事業継続 利用中	体験就労 参加者	うち就職 者	自立就労 へのつな ぎ
10人	4人	3人	2人	2人	1人

※協力事業所数4か所
（民間企業2か所、社会福祉法人2か所）

5 事業実施のポイント～直営での利点を活用～

Point

市庁舎内で仕事の切り出しを行い、対象者に合わせた体験就労を実施



①市役所内

・ 公用車洗車、花壇整備、封入作業

②老人福祉センター

・ 館内清掃、駐輪場整備、PC文書作成、庭園整備

③特別養護老人ホーム・ケアハウス・デイサービス

・ 車いすのメンテナンス

※②③においては社会福祉協議会や社会福祉法人等の協力を得て、法人運用施設で職場体験実習も行える。

6 取り組んで良かったこと

- ・ 稼働能力の見立ての能力が向上し、自立相談等でも役立っている。
- ・ いままで市内業者との関わりは労働部門が担っていたが、福祉部門も関わるようになり、市と市内業者の関係性がより強固になった。

大阪府高槻市（中核市）

①就労体験を中心とした取組

1 市の概要（H29年度）

人口 353,822人
保護率 1.7%

※協力事業所数6か所
（民間企業4か所、社会福祉法人2か所）

3 実施方法について

実施方法 直営（自立も直営で一体的実施、被保護とも一体的実施）

事業費 4,052千円（困窮：2,400千円、被保護：1,652千円）

理由（直営）

- ・関係機関との連携が図りやすい。
- ・委託では指揮命令系統が異なるため、迅速な対応が難しいが、直営では即座の対応が可能である。
- ・長期的に安定した支援を行うことができる。

課題・対応

- ・支援員の資質・能力に頼るところが大きく、人材確保が課題
- ⇒ハローワークやカウンセラー養成校等に広く広報し、障がい者支援の経験がある、経験豊富な者を採用することができた。
- ・支援メニューが個別支援に限られている。
- ⇒他機関と連携を図り、解決した（サポステのグループワークの活用、市内協力事業所の協力を得ての職場体験の実施等）。

事業概要

- ・生活記録を基に食生活・運動指導により日常生活の自立を図り、支援員とのコミュニケーショントレーニングや市内事業所と連携した職場体験等の実施により社会生活の自立を図る。また、履歴書の作成支援や面接対策等の実施により就労自立を図る。
- ・職場体験の受入企業には協力金（1日3,000円）を支出している。また、傷害・損害保険は市で加入。

その他特記事項

- ・自立相談支援窓口と隣接しているハローワークの常設窓口と連携し、一体的な就労支援を行っている。

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当（件）
一月当たり 16.7

プラン作成件数人口10万人当（件）
一月当たり 3.2

就労支援対象者数人口10万人当（件）
一月当たり 2.0

就労・増収率（%） 62.1

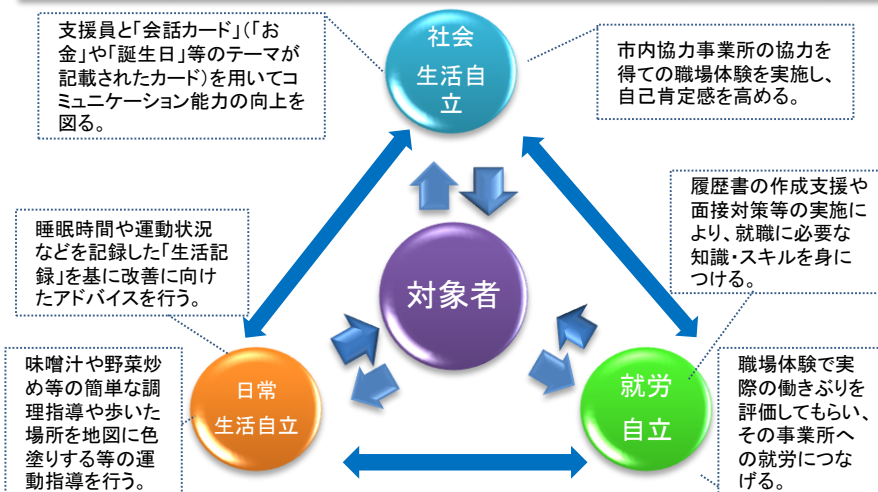
4 事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	体験就労者数	障害福祉サービス等へのつなぎ	ハローワーク等へのつなぎ	自立相談就労支援へのつなぎ	支援終了
生活困窮者	7人	1人	5人	4人	0人	3人	0人
被保護者	19人	8人	2人	0人	6人	12人	1人

5 事業実施のポイント～直営を活かし機動的に他機関と連携～

Point

ハローワークやサポステ等自治体の持つ関係機関とのコネクションを活かして事業を効果的に実施



6 取り組んで良かったこと

- ・就労支援の対象者を幅広く考えられるようになった。
- ・今まで市内事業所との関わりは労働部門が担っていたが、福祉部門も関わることで、市と市内事業所の関係性がより強固になった。

福岡県うきは市（一般市）

①就労体験を中心とした取組

1 市の概要（H29年度）

人口 30,010 人
保護率 1.5 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当
(件) 一月当たり 11.3
プラン作成件数人口10万人当(件)
一月当たり 4.1
就労支援対象者数人口10万人当
(件) 一月当たり 2.2
就労・増収率(%) 50.0

4 事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	障害福祉サービス等へのつなぎ	自立就労へのつなぎ	継続	最終転出等
生活困窮者	14人	4人	2人	2人	3人	3人
被保護者	5人	2人			2人	1人

※就労準備支援の中では、活動中の状況、コミュニケーション等を鑑み、必要に応じて、障害者相談支援事業と連携し、今後の展開を検討している。

3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）
事業費	18,436千円（平成29年度） ①自立相談支援…8,758千円 ②就労準備支援…3,927千円 ③家計相談支援…751千円 ④学習支援…5,000千円
理由（委託）	○地域福祉活動と共に多面的に相談支援事業を受託している社会福祉協議会へと委託する事で、広範囲の支援ネットワークを活用した生活困窮者支援が展開可能である事から。 ○障害者相談支援事業、日常生活自立支援事業、不登校・ひきこもり対策相談支援事業等を市社協が受託しており、困窮者支援を包括的に実施する基盤が既に整備されている事から。
事業概要	○主任相談支援員1名、相談・就労支援員1名、就労準備支援事業担当者2名、計4名体制（いずれも他事業と兼務）。 ○生活困窮者自立支援事業開始前から、不登校・ひきこもり支援において就労機会の確保の為に、内職を受託し、実施できる居場所「内職シェアステーション コココネ」を開設。 ○平成26年度からモデル指定を受け、就労準備支援へ。 ○平成28年度は8社の内職を受託。社会との接点を持つ為に納品は活動している皆さんと共に伺い、企業側とコミュニケーションを取る。 ○事業認知が進み、内職商品をブランド化。自立ラーメン「まえむき」や自立そば「つながり」を販売し、原価分を除く収益は工賃として受け取っている。
その他特記事項	○平成29年度から市が無料職業紹介所を設置。困窮者相談との接点を高め、就労出口の拡充を目指す。農福連携も実施。

5 事業実施のポイント ～就労体験を主とする中で～

Point

地域の企業から内職を受託し、社会福祉協議会内に作業スペースを確保の上、通所型の事業として実施



6 取り組んで良かったこと

○就労に至る前に本人のストレングスを確かめていくと共に、社会との接点を作っていく事で、事業所側の理解者も増え、賛同する事業所へと就職が決まる・社協全体の活動へも関心を持つなどの相乗効果が出ている。

兵庫県北播4市（一般市） 西脇市、三木市、加西市、加東市

①就労体験を中心とした取組 ③広域的な事業実施

1市の概要、2支援状況調査（H29年度）

	西脇市	三木市	加西市	加東市
人口	39,893	78,414	44,643	40,296
保護率（%）	0.6	0.6	0.5	0.3
新規相談受付件数 一月当たり	2.8	17.4	17.1	20.2
プラン作成件数 一月当たり	0.6	1.9	6.4	2.7
就労支援対象者数 一月当たり	0.2	0.9	2.8	0.8
就労・増収率 一月当たり（%）	0.0	55.6	33.3	25.0

3実施方法について

実施方法	直営（体験先へ謝金支払い）
事業費	・ 一人一日受入につき2,000円の謝金 ・ ボランティア行事用保険の加入料
課題・対応	【課題】小さい一般市では独自に多くの就労体験先を開拓するのは困難である。また、就労する先は市域ではなく圏域であるため市域では限界がある。 【対応】 予てから、生活保護等により情報共有や連携をしていた圏域で、この課題に対して、各市が開拓した体験先を各市が相互利用できるようにした。
事業概要	・ 各市が体験就労先を開拓及び登録。 ・ 利用者が体験を希望した場合、事務局市に連絡。就労体験日程等の調整を行う。 ・ 就労体験に際しては、体験参加者がいる市と事業所が協定を結ぶ。 ・ 利用の際には依頼市の職員が同行。 ・ 利用日数に応じた謝金を協定に基づき体験先に支払。
その他特記事項	・ H29年度途中より三木市が参加。 ・ 登録事業所向けに就労体験の取組みなどを紹介した広報誌を発行している。

4事業実績（H29年度）

	西脇市		三木市		加西市		加東市	
	生活 困窮者	被保 護者	生活 困窮者	被保 護者	生活 困窮者	被保 護者	生活 困窮者	被保 護者
利用者	2	5	-	-	10	5	2	3
就職者	0	2	-	-	2	1	0	3
体験以外の 就労支援継続	2	3	-	-	2	1	0	2
障害サービ スへのつな ぎ	2	1	-	-	4	1	0	1
登録 事業所数	5				46		1	

5事業実施のポイント ～地域資源を共有化する～

Point

小規模自治体の体制では、体験就労（就労準備）のための企業開拓の数をこなすのは簡単なことではないが、1市で多くの体験先を確保できなくても、**協定により4市分の体験先が利用可能となる。**

6取り組んで良かったこと

多くの業種の体験先を確保する必要があるが、これを1市で行うのは困難である。しかし、他市と協働実施を行うことによって、就労訓練のように広域的に様々な体験就労を提供できるようになった。

また、圏域の市で集まる機会を持っていることが、就労準備だけではなく、それぞれの市の課題への対応に役立っている。

1 市の概要（H29年度）

人口 51,007 人
保護率 0.8 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当
(件) 一月当たり 22.1
プラン作成件数人口10万人当(件)
一月当たり 5.9
就労支援対象者数人口10万人当
(件) 一月当たり 1.3
就労・増収率(%) 75.0

4 事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	福祉サービス等へのつなぎ	その他
生活困窮者	6人	1人	1人	4人 生活保護（1名）・ にじカフェ（2名）・ 中断（1名）
被保護者	2人	0人	2人	0人

※就労には結び付かないような障害が疑われるケースに関して、就労準備支援事業の担当者が手帳取得の手続、受診同行及び障害年金の申請手続支援を行っている。

3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）
事業費	9,000千円（困窮：6,000千円、被保護：3,000千円）
理由（委託）	・事業利用が想定される者には、障害が疑われるケースが多いと考えられることから、障害のある方に対する就労支援の実績やノウハウを有する法人に委託することが効果的と考えられる。
事業概要	・管理者1名（他事業と兼務）、就労準備支援事業担当者（教員OB）1名、特別支援教育士1名の計3名体制（他事業と兼務）。 ・通年、通所型で実施しているが、家族との面談を重視しており担当者が自宅へ訪問したり、検査受診時の同行などのアウトリーチも積極的に行っている。 ・居場所機能を有する「にじカフェ」を週2回実施。 ・プログラムは多様であり、起床・夕食・入浴・就寝等の状況を把握するための生活リズムチェック表を作成しているほか、調理実習、宿泊体験、文化、芸術、スポーツ活動、食事会、作業体験等を実施。
その他特記事項	・障害福祉サービスとしての就労移行支援事業、就労継続支援B型事業を実施しており、作業体験や実習の場が既に確保されていることが強みである。

5 事業実施のポイント ～障害者支援との共通点～

Point

障害者支援におけるノウハウを困窮者支援に活用し、**受託法人の障害福祉サービス事業所内で作業体験が可能**である。



6 取り組んで良かったこと

・必ずしも就労につながるケースばかりではないものの、障害が疑われるケースに対し、受託法人の人材や資源活用が可能であることから、円滑に障害福祉サービス等につなぐことが可能である。

1市の概要（H29年度）

人口 1,547,850人
保護率 3.0%

2支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当
(件) 一月当たり 18.4
プラン作成件数人口10万人当(件)
一月当たり 3.8
就労支援対象者数人口10万人当
(件) 一月当たり 1.9
就労・増収率(%) 70.2

4事業実績（社会福祉法人すいせい委託分／H29年度）

	利用者	就職者	自立相談支援・ 被保護者就労支援 へのつなぎ	福祉サービス 等へのつなぎ	継続
生活困窮者	7人	0人	1人	4人	1人
被保護者	18人	5人	7人	5人	1人

※生活困窮者7人のうち、1名は死亡により終結。

5.事業実施のポイント

Point

受託法人が既に運営している**障害者就労移行支援事業所内**
で作業訓練を行うなど、効率的な事業実施が可能である。

3.実施方法について（社会福祉法人すいせい委託分）

実施方法	委託（被保護と一体実施）
事業費	63,438千円（困窮：12,277千円、被保護：51,161千円）
理由 (委託)	・働くことに困難を感じている方、これから働くことを目指している方に対し、これまで障害者の就労支援で培ったノウハウを活かした支援が可能と考えられる。
事業概要	・就労準備支援事業担当者2名を配置（いずれも他事業と兼務）。 ・担当者が自立相談支援機関まで出向いてインテーク面接を実施し、本人の特性等を把握する。 ・就労移行支援事業所内で「製菓工場での検品作業」又は「PCを使用した事務系作業」のいずれかを本人の特性等を踏まえた上で選択し、「概ね2週間」の訓練を行う。 ・評価に当たっては、法人独自で作成した「訓練評価シート」を活用する。
その他 特記事項	※訓練期間を「概ね2週間」と設定している理由として、仕事に就けず焦っている生活困窮者も多いことから、焦りを解消できるよう早期に道筋を示すことが必要であり、初期段階での先の見えないゴール設定を極力なくしたいと考えている。



6.取り組んで良かったこと

・神戸市では、就労準備支援事業を6事業所へ委託していることから、本人のニーズや状況に応じた事業所を選択できる幅があり、オーダーメイド型の就労準備支援事業の提供が可能となっている。

熊本県

②障害福祉サービスとの連携 ③広域的な事業実施

1 県の概要 (H29年度)

人口	1,789,184	人①
高齢化率	30.0	%②
保護率	1.4	%③

- ①平成30年1月1日住民基本台帳人口動態統計
②平成29年10月1日現在 県:推計人口調査(年報)
③平成30年5月 熊本県の生活保護(速報値)

2 参加自治体 (H29年度)

県内一般市数	15市
参加一般市数	8市
県内就労準備 支援事業実施率	100%

4 事業実績 (H29年度)

就労 準備 実績	利用者 (共同実施の 県・8市の件 数)④	就職者 ⑤
生活 困窮 者	49人	13人



- ④前年度からの引き継ぎを含む
⑤作業所・就労訓練・就活等含む

5 事業実施のポイント～共同実施に向けた事務の流れ～

①6月:	各市を集めて意見交換会を実施。
②8月:	県内各市へ翌年度の任意事業の共同実施について意向調査を行う。
③10月:	県内各市へ2回目の意向調査を行う。
④	2回目の意向調査を踏まえて翌年度の委託予定額(概算)を算定し、共同実施予定の市へ予算額(案)を諮る。
⑤12月:	共同実施予定の市へ、翌年度に向けた事業内容の改善等の意見を求める。
⑥	12月補正予算で翌年度委託料(単年契約)の債務負担行為の設定を行う。
⑦	⑤を踏まえ、翌年度に向けた任意事業の要綱の改正を行う。
⑧	共同実施予定の市から、事業の同意を受付ける。
⑨1～3月:	企画コンペ方式により翌年度の委託業者の選定を実施する。
⑩2～3月:	共同実施の市と翌年度の事業実施の協定を締結する。
⑪3月:	翌年度の業務委託について委託業者と契約締結を行う。 併せて共同実施の各市へ契約額に基づく市の負担額を提示する。 (国庫補助申請の際にはこの額が反映)
⑫4～3月:	事業実施
⑬3月末:	委託業者へ会計(経理)の検査を実施。 (なお、事業内容は毎月報告を義務付けている。)
⑭3月末:	委託業者から本年度の委託の精算報告を受け付け、委託金額を確定させる。 この額に基づき、共同実施の各市に対し負担金を徴収する。

6 取り組んで良かった点

学校法人と社会福祉法人が共同体で事業を実施することで、両法人の有する人的資源・社会的資源を活用し、専門性を生かした支援を行っている。中でも、家庭環境が改善され、長期の引きこもり状態から脱却し自立に向けた活動を開始した支援者の例が、この取り組みの成果として挙げられる。

3 実施方法について

実施方法	委託(生活困窮者を対象) [熊本県(県管轄の23町・8村)と8市の共同実施] (共同実施自治体の人口695,134人)
事業費	26,000千円(平成29年度総額)
委託選定	生活のリズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労準備が整っていない生活困窮者を対象としていることから、コミュニケーション形成を通して一般就労へとつなげるノウハウを持ち、専門知識を有する支援員を配置可能な、かつ共同実施の市を含めた県下全域で事業を実施できる法人に委託する。
実施体制	・学校法人と社会福祉法人の共同体へ事業を委託し実施しており、教育分野と福祉分野のノウハウや専門性を生かした支援を実施。 ・支援員を県北・県央・県南のそれぞれの区域に拠点を置き、支援員を常勤換算で2名以上、各区内に偏りが生じないよう配置している。
共同体による福祉と教育二つの視点での実施	【福祉的支援】障害福祉サービスとしての就労継続支援A型・B型事業所等を有しており、対象者の状態像に応じた体験を実施する。また、 障がい者就業・生活支援センター があり、福祉の専門性を生かした支援を行っている。精神保健福祉士等を配置し、専門家の立場からのカウンセリングを行うなど様々な支援対象者に対応している。 【教育的支援】自己理解やビジネスマナー、職業人講話など各種セミナーを実施するなど支援対象者に応じてプログラムを作成し、支援を行っている。キャリアコンサルタント・臨床心理士等による専門的な相談を実施し、また、職業訓練・就労支援等の相談事業も有し、複雑な問題を抱える支援対象者に対応している。 【ひきこもり等支援】当初より専門の心理カウンセラーを配置し、ひきこもりやニート等の支援対象者へアウトリーチを基本とした寄り添い型の支援を実施している。支援対象者の安心・安全な「居場所」を確保する意味でも家庭環境を重視し、家族会の活動を通じて世帯支援も行っている。

熊本県における任意事業の広域的实施について

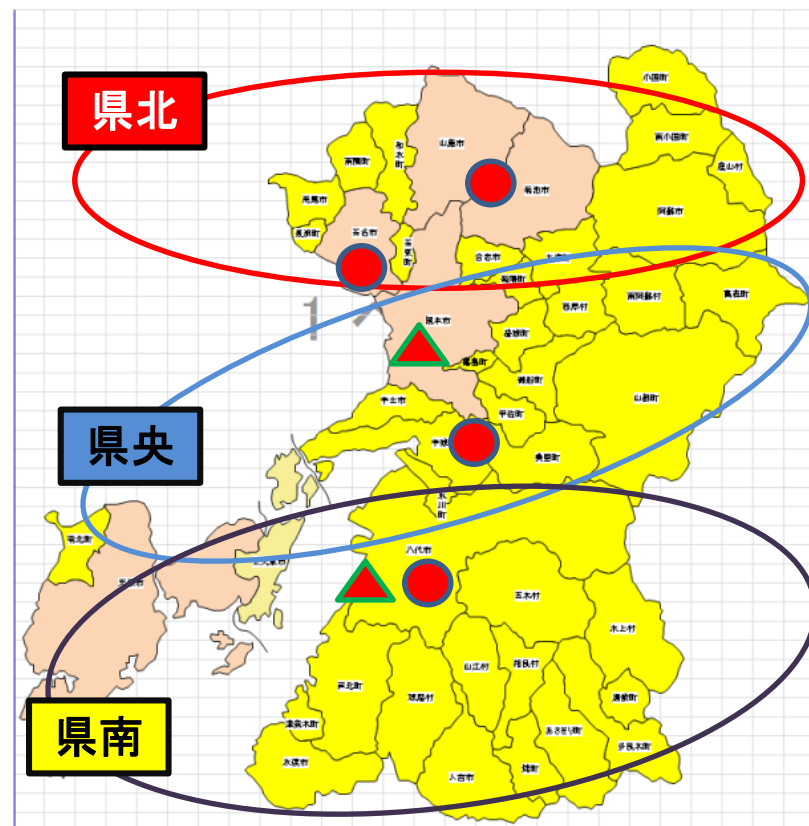
- 熊本県では、困窮者の多様な課題に対応するため、任意事業（就労準備支援・家計相談支援等）について、各市と任意事業の共同実施を行っている。
- 具体的には、県による各市に対する共同事業への参加の意向調査を行った上で、参加意向の市も含め県が一括して委託。

■ 就労準備支援事業

- 実施自治体数／全自治体数 : 15／15
→ 県との共同実施（委託先：社会福祉法人と学校法人の共同事業体）は9自治体（その他の自治体は個々に委託して実施）
- 拠点を4カ所（県北2カ所、県央1カ所、県南1カ所）（●）を設け、各拠点に支援員を配置。
- 支援員が相談を行うとともに、各地域における就労体験先の開拓・誘導を実施。

■ 家計相談支援事業

- 実施自治体数／全自治体数 : 15／15
→ 県との共同実施（委託先：グリーンコープ）は9自治体（その他の自治体は個々に委託して実施）
- 拠点を2カ所（県央1カ所、県南1カ所）（▲）を設け、各拠点に支援員を配置。
- その支援員が各自治体の要請に応じて曜日を決めて各自治体に出向き巡回相談を実施。



京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、城陽市、向日市、
長岡京市、八幡市、木津川市（都道府県及び一般市）

③広域的な事業実施

1 府の概要 (H29年度、京都市を除く)

人口 1,151,070人
保護率 1.3%

※人口は、平成29年1月1日現在
保護率は、平成29年12月分

2 参加自治体 (H29年度)

府内一般市数 14市
参加一般市数 8市
府内就労準備
支援事業実施率 100%

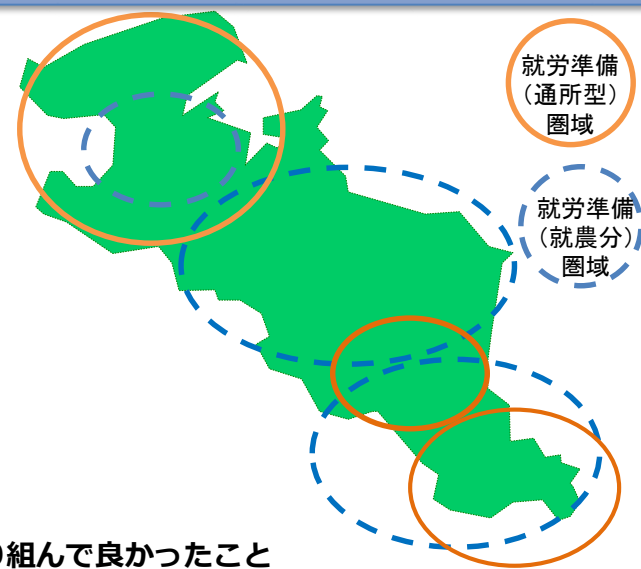
4 事業実績 (H29年度)

就労準備実績	利用者	就職者
生活困窮者	25人	8人
被保護者	31人	8人

5 広域実施の状況 ～府内圏域の範囲～

Point

都道府県が広域で実施するだけではなく、**自治体へ事業実施にかかる電話相談や支援調整会議等へ助言者を派遣することにより、単独実施の一般市もサポートしている。(委託)**



6 取り組んで良かったこと

府が主導して広域実施をすることで、府域全体として就労支援のノウハウの標準化や資源開拓が進み、単独で実施する一般市も増加している。なお、実施率100%を達成。

3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）…平成25年度から府内全域で広域実施
事業費	平成29年度 18,700千円（3圏域の通所型経費）うち京都府負担:3,000千円
課題・対応	【課題】府が担う町村部は対象者が少なく、資源が不足しており、一般市においては、生活困窮者等に対する就労支援のノウハウや資源にもバラツキがあり、取組が進まない。 【対応】①スケールメリットを生かした、効率的・効果的な実施 ②ノウハウの標準化や資源開拓の効率化を図るため、府と一般市と共同で実施
事業概要	・平成27年度は、拠点のベース的な経費(人件費・家賃等)を府が負担し、各自治体は単価契約での利用者数に応じた経費を負担 ・平成28年度からは、共同実施する各地域毎に、自治体で費用按分し、各地域事情等を加味の上、負担額を決定 ・府委託先の京都自立就労サポートセンターが各自治体の相談・就労支援の取組をサポート
その他特記事項	・通所型…セミナー、軽作業、職場体験等を通所型で実施(共同) ・宿泊型…セミナー、軽作業、職場体験等を4泊5日の合宿型で実施 ・就農訓練…農作業を中心とした就労体験等を通所型で実施(町村部のみ) ・スキルアップ訓練…府内各地で各種のセミナーや体験・見学会を1日～1か月の単位で実施。(府委託先の京都自立就労サポートセンターとの契約締結により一般市利用可)

大阪府、東大阪市、岸和田市、池田市、泉大津市、
泉佐野市、河内長野市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市
(都道府県・中核市・一般市)

③広域的な事業実施

1 府の概要 (H29年度時点)

人口	8,826,276 人
保護率	3.3 %

2 参加自治体 (H30年度)

福祉事務所 設置自治体数	35
就労準備支援事業 実施自治体数	31
府内就労準備 支援事業実施率	88.6
参加自治体数	%10

4 事業実績 (H29年度)

就労準備実績	利用者	就労による自立
生活困窮者	37人	5人
被保護者	60人	0人

協力事業所数241事業所
 営利団体 128か所
 社会福祉法人 87か所
 農業法人等 5か所
 NPO法人 9か所
 その他 12か所

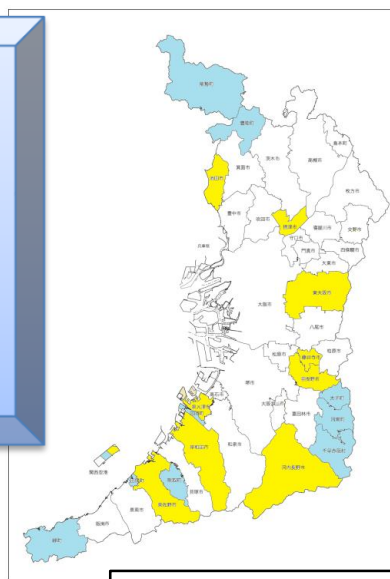
3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）…平成28年度から府内全域で広域実施
事業費	平成29年度13,154千円 (就労準備支援事業（被保護含む）：5,725千円) 自立相談支援事業（就労支援の一部）：7,429千円)
課題・対応	【課題】就労支援等について、協力事業所の開拓や支援ノウハウの蓄積などを、1自治体で対応するのは困難。 【対応】上記課題への対応を目的として、大阪府が管内自治体に就労準備支援事業と自立相談支援事業（うち就労支援の一部）の広域実施を呼びかけ （委託先：有限責任事業組合大阪職業教育協働機構《A'ワーク創造館》）
事業概要	①就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 ・職場見学や就労体験の受け入れ事業所の開拓 ・就労体験、職場見学、就労準備支援講座等の企画・実施 ②自立相談支援事業 ・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成の助言、支援調整会議の参加等
その他特記事項	・費用は参加自治体で按分。契約や委託料の支払い等の事務は大阪府が代表して行い、参加自治体は大阪府へ負担金を支払う。 ・負担金の額は「基本負担額（均等割負担額）」と「稼働年齢層人口割負担額」で構成。双方の割合は「基本3：人口1」に設定。 ・日常的な支援については、参加自治体と委託先が直接やりとり。大阪府は必要に応じて連絡・調整などを行う。 ・事業の実施状況の共有等を目的に、全参加自治体と委託先が参加する全体会議を開催。

5 事業実施ポイント ～実施地域～

Point

都道府県が事業内容を企画し、
広域実施を管内自治体へ提案。
生活困窮者自立支援法施行後
に開始したため、事業内容の合
意をどのように得るかが重要。
また、広域実施であっても、各
自治体が主体性を失わず、能
動的に取り組むよう、事業内容
を企画し、運営することが重要。



黄色…参加自治体(中核市・一般市)
 水色…参加自治体(郡部)

6 取り組んで良かったこと

- ・ 営利団体、社会福祉法人、農業法人等、NPO法人など幅広い職種の就労体験、職場見学が可能となった。
- ・ 自治体は、支援員1人当たりの人件費の半額程度の予算額で参加可能。就労準備支援事業を実施する数居が下がった。

北海道岩見沢市（一般市）

④被保護者と一体的な取組

1 市の概要（H29年度）

人口	82,218 人
保護率	2.4 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件)	
一月当たり	18.8
プラン作成件数人口10万人当(件)	
一月当たり	5.7
就労支援対象者数人口10万人当(件)	
一月当たり	1.6
就労・増収率(%)	62.5

3 実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）…自立相談支援事業も実施
事業費	16,416千円（困窮：約5,400千円、被保護：11,016千円）
理由（委託）	業務遂行能力、企画提案の妥当性、所要経費の見積内容・金額など総合的に判断し選定。
課題・対応	○就労準備支援事業への参加者の人数が多くなり、引きこもっていた方が、はじめて参加するには人数が多すぎる。 →少人数制（3名前後）のプログラムを新たに開発し、実施している。また、男性が苦手な相談者もいることから、女性のみで実施する女子会を開始した。 ○就労準備支援事業に参加し、就労につながる者が増加してきた。企業訪問や現場担当者・本人・支援員が参加する三者面談を実施し、定着支援を実施しているが、根幹にある孤立の解消が難しい。 →就労後の定着支援（孤立防止・危機介入）を目的に、就労を開始、卒業した者を対象にした、新規プログラムを開発し、2月に1度実施している。
事業概要	・体験利用も可能。 ・プログラムは多様にあり、セミナー、ボランティア、就労体験、職場見学、居場所づくり、女子会、就労定着など。 ・利用者のニーズ、状態に合わせてプログラムを実施。
その他特記事項	自立相談支援事業・被保護就労支援事業・就労準備支援事業を一体的に実施。

4 事業実績（H29年度）

就労準備実績	利用者	就職者	福祉就労へのつなぎ	就労支援へのつなぎ
生活困窮者	33人	9人	7人	17人
被保護者	20人	12人	3人	5人

5 事業実施のポイント ～利用者像に合わせてプログラムを開発～

就労準備支援事業の対象者像は、支援をすることで少しずつ変化していき、そのニーズも変わる。また、人数が増えることで、プログラムの効果も変化するため、利用者像に合わせてプログラムを開発することが重要。

Step0 居場所づくり・通所訓練 女子会 作業チーム	【女子会】グループ活動への参加が難しい、男性が苦手という方が、まずは人々に通うことを目的に実施。【本人の希望によっては、自宅（相談員と本人）で実施することもある】 【例】塗り絵・裁縫・お茶会・アクセサリーづくりなど 【作業チーム】グループ活動への参加が難しい方を対象に、アイロップづくりやお手玉づくりなど軽易な仕事体験を行う。
Step1 生活自立支援訓練 たのしみ隊 まなび隊	【たのしみ隊】レクリエーション活動を通して、生活習慣の改善や他者との関係づくりを学びます。 【例】家で手軽に作れる料理教室・ゲーム大会・ヨガ・地域づくりの講話・季節の行事など 【まなび隊】基礎学力に自信がなくて不安を感じている人が、常用漢字、熟語、ことわざの意味、四則計算などを学びます。この他、社会科見学も定期的に実施している。
Step2 社会自立支援訓練 たいけん隊 しごと見学隊	【たいけん隊】地域イベントやプロジェクト活動に参加して、就労に必要な自信、経験及び能力を身につけます。 【例】商店街の各種活動、まちなか朝市・プロジェクトクリスマス・教育大学の事業へ参加 【しごと見学隊】職場を見学し、職場のイメージづくりを行います。 【例】製造業・ホテルペットメイク・スーパーのバックヤード・B型、A型事業所など
Step3 就労自立支援訓練 はたらき研 はたらき隊 パソコン隊 就労支援セミナー	【はたらき研】「はたらくことは、そもそもどういうことなのか？」3月1クールで、参加者同士のグストの話しをきいたり・知識を身につけながら、働くことについて考えます。 【はたらき隊】希望に応じて、職場体験を実施します。（飲食店・ホテルの客室清掃など） 【パソコン隊】パソコンの基本操作について、個々の習熟度に応じて学ぶプログラムです。 【就労支援セミナー】履歴書・職務経歴書の書き方、面接練習、ビジネスマナー講座、メイクアップ講座、グストーク（市内で働いている方が講師）を行い、就職活動の基本的な知識・技能を身につけます。
Step4 就労定着支援 ゆるりんく	【ゆるりんく】就労後の定着支援（孤立防止・危機介入）を目的に、就労を開始、卒業した者を対象に2月に1度実施している。 【例】クレープづくり、地域のお祭りへの参加、忘年会、遠足など

6 取り組んで良かったこと

プログラムを細く段階的に準備することで、多様な利用者の状態・ニーズに対応できる。また、就労開始後のプログラムを実施することで、孤立の解消や、早期の危機介入が可能になった。

1市の概要（H29年度）

人口 562,036 人
保護率 1.7 %

※協力事業者数61か所
（民間企業54か所、社会福祉法人7か所）

2支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当
(件) 一月当たり 19.6
プラン作成件数人口10万人当
(件) 一月当たり 4.3
就労支援対象者数人口10万人当
(件) 一月当たり 3.0
就労・増収率(%) 96.5

3実施方法について

実施方法	委託（被保護と一体的実施）…自立相談は直営
事業費	約10,000千円（困窮：約400千円、被保護：約600千円）
理由（委託）	・類似する事業の実績や職員体制（専門職）が確保されている事業所に委託することで効果的に、また、対象者が類似する被保護者と一体的に委託することで効率的な事業実施ができる。（地域若者サポートステーション事業者）
課題・対応	・自立相談は直営で実施しているが、就労準備についてはノウハウもなく、対象者の確保がどこまでできるか不明であった。 ⇒これに対して、地域若者サポートステーション事業を既に地域で実施している事業者へ委託することで、ノウハウ不足との課題に対応でき、また、被保護と一体的に実施することで、利用者数の確保の課題に対応した。
事業概要	・通年、通所型で実施。（駅前に拠点あり） ・利用勧奨の際には体験利用も可能。 ・プログラムは多様にあり、セミナー、ボランティア、就労体験、職場見学、農業体験、物づくり実習、合宿など。 ・プランにより利用プログラムは変わる。
その他特記事項	・地域若者サポートステーション事業のノウハウを活かしている。

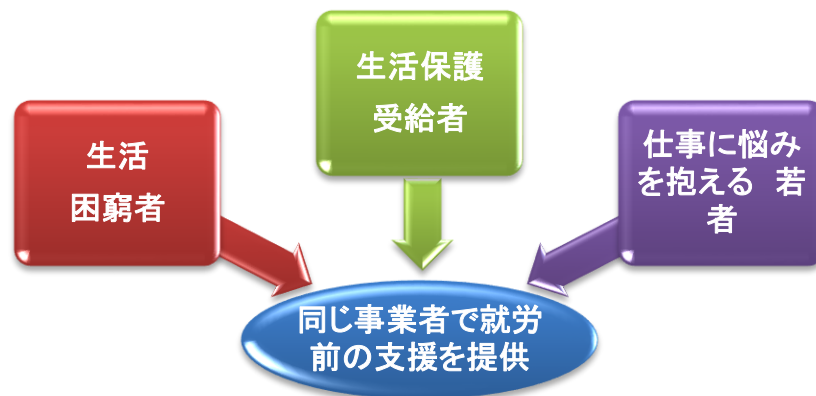
4事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	障害者福祉等へのつなぎ	ハローワーク等へのつなぎ	自立相談就労支援へのつなぎ	支援終了
生活困窮者	17人	0人	3人	2人	2人	6人
被保護者	14人	2人	6人	3人	2人	12人

5事業実施のポイント ～地域資源を活かす～

Point

生活困窮者の対象者のみでは、規模が小さく事業化できなくても、類似する事業と一体的に実施することで、事業化ができるだけでなく、**スケールメリットを活かして委託額を含め効率的な事業実施となる。**



6取り組んで良かったこと

複数の事業を一体的に実施していることから、メニュー数も多く、利用者に合わせたプランニングができる。また、利用者は体験や経験が少ないことから、これに対しても様々な体験や経験を提供できる。

就労準備支援事業の取組事例

千葉県佐倉市（一般市）

⑤ 認定就労訓練との一体的実施

1 市の概要（H29年度）

人口	176,518人
保護率	0.68%

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	11.7
プラン作成件数人口10万人当(件) 一月当たり	5.8
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	1.1
就労・増収率(%)	69.6

4 事業実績（H29年度）

利用者	就職者	障害福祉サービス等へのつなぎ	ハローワーク等へのつなぎ
10人	8人	1人	1人

※認定事業所数7か所

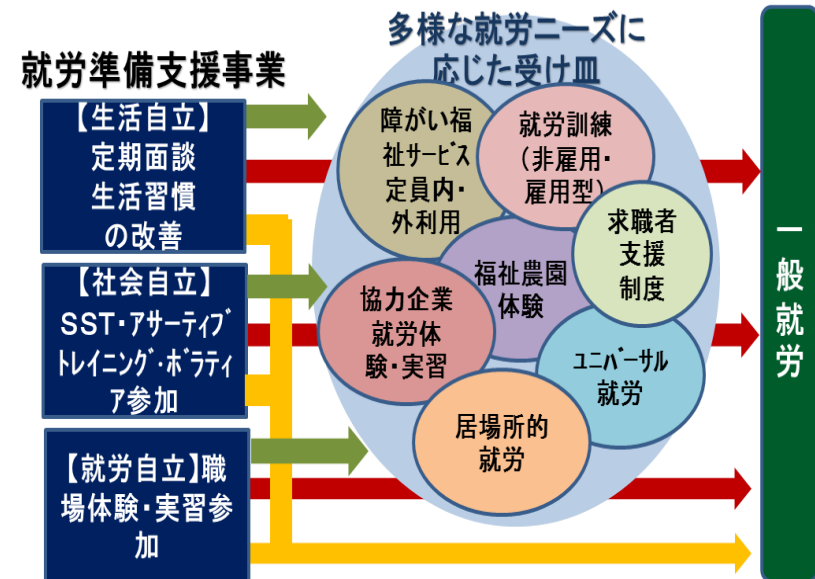
※協力事業所数（民間企業175か所、社会福祉法人2か所）

3 実施方法について

実施方法	委託：佐倉市生活困窮者自立支援事業共同事業体 （社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会・社会福祉法人光明会・社会福祉法人生活クラブ）
事業費	約15,000千円（平成28年4月1日～平成30年3月31日）
理由（委託）	・共同事業体を構成する各法人の得意分野を生かし、既存の社会資源・ネットワークを活用することが事業実施に当たり効果的と考えられる。
課題・対応	・就労支援のプロセスにおいて、利用者の自己有用感を高めるには、実際の職場における就労体験を通じての自己実現の達成が求められることから、多様な就労ニーズに応じた受け皿を整備することが喫緊の課題であった。
事業概要	・就労準備支援員（いずれも就労支援員兼務）2名を配置。 ・働きたい方を早期に職場に繋げ、就労自立に向けた支援を実施する。（職場実践型）短期間で一般就労に就く見込みがある方には、早期に職場での訓練を通じて定着を図る。また、一般就労に就くまで時間がかかりそうな方には、就労訓練事業等につなぎ、伴走型の支援により一般就労を目指す。
その他特記事項	・協力認定就労訓練事業所（7事業所）と連携することにより、支援対象者のペースに合わせた見学や実習、就労体験等の受け入れを実施している。

5 事業実施のポイント

～ 就労準備事業の委託先が自身の法人内の事業所等を認定訓練事業所とすることで多様な就労ニーズに応じた受け皿の開拓を推進。（7事業所）



6 取り組んで良かったこと

協力認定就労訓練事業所との連携運営により、支援対象者のペースに合せた見学や実習、就労体験等の受け入れを入り口とした認定就労訓練の実施が可能となる。

就労準備支援事業の取組事例

神奈川県相模原市（指定都市）

⑤ 認定就労訓練との一体的実施

1 市の概要（H29年度）

人口 722,117人
保護率 1.9%

※認定事業者数19か所
※就労準備協力事業所数29か所
(民間企業23か所、社会福祉法人6か所)

3 実施方法について

実施方法	委託：パーソルテンプスタッフ株式会社（被保護者と一体的実施）
事業費	42,697千円（困窮：10,040千円、被保護32,657千円）
理由（委託）	・有料職業紹介での実績があり、これまでに培った地域とのつながりをいかすことができる。 ・市の無料職業紹介事業も受託しているため、入口から出口までワンストップで就労支援ができる。
課題・対応	（課題） ・支援対象者の就職活動費の確保（対応） ・有償ボランティアを確保する。 ・徒歩圏内で支援ができるように受け入れ先を開拓する。 ・市社会福祉協議会の事業を活用する。
事業概要	・就労準備の委託と併せて、認定就労訓練事業所育成員1名配置し、就労準備の体験先や認定就労訓練事業所の開拓を行っている。 ・就労準備と就労訓練を一体的に実施し、支援対象者の課題や状況に寄り添った支援をしている。 ・居場所づくりや就農訓練等多様なメニューで支援をしている。
その他特記事項	・地域資源の活用と地域ニーズを考慮することで、地域の協力が得られ、また、地域からの相談も受けやすくなった。

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当(件) 一月当たり 36.6
プラン作成件数人口10万人当(件) 一月当たり 2.7
就労支援対象者数人口10万人当(件) 一月当たり 2.3
就労・増収率(%) 87.3

4 事業実績（H29年度）

	利用者	就職者	認定訓練事業移行者	障害福祉サービス等へのつなぎ	ハローワーク等へのつなぎ	自立相談就労支援へのつなぎ	支援終了
生活困窮者	126人	38人	17人	10人	2人	5人	54人
被保護者	238人	40人	11人	7人	168人	0人	12人

5 事業実施のポイント ～一体的実施でまとめて企業開拓～

Point

就労準備支援事業の委託先が認定就労訓練事業所の開拓も実施することで、対象者に応じた多様な受け皿を確保。

同一協力事業所内で実施 （就農訓練への移行例としてのイメージ）



就労準備支援

短期研修
(2ヶ月間、
週1～5日)
収穫作業等
(H28実績12名)

長期研修
(半年間、
週3～5日)
農作業全般
(H28実績5名)

認定就労訓練

専門技術研修
就農実施訓練

耕作を開始し、
先進的技術習得

農業従事者として独立を目指す

6 取り組んで良かったこと

活動をとおして、地域には様々な課題を抱える支援対象者を受け入れる力があるとあらためて実感できた。今後地域へのアウトリーチを工夫することで、より包括的な支援が実施できると考えている。

1 市の概要（H29年度）

人口 55,944 人
保護率 0.9 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当
(件) 一月当たり 18.8
プラン作成件数人口10万人当(件)
一月当たり 9.7
就労支援対象者数人口10万人当
(件) 一月当たり 1.7
就労・増収率(%) 50.0

3 実施方法について

実施方法	直営＋委託（被保護と一体的実施）
事業費	17,245千円※（平成29年度） ※被保護との合計額
理由 (委託)	<通所型就労準備&就農訓練> ○地域若者サポートステーション事業を実施してきた実績と農林業の訓練やセミナーを実施してきたノウハウ。また、農業事業者や関係団体、農家とのコネクションを有していることから、事業を労協センター事業団へ委託している。 <その他> ○広域事業（府内8市と府）の合宿型セミナーは、京都府が委託をしている（一社）自立就労サポートセンターへ委託。就労体験と簡易なセミナーは、直営で実施している。
事業概要	<通所型就労準備&就農訓練> ○専任の就労準備支援員2人と他事業兼務の就労準備支援員1人の3名体制。 ○空き保育所を活用して、通年・通所型で室内での内務作業、園庭と周囲の田畑での農業体験、市内山林での里山整備（林業）体験を実施。 ○通所については、様々な理由で移動手段が確保できない人に対して、送迎車による送迎を行っている。 <その他> ○合宿型セミナーは、セミナー・軽作業・職場体験等を4泊5日で実施。
その他 特記事項	○同施設で、孤立を解消するための「居場所事業」、社会とのつながるための「地域の団体や都市部（西成）との交流事業」などを併せて実施している。

4 事業実績（H29年度）

	H28年度				H29年度			
	登録者	終了者	就労者 (終了者の内数)	農林業 従事者 (就労者の内数)	登録者	終了者	就労者 (終了者の内数)	農林業従 事者 (就労者の内数)
生活困窮者	5人	8人	7人	1人	3人	11人	2人	0人
被保護者	1人				2人			

5 事業実施のポイント ～通所型就労準備&就農訓練事業～

<目的>

農林業等1次産業の場を介した体験やセミナーにより、利用者が生活習慣の見直しや自己有用感の形成、さらに就労意欲の向上や生きる力を身に着ける。また、支援者が本人の特性や強みをじっくり見る機会となり、支援のミスマッチを防ぐ。

<効果>

- 特に就労に関するアセスメントの内容が深まる。（特性の見立て）
- 集団によるコミュニケーション力の向上。
- 生活にリズムがつけられる。
- 作物の成長や他者からの感謝（提供や販売）が自己有用感を育み、意欲の向上を図ることができる。

利用者の声

- 農業や物作りへの興味が出てきた。 ○ 自分たちの作った作物が売れると嬉しい。
- 職業訓練への道も考えられるようになり、その後、就労にもつながったので感謝している。
- 一般就労ができるなら良かったが、障害者手帳を活かしてでも仕事(A型)につくことができてよかった。

6 取り組んで良かったこと

○近隣の田畑や山林を借りていることから、利用者の状況に合わせた就労体験・訓練が提供できる。また、その内容に絡めたセミナー、販売や提供、行事なども提供できることから、様々な体験が可能となった。

○草刈りなど、周辺地域への貢献活動により地域からの認知もされてきた。

大阪府柏原市（一般市）

⑦産業雇用部局との連携の取組

1 市の概要（H29年度）

人口	69,784 人
保護率	1.8 %

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	23.1
プラン作成件数人口10万人当(件) 一月当たり	10.0
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	5.6
就労・増収率(%)	95.8

3 実施方法について

実施方法	直営（被保護と一体的実施）…自立は委託＋直営
事業費	約3,300千円（困窮：約1,650千円、被保護：約1,650千円）
理由	・産業部局の地域就労支援センターが中高年齢者、ひとり親、若年者、障害者の就労支援をしており、当該センターに併設する形で生活困窮者の就労支援窓口を置き、引きこもりの就労準備に特化した就労準備支援事業を1名配置で実施。
課題・対応	・労働局と商工会と市（産業部局）で、就労支援を含めた雇用対策の強化を図るための「雇用対策協定」を結ぶなど、産業部局を中心に就労支援を進めてきている。そういった中で、生活困窮者支援の就労支援をどのように組み立てるか。 ⇒就労支援のノウハウがある産業部局と連携して、生活困窮者の就労支援と就労準備支援事業を実施。これにより産業部局と福祉部局が連携強化されるとともに商工関係機関との接点ができた。
事業概要	・グループワーク（ミーティングやクッキング） ・公園清掃（有償、無償）・有償ボランティア活動等 ・コミュニケーション練習や面接・履歴書対策の個別面談
その他特記事項	・就労訓練事業（社会福祉法人での訓練（謝礼有り））と「雇用対策協定」による「ステップ就労」（2週間限定の求人）により、段階的な就労支援を実施

4 事業実績（H29年度）

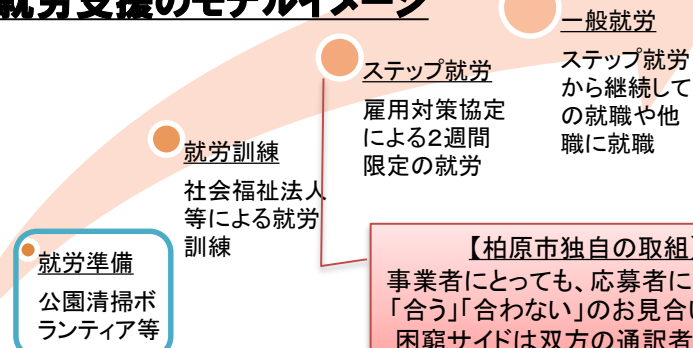
利用者数	就職者数	認定就労訓練実施者数	ステップ就労利用者数	うち就労準備事業利用者数	障害福祉サービス等へのつなぎ
10人	2人	6人	4人	2人	2人

5 事業実施のポイント ～ 市内連携 ～

Point

生活困窮者の支援を福祉部局だけで実施しなければという思いにとられず、**各自治体の市内を見渡し、自治体の特徴に合わせた実施体制を構築**することで、効率的で効果的な事業運営につながっている。

柏原市における 就労支援のモデルイメージ



【柏原市独自の取組】

事業者にとっても、応募者にとっても、「合う」「合わない」のお見合い期間。困窮サイドは双方の通訳者となる。

6 取り組んで良かったこと

福祉部局のみで就労支援に取り組むのは難しいが、産業部局の取り組みに相乗りをしていくことで、就労を希望する利用者に対して、ステップアップできる支援を提供できる。

就労準備支援事業(福祉専門職との連携)活用事例

① 福井県坂井市

【委託先】社会福祉法人かすみが丘学園(事業所名:就労支援ネットかすみ(就労移行、就労継続支援B型等))

【配置されている主な福祉専門職】介護福祉士2名

【経緯】

○ 坂井市は有効求人倍率が比較的高い地域のため、就労意欲が高い人は比較的容易に仕事が見つかるものの、就労を困難とする障害要因を抱えているケースでは、手帳はなくても何らかの「障害」をもっている方が多い。

そのため、障害者福祉所管課と協議のうえ、障害者支援に強い法人のノウハウを活用することとした。

【事業内容】

○ 「坂井市就労支援ネットワーク事業」として社会福祉法人かすみが丘学園に委託を行い、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援だけでなく、協力事業所の開拓や、福井障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携も含めた、地域における就労支援のネットワークづくりを担っている。

○ 就労準備支援担当者は、市内の企業や事業所を訪問し、利用者の実習等の受入先の開拓を実施するほか、必要に応じて福祉専門職と連携し、障害福祉や医療サービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

② 大阪府豊中市

【委託先】社会福祉法人豊中きらら福祉会(事業所名:ワークセンターとよなか(就労継続支援B型事業所))

【配置されている主な福祉専門職】社会福祉士1名

【事業内容】

○ 事業所では、事務補助や内職作業、施設外就労で利用する段ボール工場での作業などで、集団を通しての対人関係の築き方を学んだり、自己肯定感を高め、社会生活自立に向けての支援を実施。

○ 就労準備担当者と事業所の介護福祉士等が連携し、障害の疑いのある支援対象者の場合は、障害受容を促して障害手帳の取得により福祉制度につなげたり、医療的なケアが必要かを見極めていくなど必要なサービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)①

京都府京丹後市の概要

人口:57,009人(H28.8月末時点)
世帯数:22,725世帯(H28.8月末時点)
高齢化率:34.3%(H28.8月末時点)
保護率:10.3%(H25年度)

事業概要



地図データ:ZENRIN

1. 事業実施の背景

- 相談者への面談のみによるアセスメントに限界を感じていたことから、就農体験を通じた見立てを行うために実施。
就農訓練を通じて利用者の自己有用感を高めたり、適正職種等を見立てる機会となっているほか、荒廃農地の利用にも繋がっている。

2. 実施状況・利用状況

- 企業組合労協センター事業団に委託。被保護者への就農訓練事業と一体的に実施。
- 就農訓練事業担当者2名(田畑担当1名、里山担当1名)を配置。
- 利用者は週2~5回の通所型で利用し、3か月で支援内容を見直すことにしている。
- 生活困窮者のみではなく、被保護者、サポステ利用者等も対象とすることで利用者を増やしている (事業費は利用者数に応じて按分。平成28年10月時点の利用者数:困窮者4人、被保護者2人、サポステ10人)。

3. 取組内容

- 農家や自治会への聞き込みにより、近隣の荒廃農地を探した上で持ち主の了解を得て、そこで田畑耕作を実施。
- この他、里山整備(集材作業補助)、事業所内での内職、他都市・地方間連携による釜ヶ崎支援機構や京都自立就労サポートセンター等との農業体験等を通じた利用者の交流も行っている。
- 知識や技術が必要な農作業を行うときは、近くの農家を講師として招いている(謝金を支給)。
- 利用者に対し工賃等を支給していないが、作業に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを収穫した農作物等と交換できるようにしている。
- 希望者には曜日ごとに方面を決めて近隣までの送迎を実施。
- 当該事業所には自立相談支援事業の支援員も配置しており、常に連携が図られている。

③ 認定就労訓練の事例

認定就労訓練における優先発注の取組事例

兵庫県伊丹市（一般市）

優先発注（認定就労訓練）

1 市の概要（H28年度）

人口 202,037人
保護率 1.6%

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当
(件) 18.5
プラン作成件数人口10万人当(件)
3.8
就労支援対象者数人口10万人当
(件) 2.7
就労・増収率(%) 89.2

3 認定就労訓練実施状況

市内実施 団 体	①企業組合伊丹市雇用福祉事業団 ②NPO法人ワーカーズコープかんさい ※認定は兵庫県
事業概要	・常時支援員3名体制 (支援手続き担当、職場見学担当、就労契約手続き担当) ・①の団体は、就労準備支援事業も受託。 長期離職者やひきこもりは就労準備支援事業、短期離職者は認定就労訓練（雇用型、非雇用型）に振り分けて支援を実施。
課題・対応	・雇用型の利用には無料職業紹介の取扱いが必要。 (伊丹市は実施済み) ・対象者に合った業務の提供が必要。優先発注分以外にも独自事業による短期就労等（長期離職者ですぐの就労困難だが給与が必要等）も実施。
優先発注認定	①②とも平成27年8月21日
優先発注 件 数	①26件 63,381千円 ②1件 6,690千円 ※平成28年度
その他 特記事項	・従前より生活保護受給者の就労支援に協力を実施し、行政との信頼関係を構築していた。 ・優先発注の効果により独自財源を得ることにつながり、更なる独自支援を行っている。（自転車貸し出しや就職活動用衣類貸し出し事業等）

4 事業実績（H28年度）

- ・就職者数 85人（うち就労支援プラン作成者人数 50人）
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業参加者数 50人
うち就職者数 31人
- ・認定就労訓練事業参加者数 実人数 非雇用型 3人 雇用型 19人
うち就職者数 9人
- ・就労準備支援事業参加者数 実人数 10人 うち就職者数 2人
- ・無料職業紹介事業 紹介者数 22人 うち採用者数 12人

5 事業実施のポイント ～福祉部局主導の庁内連携と業務の切り分け～

Point

- ・福祉部局が主導となって庁内部局に優先調達の働きかけを実施。
 - ・シルバー、障害者団体との住み分けに留意。
- 業務の切り分けを行い、体力の必要な業務等を認定就労訓練事業者が担うことで、市の課題を解決している。

優先発注事例

市の課題：ヌートリアの駆除
外来種（ヌートリア）が増えており、捕獲用の檻を市内に複数箇所設置しているが、すべて見回るのは困難。



※ヌートリア：固有の生態系への悪影響や農業被害があり、繁殖力も強い。

市から優先発注を受けて、設置後の檻の見回りを実施
(認定就労訓練事業、雇用型)

⇒運動になり、時間的な感覚も身につく（日常的自立）
仲間とのコミュニケーションや地域住民との挨拶（社会的自立）
就労収入を得ることで一般就労に向けた足がかりとなる（就労自立）

6 取り組んで良かったこと

行政：通常の行政業務の予算で生活困窮者支援を実施できた。
事業者：優先発注により、雇用型の就労訓練を実施する業務量を確保できた。
利用者：事業への参加により賃金を確保しながら就職活動を実施できた。

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー)の取組状況

奈良県の取組例

- 平成30年度より就労準備支援事業を広域で実施する予定であったため、それに先駆けて平成29年度より就労訓練事業所の開拓・支援を充実することを目的として実施した。
- 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・パーソルキャリアコンサルティング(株)で構成されている特定委託業務共同事業体への委託により実施。県内11市との広域就労準備支援事業の開始に伴い、常勤職員1名(自立相談支援事業の相談支援員経験者)に加え、平成30年度より新たに常勤職員1名(就労支援・企業開拓経験者)を配置。
- 具体的な取組内容は、企業への制度の周知・啓発、認定就労訓練事業所の開拓と申請手続きの支援、自立相談支援機関のニーズ把握と地域資源の把握等を実施。
- 工夫している点として、開拓先の事業所を3段階の層に分け(実践、開発、啓発)、ターゲット別にアプローチの方法を変えている。また、事業所のニーズを把握し、事業所側のメリットを伝える(育成型人材確保、在職者の離職防止等)、支援機関による継続的な支援があることを伝える、などの取組も実施している。他に、良質な受入事例をまとめて発信することや、事業所向けの実践的な学習機会を設けるなどの取組もしていく。

沖縄県の取組例

- 就労訓練事業所の開拓促進及び認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施し、常勤1名を配置している。
- 平成30年3月末時点で、那覇市(中核市)を除く県所管地域で28件の認定。具体的な取組内容は以下の通り。
 - ・個別訪問を中心とした新たな事業所の開拓
 - ・事業所の利用を促進するため、管内自立相談支援機関の支援員と定期的に情報共有を行う。また、支援員が直接、事業所と連携しやすくなるよう、新規に認定された事業所と支援員の顔つなぎを行う。(自立相談支援機関の後方支援)
 - ・県HPでの広報をはじめとする周知を通して、認定申請を検討する事業所からの問合せに対する相談対応等
- 市町村には利用促進を図ることを目的として、市町村担当者向けにチラシの配布や困窮制度の担当者会議での案内等を通じて、認定就労訓練事業の制度周知を図っている。

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練事業所育成員)の取組状況

宮城県仙台市の取組例

- 自立相談支援事業や就労準備支援事業を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターが受託し、28年度より事業開始。この取組によって、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓とを一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用へとスムーズにつなげることが可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は2名(常勤)配置。1名は主に企業開拓を担い、もう1名は認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの役割を担うことを想定している。育成員については、民間企業に長年従事した経験がある者や、ハローワークの窓口経験者が担っている。これにより、企業と対象者の両方の視点を持った支援が可能となる。
- 育成員の主な業務としては、現時点では利用者が増えていないため、開拓業務がメインとなっており、認定申請のための書類作成支援も行っている。

大阪府大阪市の取組例

- 認定就労訓練事業所の拡大と事業の利用促進を目的として、就労支援のノウハウを有している有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(A‘ワーク創造館)に委託し29年度より事業開始。平成30年度からは、就労準備支援事業と就労訓練推進事業を「就労チャレンジ事業」として一体的に実施することとし、有限責任事業組合大阪職業教育協働機構を含む共同体へ委託。これにより、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓を一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用まで連続的かつ包括的な支援が可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は3名(非常勤)配置。主な資格については、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーなどである。
- 事業所開拓以外にも、認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング(自立相談支援機関の後方支援)や、就労支援プログラムの作成支援(認定就労訓練事業所の後方支援)等を実施している。

はじめに

生活困窮者自立支援制度と、就労訓練事業の位置づけ

このガイドブックでご案内するのは、生活困窮者自立支援法に基づいた就労訓練事業です。この法律は、平成27年4月より始まった新しいもので、就労訓練事業は民間主導の任意事業に位置づけられています。

就労訓練事業（中間的就労）とは

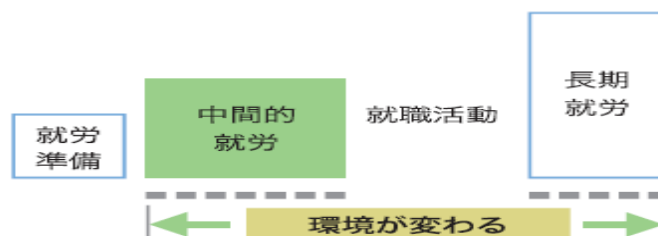
- ・ 自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき、自治体やその委託事業者が運営）のあっせんに応じて、認定就労訓練事業者が、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- ・ 利用者は雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）と雇用契約を締結したうえで支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

中間的就労「なごやモデル」

名古屋市では、この地域で事業を行う企業を重要な社会的資源と捉え、就労訓練事業（中間的就労）の実施にあたり、企業と協力して「実際の職場で行う実習型*の就労訓練」を行っています。

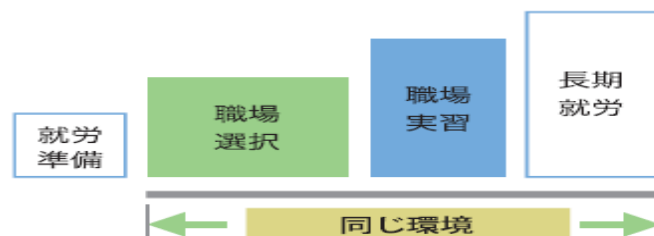
〔 従来モデル 〕

難易度が高い



〔 なごやモデル 〕

難易度が低い



実際の職場で
実習することが
最大の強み！

*このガイドブックでは、実際の事業所において雇用型で行う就労訓練を「実習」と呼んでいます。

④ 地域共生の事例

「地域の縁側」などを中心とした支え合いの地域づくり（神奈川県藤沢市）

自治体概要※

人口 427,501

面積 69.57km²

小学校数* 35

中学校数* 19

※2017年4月1日現在

* 市立のみ

- 相談機能も備えた多世代交流の場である「地域の縁側」を市内33か所に設置
- 「地域の縁側」において把握された困りごと・相談ごとについては、市民センター等と連携して、確実に専門的な支援につなげる。
- バックアップふじさわ（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした相談支援機関が連携・バックアップ。

住民に身近な地域での取組

◎地域の縁側

- 誰でも気軽に立ち寄れ、相談もできる多世代交流の場。市内33か所に設置

（※）基本型、基幹型（生活支援コーディネーターを配置）、特定型（高齢者の居場所、子育てサロン等利用対象者であれば誰でも利用可）に分類される

- 市内の地域団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会等）、NPO、社会福祉法人等が運営。運営に当たっては、地域ボランティアと協働（ボランティアポイント制を活用）



地域の縁側「ヨコク」まるだじ（終活セミナー）



シェークンズ遠藤「七夕交流会」



子どもと地域の大人をつなぐ居場所（地域の縁側「たきのさわパラダイス」）

自宅開放型地域交流サロン（ねり）

◎地区ボランティアセンター（市内12か所）

- 電球交換やゴミ出し、外出付き添いなど、高齢者や障害者などの日常生活でのちょっとした困りごとの手助け（生活支援）や、身近で気軽に集まることのできるサロン（居場所）事業も実施。



ボランティアセンターむつあい



ライフタウン・ジョブ

◎市民センター・公民館（市内13か所）

- 地域団体の育成援助や郷土づくり推進会議（※）の業務を担う。
- （※）市民、地域団体等の市民参画により、地域の特性を活かした郷土愛あふれるまちづくりを推進
- 地域の身近な福祉サービスの窓口として地区福祉窓口を設置。福祉や健康に関する相談を受け、関係機関の紹介や情報提供を実施

市レベルでの取組

◎全世代・全対象型包括ケアの基盤づくり

ハローワーク常設窓口（市庁舎内）
（ジョブスポットふじさわ）

自立相談支援機関（市直営）
（バックアップふじさわ）

自立相談支援機関（委託）
（バックアップふじさわ社協）

地域包括支援センター

・包括的・継続的な支援の実施体制

障がい相談
支援事業所

子育て支援
センター

医療

福祉

介護

子育て

教育

地域の多様な活動団体

地域の縁側
地区ボランティアセンター
子ども食堂、農福連携 等

連携・
バック
アップ



地域の縁側と地区ボランティアセンターを市社会福祉協議会が活動をサポート。コミュニティソーシャルワーカーの活動とも密接に連携。

◎相談支援包括化推進員

- 生活困窮者自立相談支援機関（2カ所）に1名ずつ配置。
- 複合的な課題がある事例に対し、多機関が関わる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。



作成：厚生労働省

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

自治体概要※

人口 403,952

面積 36.38km²

小学校数* 41

中学校数* 18

※2017年4月1日現在

* 市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ
(ローラー作戦)

市レベルでの取組

地域包括ケアシステム推進総合会議 (市全域)

・多分野の相談支援機関の課題共有、しくみづくりの場

高齢

障害

子育て

医療

生活困窮

民生・児童委員
校区福祉委員

警察

消防

コミュニティ
ソーシャルワーカー

連携

連携

地域福祉ネットワーク会議 (日常生活圏域：市内7地域) 【高齢部会・障害部会・子ども部会】

- 専門職、高齢・障害・児童の施設事業所、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
- ワークショップなどを通じた課題共有・地域連携の場

作成：厚生労働省

生活困窮者支援を基盤とした包括的支援体制（兵庫県芦屋市）

自治体概要※

人口 96,196

面積 18.57km²

小学校数* 8

中学校数* 3

※2017年10月1日現在

* 市立のみ

- 生活困窮者支援を推進する基盤整備の一環として保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。
- 市役所内の関係部署や関係機関との連携を促進するために、統一様式（Joint-Sheet）を活用。地域福祉課内にトータルサポート係を設置し、複合的な事案の支援やコーディネート等を実施。
- 住民、専門職、行政等が協働して地域課題を解決するためのネットワークとして、「地域発信型ネットワーク」を構築。「小地域福祉ブロック会議」等により、地域内の課題の解決や地域活動を展開。

住民に身近な地域での取組

◎小地域福祉ブロック会議

- 小学校区単位で、住民、専門職、行政等、地域の福祉に関わる人々が集まり、地域内の課題の発見・共有、活動展開方法の検討と計画化、役割分担、活動、評価を実施。住民主体の見守り活動や居場所づくり等を実施。（2016年度の地域活動の実践件数13件）



小地域福祉ブロック会議の様子

◎全世代交流に向けたプロジェクト・チーム

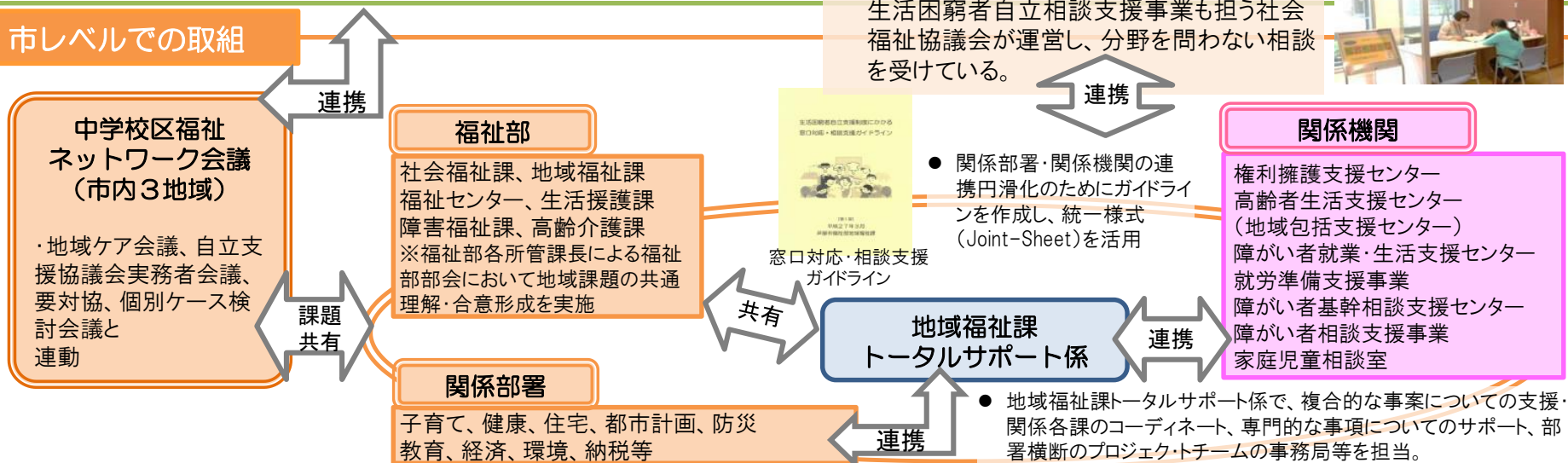
- 金融機関、株式会社、大学等の多様な主体による情報交換、学習会を通じてこれからの「地域につながる取組」を期待。

◎福祉なんでも相談「総合相談窓口」

- 保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。生活困窮者自立相談支援事業も担う社会福祉協議会が運営し、分野を問わない相談を受けている。



市レベルでの取組



作成：厚生労働省

ご清聴ありがとうございました。